

窃盗の場合、高齢者の85.4%は万引であり、他の年齢層に比べ万引きの割合が高く、侵入盗や乗り物盗は少ない(図 2-6)。また、平成元年には高齢者による窃盗に占める万引の割合は77.6%であったが、平成16年には85.4%と上昇している。

詐欺の犯行形態は無銭飲食が最も多く、特に高齢者(55.3%)と10代(56.1%)で高率となっている(図 2-7)。高齢者の無銭飲食は、平成元年の49.5%から平成16年の52.7%へと増加している。

図 2-6 窃盗の年齢別犯行形態

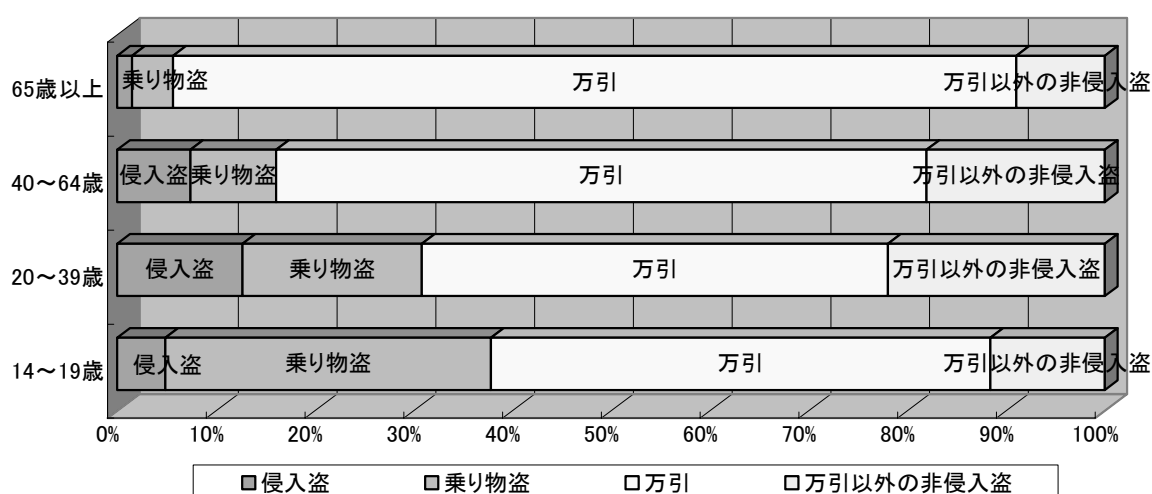
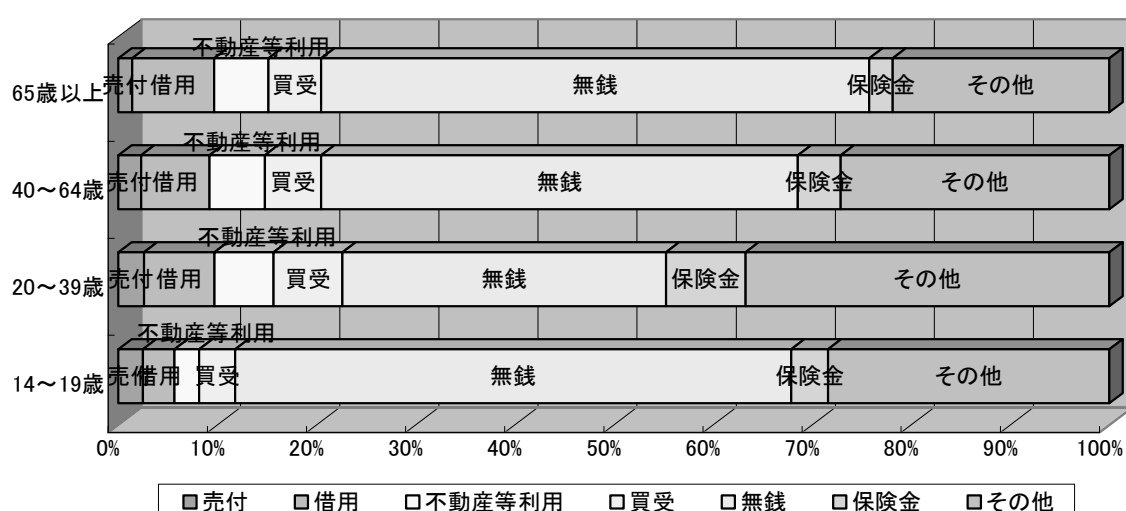


図 2-7 詐欺の年齢別犯行形態



注：「その他」には、募集、職権、釣銭・両替、留守宅、横取り、受託を含む。

5 逃走時の交通手段

高齢刑法犯では、占有離脱物横領を除くと、徒歩での逃走か、逃走をしなかった場合など逃走に該当しない場合が大半を占めている(図 2-8)。占有離脱物横領は、横領の客体が自転車である場合が多いので、当然の結果として、自転車を使って現場を離れている。

罪種別に見ると、強盗や恐喝では車、タクシー・レンタカー、バイクなど比較的遠距離へ行くことのできる交通手段で逃走しているほか、強姦でも車での逃走が比較的多く、比較的機動性の高い犯行となっている。

しかし、どの罪種でも、他の年齢層と比べた場合、高齢者では徒歩での逃走か逃走に該当しない場合が多く、車やとりわけ盗難車輛を使った逃走の割合が低くなっている(図 2-9)。

図 2-8 高齢刑法犯の罪種別逃走時の交通手段

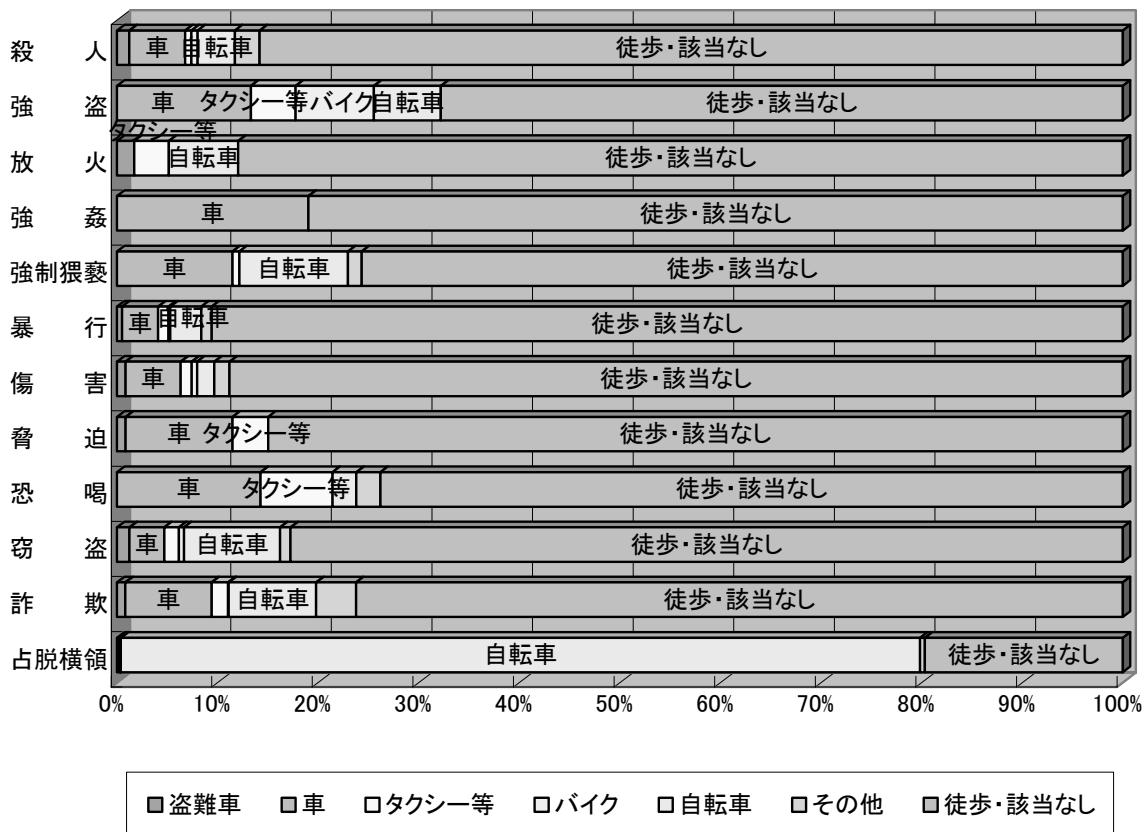
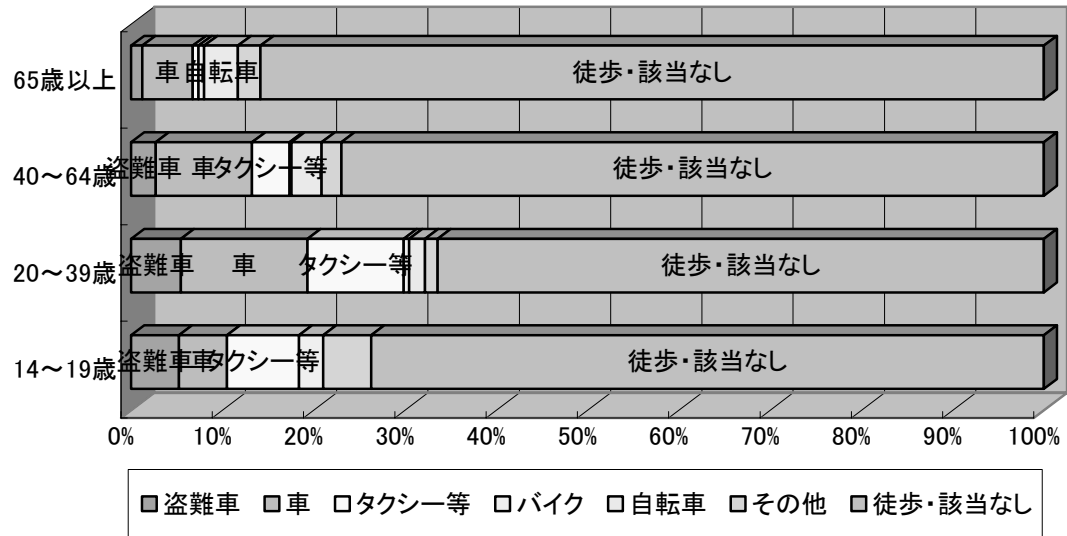
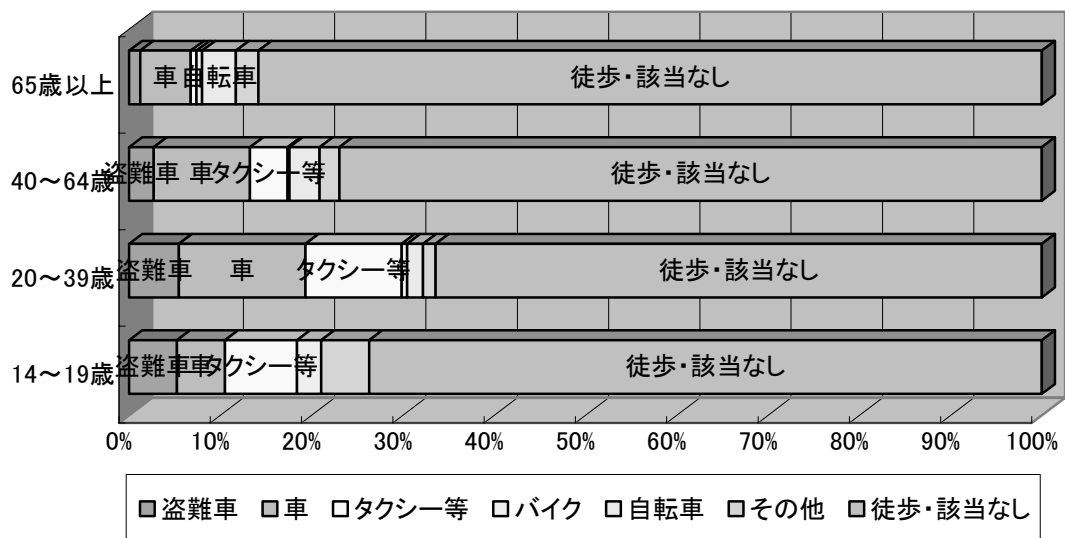


図 2-9 特定罪種の年齢別逃走時の交通手段

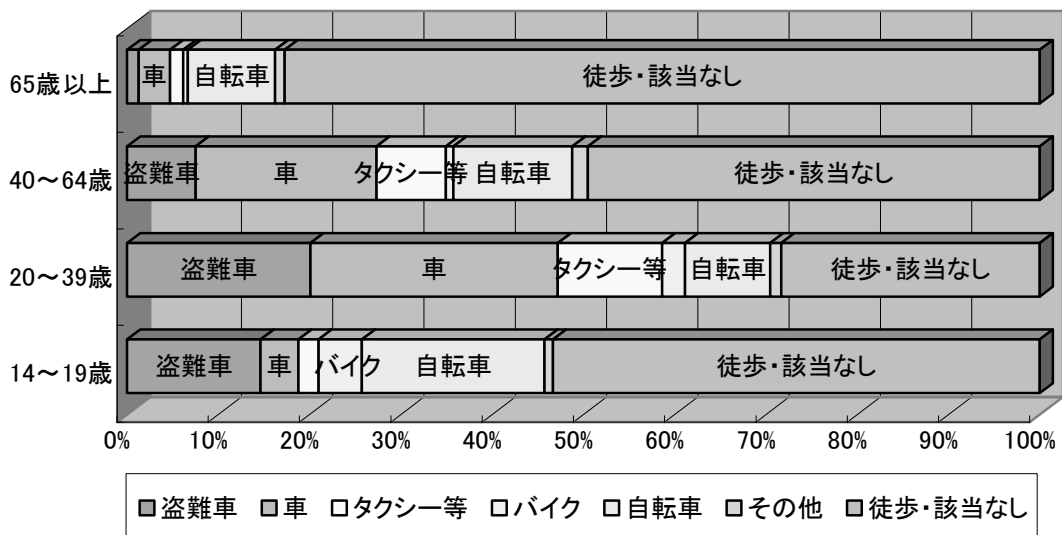
殺人



強盗



窃盗



6 共犯形態（検挙件数）

高齢刑法犯事件では，単独犯が97.6%を占め，共犯での犯行は3.4%と，他の年齢に比べて共犯者率が低く，年次変化も見られない（図 2-10）。女性高齢刑法犯の共犯者率は，1.3%で更に低い。

しかし，罪種別にみると，恐喝（38.1%）と詐欺（24.2%）については，高齢者の場合も共犯の割合が比較的高い（図 2-11）。しかも，この2つの罪種に関しては，平成元年の共犯者率が11.1%と3.4%であり，平成16年にかけて共犯者率が高まっている。本章12で分析するように，恐喝に関しては，高齢者についても暴力団が関与しているので，恐喝の共犯者率の高さもこれに関係していると推測される。

図 2-10 高齢刑法犯事件の年齢別共犯形態

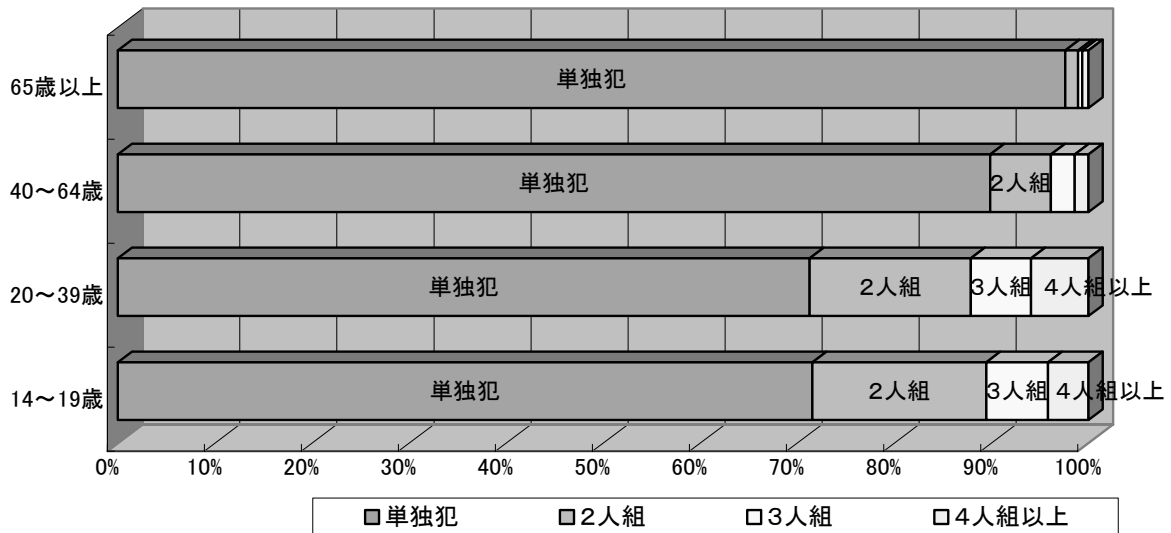
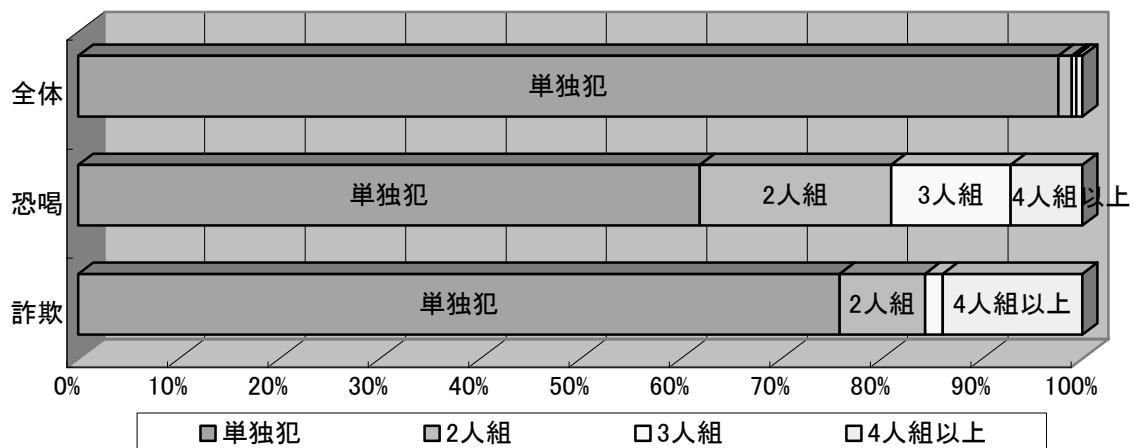


図 2-11 特定高齢刑法犯事件の罪種別共犯形態



7 居住状況

居住状況は犯罪者の生活形態や経済状態を示す一つの指標になりうるところ、高齢刑法犯の居住状況を調べてみると、96.7%が何らかのかたちで定まった住所があり、住所不定の者は3.3%となっている（図2-12）。しかも、20歳から64歳までの年齢層より住所不定の者の割合は低くなっている。但し、罪種別に見ると、強盗（28.6%）、詐欺（25.2%）、住居侵入（27.3%）においては、住所不定の者の割合が高くなっている。また、前歴のある高齢刑法犯の住所不定の割合は8.1%であり（前歴者全体では14.0%）、前歴のない高齢者の0.7%より高い（前歴のない者全体では3.1%）。

女性高齢刑法犯の住所不定の割合は0.5%であり、男性高齢者の4.5%よりも低い。なお、年次変化では、平成元年以降、住所不定の者の割合は上がり下がりがあり、はっきりした傾向は見られない。

図2-12 高齢刑法犯の年齢別居住状況

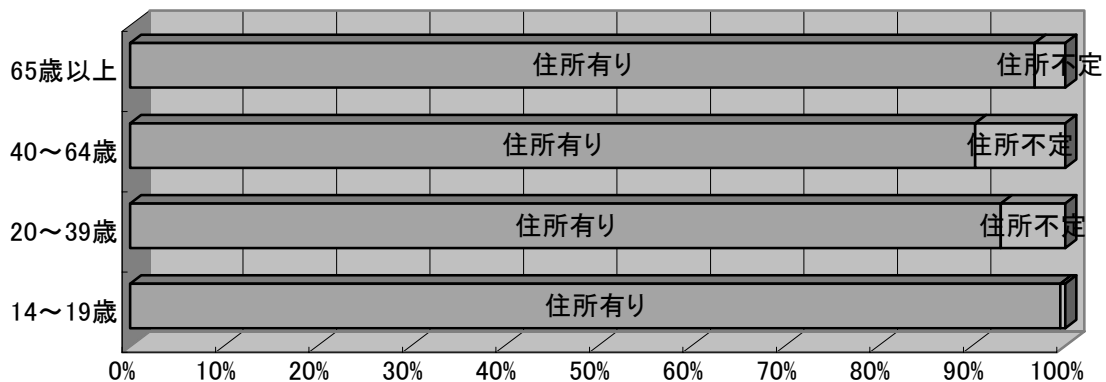
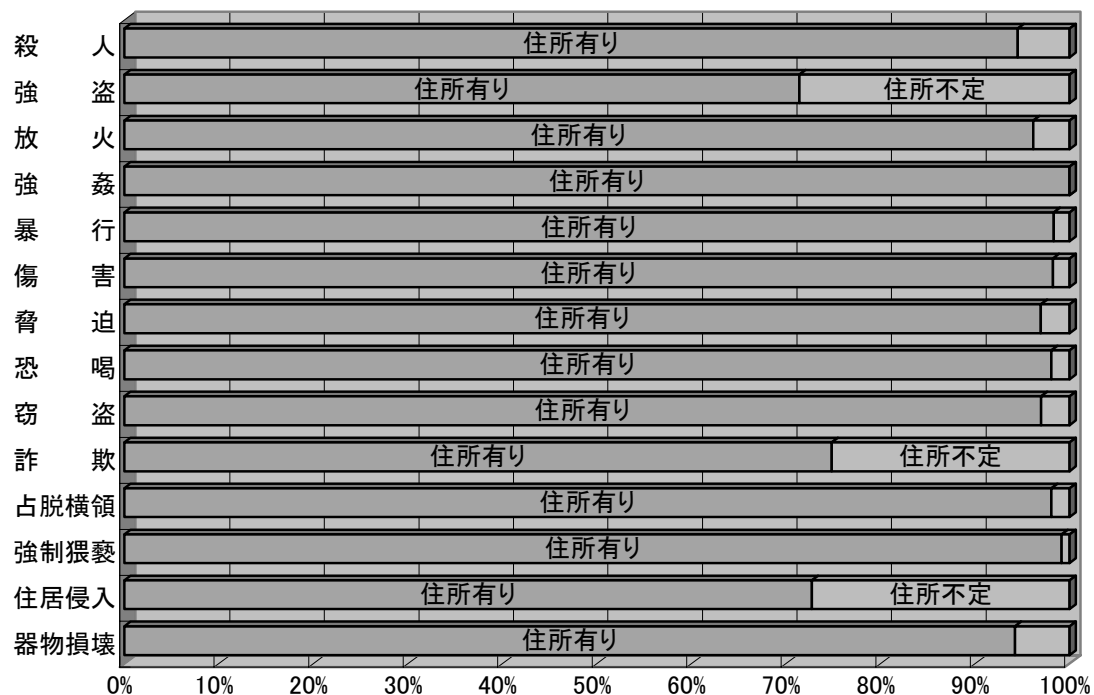


図2-13 高齢者の罪種別の居住状況



8 就業状況

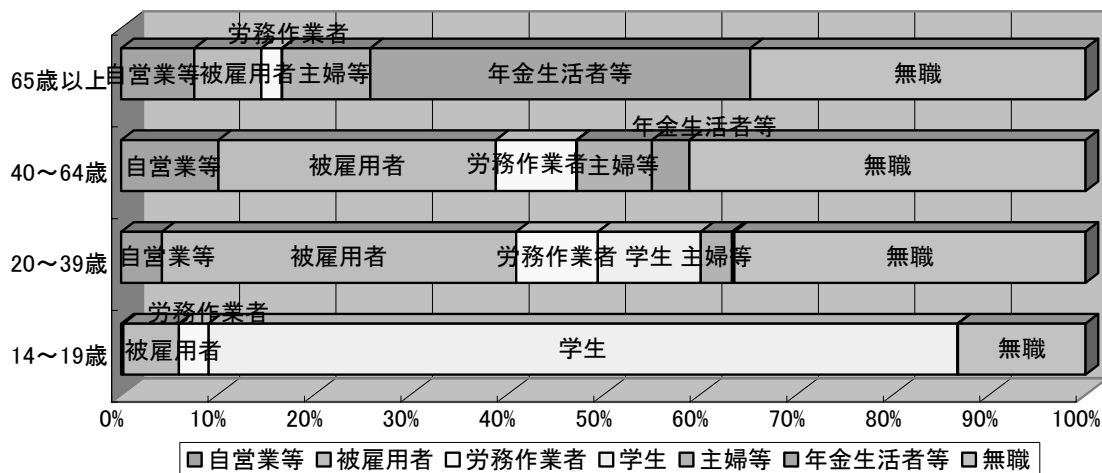
日本の高齢者一般の65歳から69歳の就業率は男性で49.5%,女性で28.5%となっている。これに対し,高齢刑法犯の就業率は主婦を含めても25.8%であり,残り39.4%が年金等生活者,無職が34.8%となっている(図2-14)。ここでの無職とは失業者,浮浪者及びその他の無職者を指し,企業退職者などは年金生活者等に計上し,無職には含めていない。

高齢者の無職者率は刑法犯検挙人員全体の29.4%よりは高いが,これは10歳代の者が含まれているからであって,20歳~39歳(36.4%)や40歳~64歳(41.1%)までの年齢層と比較すると,高齢者の無職者率はむしろ低いことがわかる。平成9年からの変化を見ると,刑法犯検挙人員全体では無職者率が21.4%から29.4%へと上昇しているにもかかわらず,高齢刑法犯については38.1%から34.8%へと低下している。

罪種別では,強盗(54.8%),詐欺(49.7%),住居侵入(53.8%)などで無職者率が高い(図2-15)。窃盗(12.3%)で主婦の割合が高いのは女性高齢者の万引が多いこととの関係であると考えられる。

また,前歴のある高齢刑法犯の無職率は41.7%であり(前歴者全体では50.5%),前歴のない高齢刑法犯の無職率31.2%(29.8%)より10%程度高い。

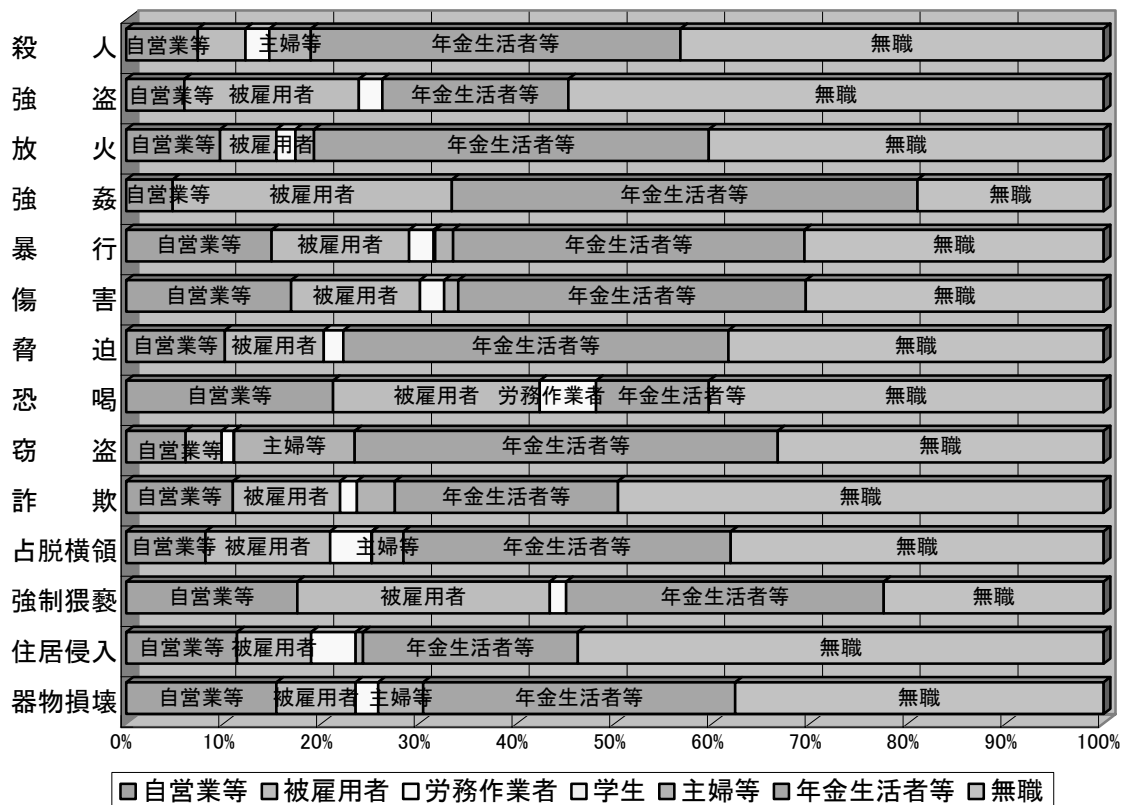
図2-14 年齢別の就業状況



注:「無職者」とは,失業者,浮浪者及びその他の無職者を意味する。

企業退職者,公務員退官者で年金を取得している者は「年金生活者等」に含まれている。

図 2-15 高齢刑法犯の罪種別就業状況



9 精神障害・薬物濫用・アルコール濫用

海外では高齢犯罪者の薬物濫用やアルコール濫用との関係が指摘されているが、高齢刑法犯のうち精神障害、性格異常、薬物濫用、アルコール濫用のいずれも見られない者が99.6%を占め、これら精神障害等が認められる者の比率も他の年齢層よりも低かった(表2-1)。但し、罪種別に見ると、絶対数こそ少ないものの、傷害については、精神障害、性格異常又はアルコール濫用が認められる者の比率が、また器物損壊については、精神障害又はアルコール濫用が認められる者の比率が他の年齢層より高くなっている。

表 2-1 特定刑法犯の年齢別精神障害者等

傷害					
	総数	14～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上
総数	27,069	6,482	11,961	7,661	965
精神障害なし	26,594 (98.2)	6,457 (99.6)	11,729 (98.1)	7,470 (97.5)	938 (97.2)
精神障害者	294 (1.1)	19 (0.3)	143 (1.2)	116 (1.5)	16 (1.7)
性格異常者	44 (0.2)	4 (0.1)	21 (0.2)	14 (0.2)	5 (0.5)
薬物濫用者	94 (0.3)	2 (0.0)	53 (0.4)	37 (0.5)	2 (0.2)
アルコール濫用者	43 (0.2)	0 (0.0)	15 (0.1)	24 (0.3)	4 (0.4)

器物損壊					
	総数	14～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上
総数	5,522	1,248	2,310	1,704	260
精神障害なし	5,301 (96.0)	1,240 (99.4)	2,211 (95.7)	1,605 (94.2)	245 (94.2)
精神障害者	153 (2.8)	5 (0.4)	71 (3.1)	66 (3.9)	11 (4.2)
性格異常者	12 (0.2)	1 (0.1)	6 (0.3)	5 (0.3)	0 (0.0)
薬物濫用者	29 (0.5)	2 (0.2)	19 (0.8)	8 (0.5)	0 (0.0)
アルコール濫用者	27 (0.5)	0 (0.0)	3 (0.1)	20 (1.2)	4 (1.5)

殺人					
	総数	14～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上
総数	1,391	60	621	546	164
精神障害なし	1,268 (91.2)	59 (98.3)	551 (88.7)	503 (92.1)	155 (94.5)
精神障害者	97 (7.0)	0 (0.0)	54 (8.7)	35 (6.4)	8 (4.9)
性格異常者	5 (0.4)	0 (0.0)	3 (0.5)	2 (0.4)	0 (0.0)
薬物濫用者	16 (1.2)	1 (1.7)	9 (1.4)	6 (1.1)	0 (0.0)
アルコール濫用者	5 (0.4)	0 (0.0)	4 (0.6)	0 (0.0)	1 (0.6)

放火					
	総数	14～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上
総数	867	105	315	395	52
精神障害なし	739 (85.2)	98 (93.3)	262 (83.2)	330 (83.5)	49 (94.2)
精神障害者	97 (11.2)	7 (6.7)	40 (12.7)	47 (11.9)	3 (5.8)
性格異常者	11 (1.3)	0 (0.0)	7 (2.2)	4 (1.0)	0 (0.0)
薬物濫用者	5 (0.6)	0 (0.0)	3 (1.0)	2 (0.5)	0 (0.0)
アルコール濫用者	15 (1.7)	0 (0.0)	3 (1.0)	12 (3.0)	0 (0.0)

注：「精神障害者」には、その疑いのある者を含む。

10 国籍・在留資格

高齢刑法犯の国籍，即ち，外国人高齢刑法犯の状況についても分析を試みたが，成人については高齢者になるほど外国人の比率が低下し，高齢者では1.4%である。外国籍の高齢刑法犯の88.9%が韓国・朝鮮籍であり，これらの者の在留資格の殆どが特別永住者である。来日外国人は，職業ないし組織犯罪者にしても，不法就労者にしても，殆どが若年ないし成人層であり，高齢者は殆ど見られない。

11 女性高齢刑法犯

女性高齢刑法犯の罪種構成を見ると，女性刑法犯の他の年齢層に比べ窃盗の割合が高く（89.5%），占有離脱物横領の割合が低い（6.8%）（図2-16）。男性高齢刑法犯の場合，窃盗の割合は55.2%，占有離脱物横領は29.5%であるから，女性高齢刑法犯の特徴は窃盗にあると言っても過言ではない（図2-17）。

しかしながら，罪種別にみると，窃盗以外にも女性比が高いものもある。殺人は，高齢者のうち女性の占める割合が21.3%とどの年齢層よりも高く，放火も23.1%，詐欺で17.5%を占める（図2-18）。

図2-16 女性刑法犯の年齢別罪種構成

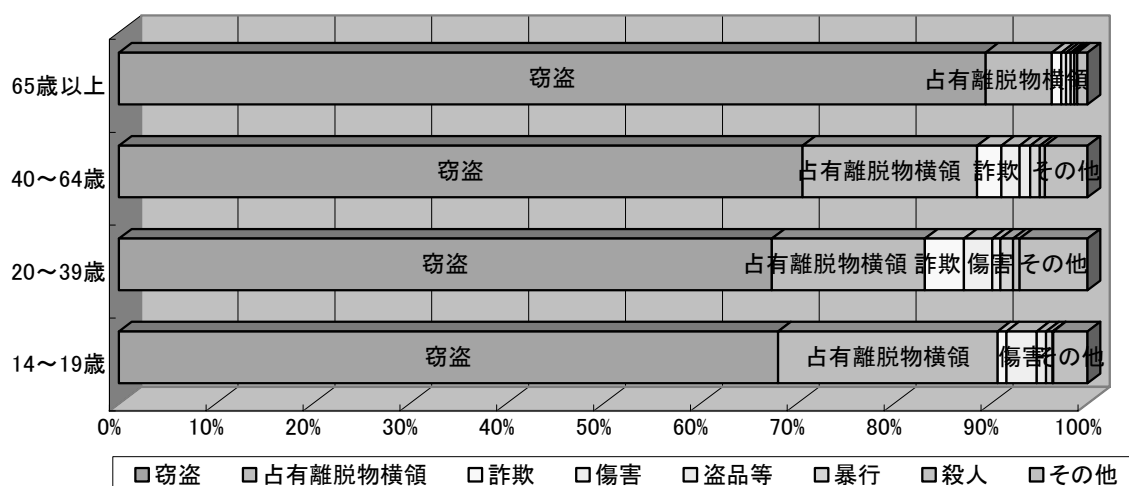


図2-17 高齢刑法犯の男女別罪種構成

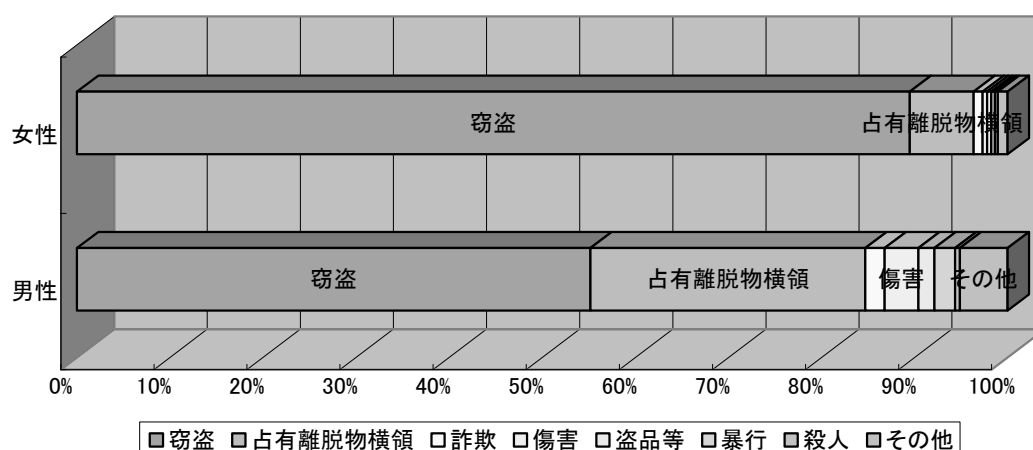
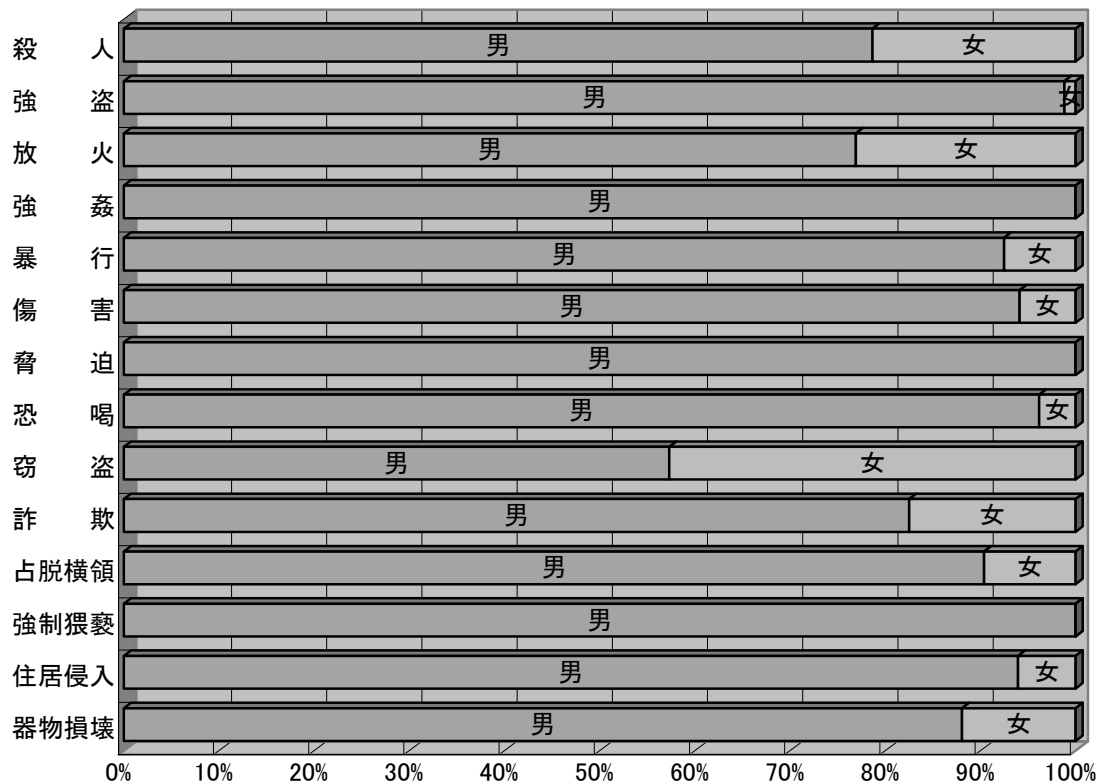


図 2-18 高齢刑法犯の罪種別男女比



1 2 暴力団所属状況

全刑法犯検挙人員に占める暴力団所属者の割合は 5.0%であるのに対し、高齢刑法犯については 0.9%であり、暴力団構成員・準構成員の割合は低い（図 2-19）。しかも、平成元年から平成 16 年にかけて、高齢刑法犯の暴力団所属者の割合が 1.5%から 0.9%へと減少している。

しかし、罪種別に見ると、高齢者による恐喝（65.3%）と脅迫（25.3%）において暴力団所属者の割合が高く、殺人（6.1%）、強盗（7.1%）、詐欺（7.5%）でも高齢者に一定割合の暴力団所属者がいる（図 2-20）。

図 2-19 刑法犯の年齢別暴力団所属状況

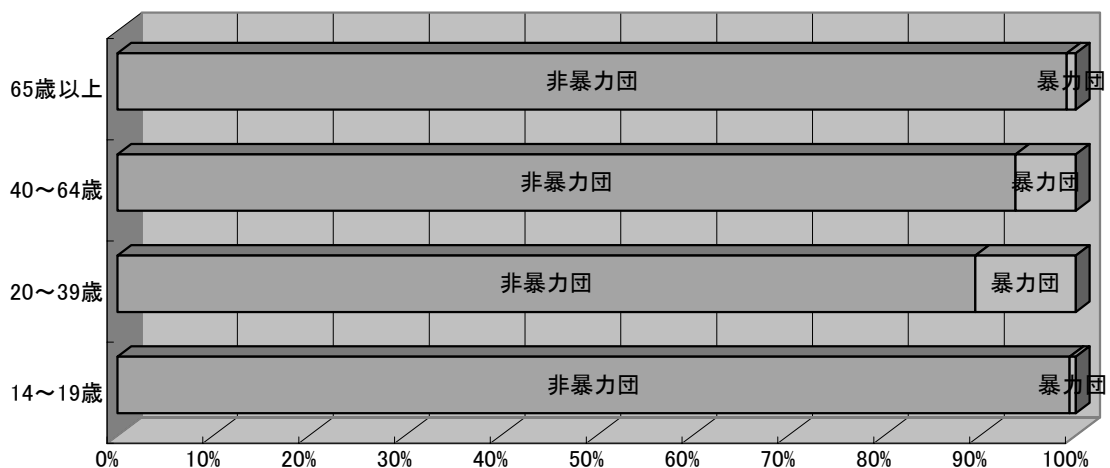
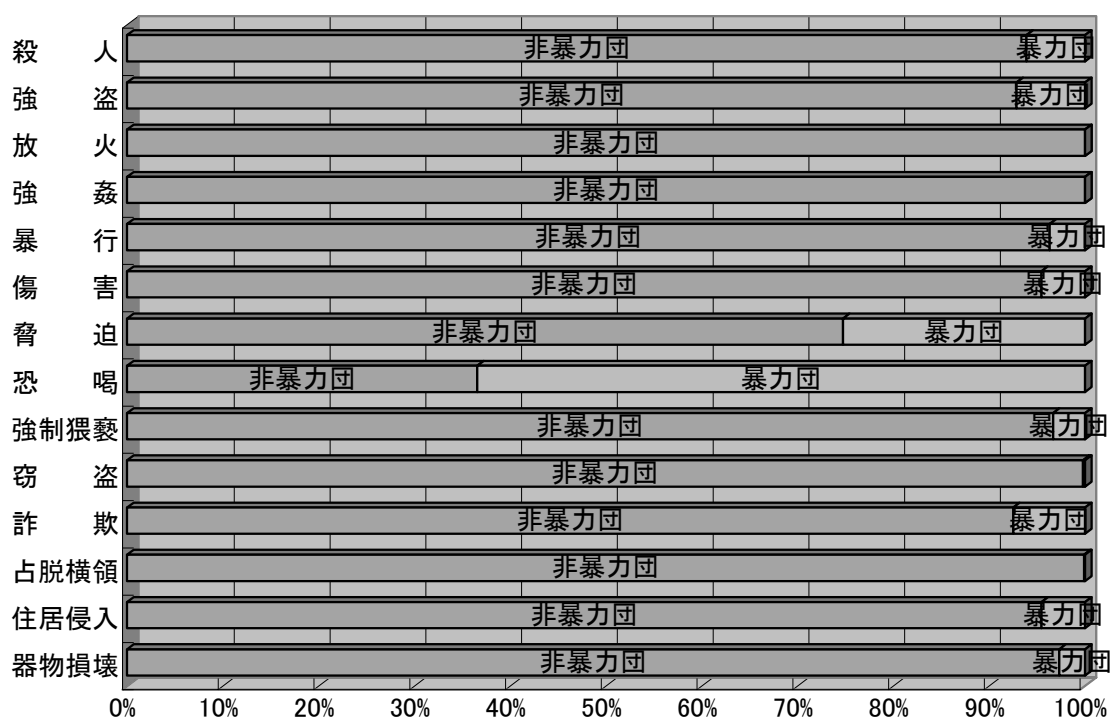


図 2-20 高齢刑法犯の罪種別暴力団所属状況



1 3 犯行の動機

犯行動機は罪種によって大きく異なるのが普通であるから、高齢者の犯行動機を罪種別にみる必要がある。そこで、データの得られる平成 15 年の刑法犯検挙人員を対象に、高齢刑法犯の犯行動機を罪種毎に比較してみると、高齢者には幾つかな特徴的な犯行動機があることがわかる(図 2-21)。

まず、殺人、放火、暴行、傷害、脅迫、器物損壊では、当該罪種の全検挙人員より「痴情・怨恨・憤怒」の占める割合が高齢者で高くなっている。また、殺人、放火、脅迫については、経済的困窮を動機とする者の割合が高齢者で多い。

次に、強盗、恐喝、詐欺、住居侵入では「経済的困窮」の割合が高齢者で特に高くなっているのに対し、窃盗、占有離脱物横領、盗品等の罪においては「経済的困窮」よりも「利欲」(対象物自体の所有・消費目的など)の割合が高くなっている。つまり、高齢者の場合、窃盗は他の年齢層以上に経済的困窮よりもむしろ利欲目的であるのに対し、強盗、恐喝及び詐欺は「経済的困窮」を理由とする者が他の年齢層より多くなっているが大きな特徴である。このことから、財産犯の中でも高齢者による窃盗と強盗では大きく性質を異にし、高齢者による財産犯の一般的な犯因を経済的要因だけから説明することが適当でないことがわかる。

犯行動機の年次変化について、平成 9 年と平成 15 年を比較すると、暴行で「痴情・怨恨・憤怒」の割合が、また窃盗で「経済的困窮」の割合が高まっているに止まる。

図 2-21 刑法犯の罪種別・年齢別犯行動機（平成 15 年）

【怨恨又は憤怒の割合が高い罪種】

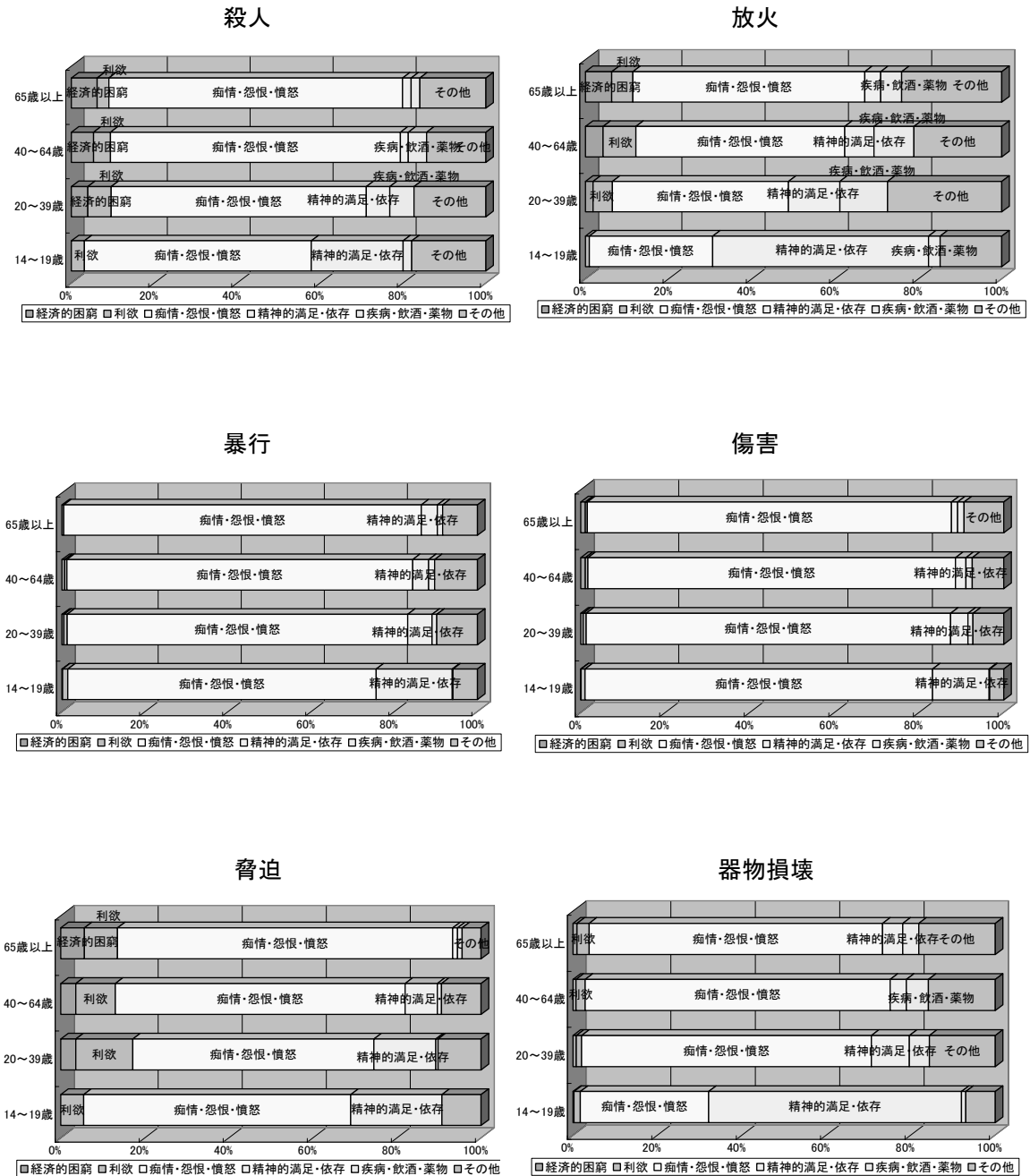
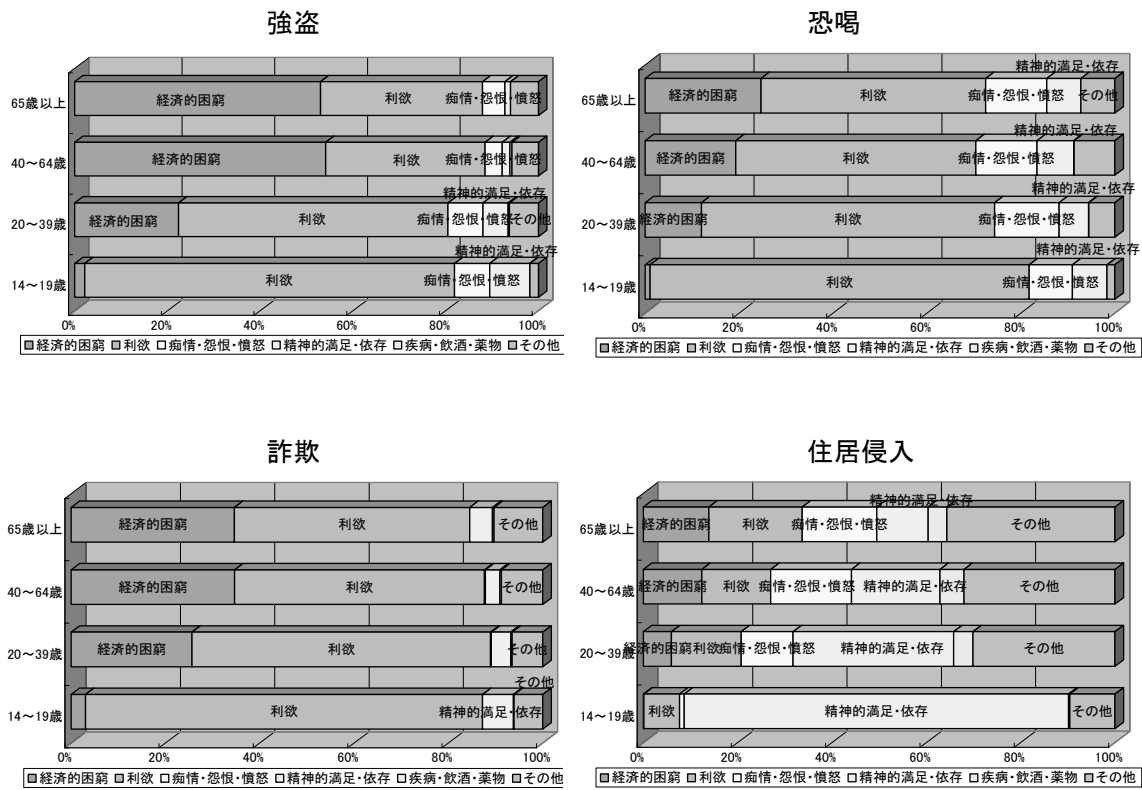
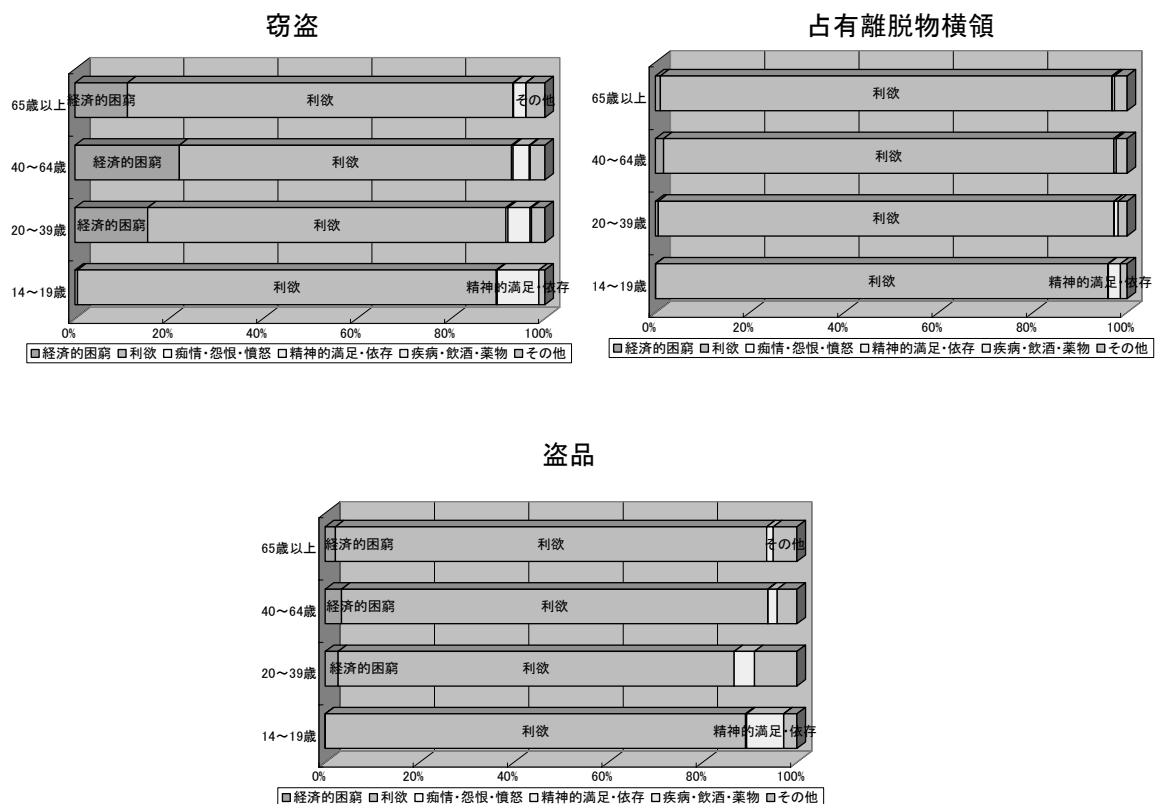


図 2-21 刑法犯の罪種別・年齢別犯行動機（平成 15 年）（続き）

【経済的困窮の割合が高い罪種】

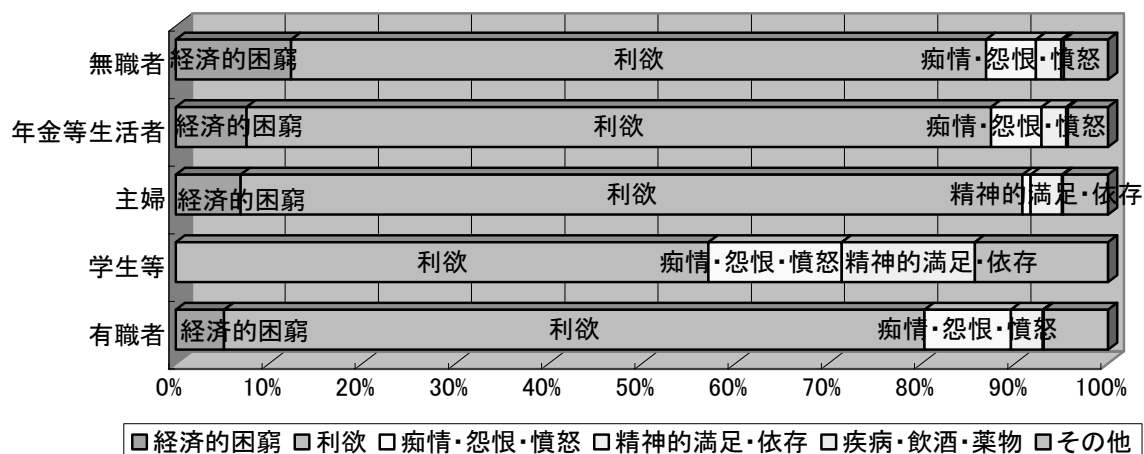


【利欲の割合が高い罪種】



次に、高齢刑法犯の犯行動機を職業別にみると、無職者では経済的困窮が 12.4%で、有職者の 5.2%や年金等生活者 7.6%、主婦 7.0%よりも高くなっている。しかし、それでも無職者の 74.5%は利欲目的であり(図 2-22)、他の年齢層の無職者と比較すると、高齢無職者の方が経済的困窮の割合が相対的に低く、利欲目的が多くなっている。

図 2-22 高齢刑法犯の就業状況別犯行動機（平成 15 年）



暴力団に所属している高齢刑法犯の犯行動機を見ると、暴力団では憤怒（23.7%、非暴力団では 4.4%）、怨恨（4.3%、非暴力団では 0.8%）のほか、遊び・好奇心・スリル（8.3%、非暴力団では 1.6%）といった精神的満足・依存を動機とする割合が高い(図 2-23)。また、暴力団高齢刑法犯では、万引などの非侵入盗や占有離脱物横領が少ないことの結果として、対象物事態の所有・消費（5.4%）といった利欲目的の犯行が非暴力団高齢刑法犯より低い、遊興費充当のための犯行は非暴力団より多い(表 2-2)（5.4%）。

次に、前歴の有無別に犯行動機を見ると、前歴のある方が経済的困窮を動機とする者が多く、前歴のない者の方が利欲目的が多い(図 2-24)。前科数別に見ても同様で、前科が多いほど、経済的困窮を動機とする犯行の割合が増え、前科 4 犯以上では 23.7%が経済的困窮により犯罪に至っている。

図 2-23 高齢刑法犯の暴力団所属別犯行動機（平成 15 年）

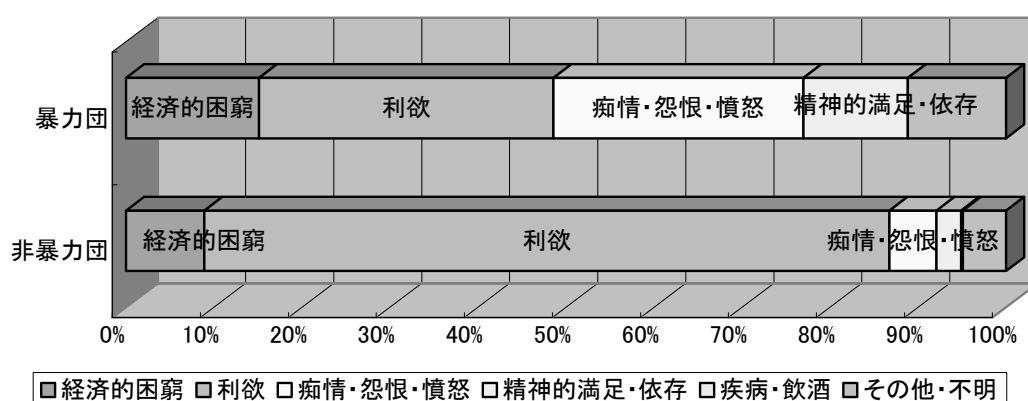
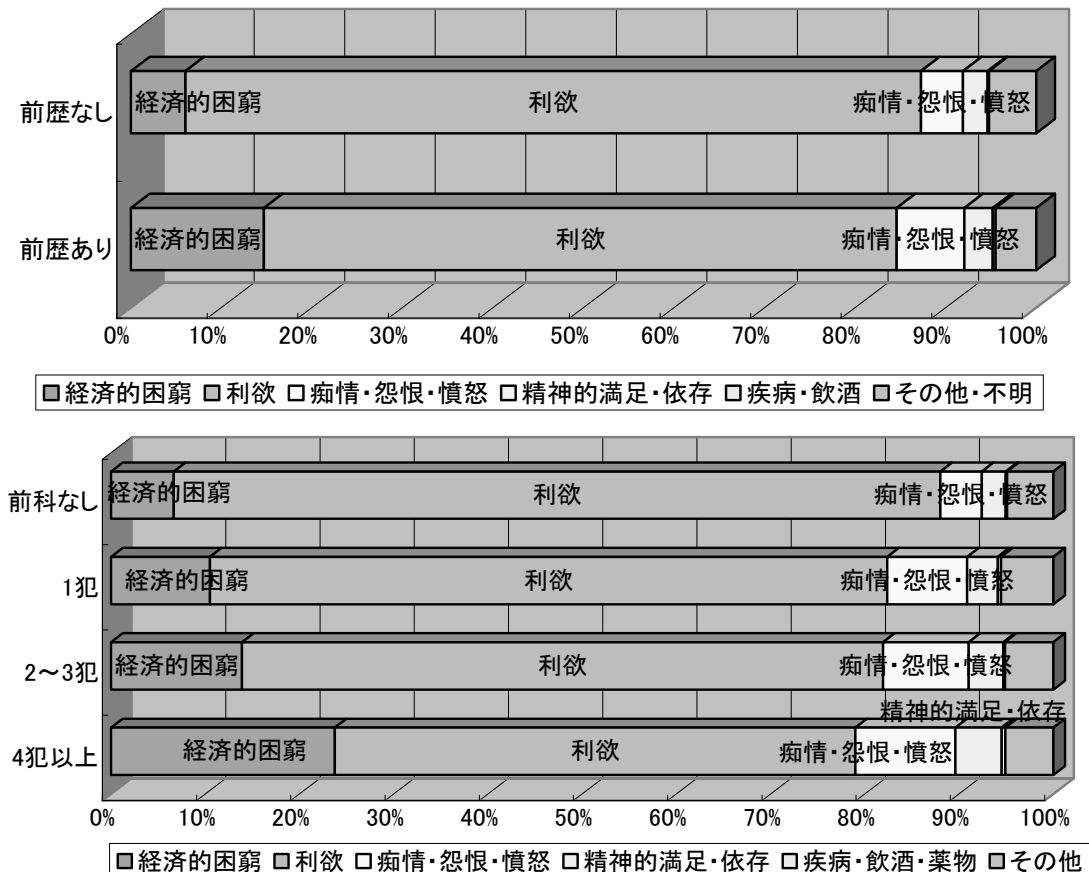


表 2-2 刑法犯の暴力団所属別犯行動機（平成 15 年）

		暴力団				非暴力団			
		総 数	20～39歳	40～64歳	65歳以上	総 数	20～39歳	40～64歳	65歳以上
総 数		19,388	12,603	6,507	278	215,810	98,250	88,041	29,519
経済的 困窮	生活困窮	1,336 (6.9)	714 (5.7)	588 (9.0)	34 (12.2)	21,394 (9.9)	7,363 (7.5)	11,495 (13.1)	2,536 (8.6)
	債務返済	606 (3.1)	353 (2.8)	245 (3.8)	8 (2.9)	2,433 (1.1)	1,293 (1.3)	1,051 (1.2)	89 (0.3)
利欲	保険金目当て	198 (1.0)	132 (1.0)	66 (1.0)	0 (0.0)	213 (0.1)	125 (0.1)	78 (0.1)	10 (0.0)
	遊興費充当	2,422 (12.5)	1,858 (14.7)	549 (8.4)	15 (5.4)	9,457 (4.4)	6,624 (6.7)	2,555 (2.9)	278 (0.9)
	一時的盗用	77 (0.4)	50 (0.4)	27 (0.4)	0 (0.0)	15,573 (7.2)	9,963 (10.1)	4,248 (4.8)	1,362 (4.6)
	対象物の所有・消費	856 (4.4)	531 (4.2)	310 (4.8)	15 (5.4)	66,287 (30.7)	25,705 (26.2)	27,976 (31.8)	12,606 (42.7)
	その他の利欲	3,396 (17.5)	2,065 (16.4)	1,268 (19.5)	63 (22.7)	48,694 (22.6)	19,723 (20.1)	20,251 (23.0)	8,720 (29.5)
	痴情	164 (0.8)	106 (0.8)	57 (0.9)	1 (0.4)	1,169 (0.5)	610 (0.6)	514 (0.6)	45 (0.2)
痴情・ 怨恨・ 憤怒	怨恨	411 (2.1)	237 (1.9)	162 (2.5)	12 (4.3)	2,074 (1.0)	862 (0.9)	975 (1.1)	237 (0.8)
	憤怒	6,101 (31.5)	4,101 (32.5)	1,934 (29.7)	66 (23.7)	23,978 (11.1)	13,096 (13.3)	9,583 (10.9)	1,299 (4.4)
	職業的犯罪	526 (2.7)	344 (2.7)	178 (2.7)	4 (1.4)	1,120 (0.5)	565 (0.6)	474 (0.5)	81 (0.3)
精神的 満足・ 依存	性的欲求	268 (1.4)	193 (1.5)	73 (1.1)	2 (0.7)	5,471 (2.5)	3,514 (3.6)	1,785 (2.0)	172 (0.6)
	服従迎合	422 (2.2)	331 (2.6)	89 (1.4)	2 (0.7)	408 (0.2)	309 (0.3)	85 (0.1)	14 (0.0)
	遊び・好奇心・スリル	317 (1.6)	140 (1.1)	154 (2.4)	23 (8.3)	3,474 (1.6)	1,940 (2.0)	1,074 (1.2)	460 (1.6)
	自己顕示	430 (2.2)	297 (2.4)	131 (2.0)	2 (0.7)	1,110 (0.5)	590 (0.6)	423 (0.5)	97 (0.3)
	疾病・飲酒・薬物	16 (0.1)	9 (0.1)	7 (0.1)	0 (0.0)	56 (0.0)	43 (0.0)	13 (0.0)	0 (0.0)
その他	異常酩酊・精神障害	64 (0.3)	36 (0.3)	28 (0.4)	0 (0.0)	1,132 (0.5)	579 (0.6)	493 (0.6)	60 (0.2)
	その他	1,422 (7.3)	900 (7.1)	498 (7.7)	24 (8.6)	9,374 (4.3)	4,246 (4.3)	3,961 (4.5)	1,167 (4.0)
	動機不明	356 (1.8)	206 (1.6)	143 (2.2)	7 (2.5)	2,393 (1.1)	1,100 (1.1)	1,007 (1.1)	286 (1.0)

図 2-24 高齢刑法犯の前歴および前科数別犯行動機（平成 15 年）



1 4 被疑者と被害者の関係（検挙件数）

高齢刑法犯事件のうち殺人、放火、傷害は、被害者が親族である割合が他の罪種に比べて高く、なかでも特に配偶者が被害者となっている（図 2-25）。さらに放火では、子や職場関係者が被害者となる割合も高い。

また、他の年齢層との比較でも、高齢者による殺人と放火では、配偶者と子が被害者となる割合が高い（図 2-26）。

図 2-25 高齢刑法犯事件の罪種別被疑者と被害者の関係

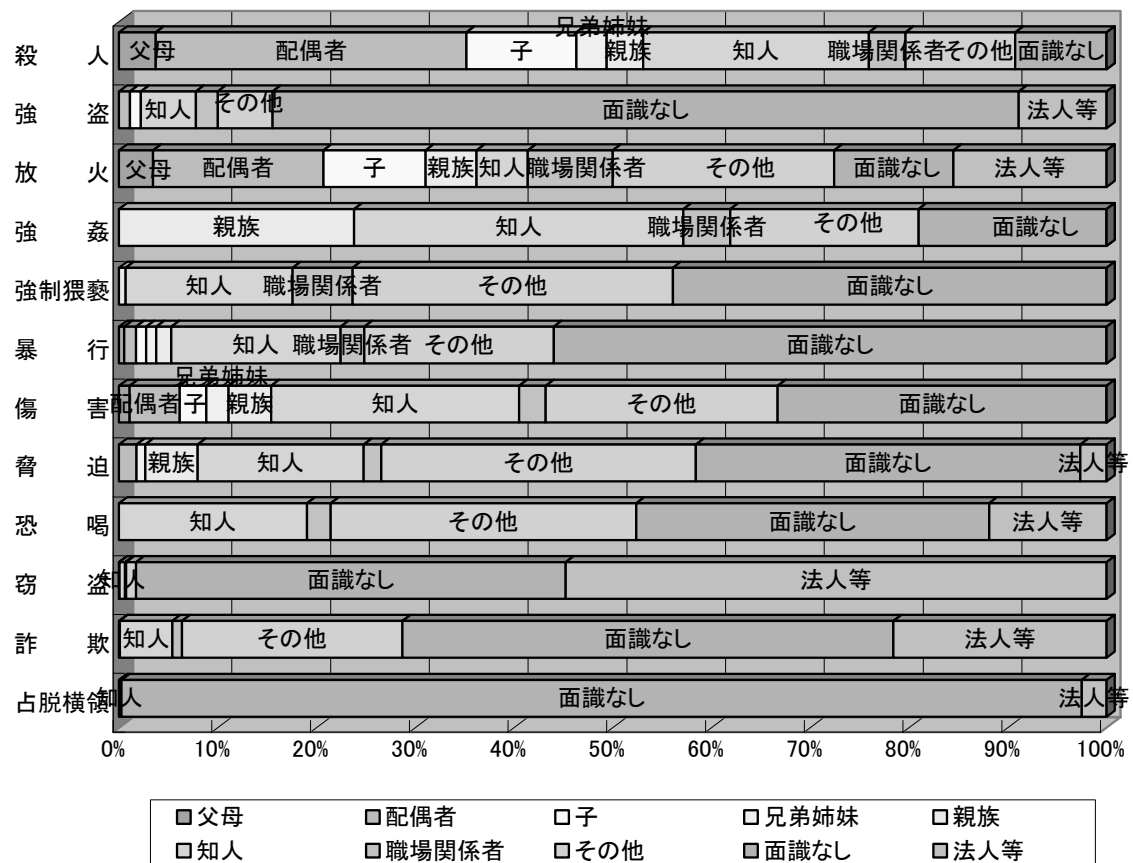


図 2-26 特定刑法犯の罪種別・年齢別被疑者と被害者の関係

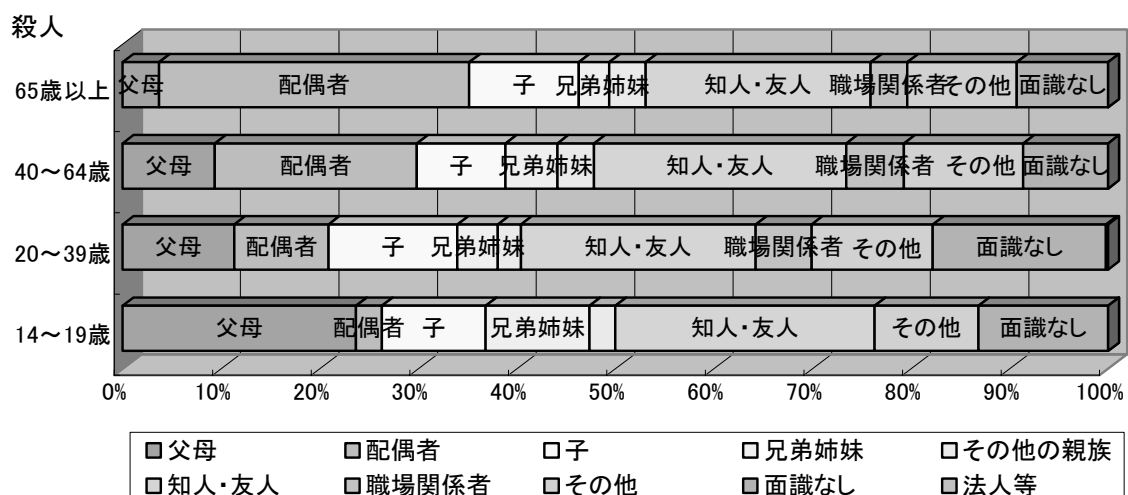
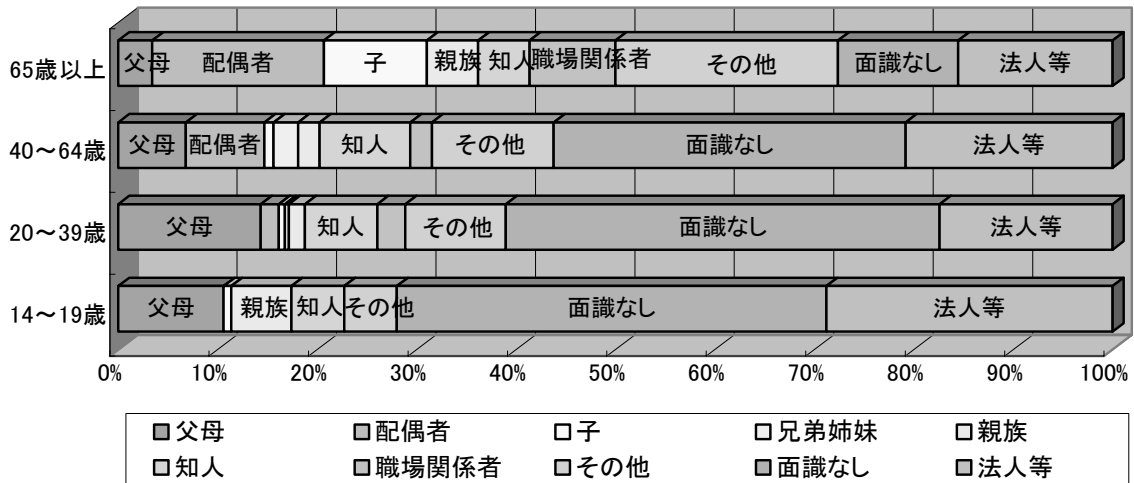
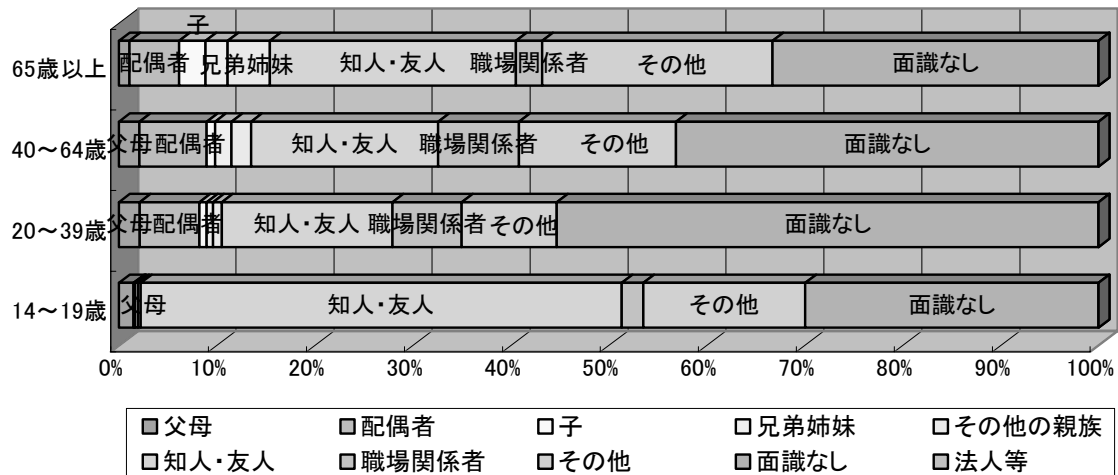


図 2-26 特定刑法犯の罪種別・年齢別被疑者と被害者の関係（続き）

放火



傷害



1 5 前歴・前科

高齢刑法犯のうち非前歴者が 65.9%を占め、残りの 34.1%が前歴者である（図 2-27）。つまり、高齢刑法犯のうち 3分の2は高齢になってから初めて検挙された高齢初犯者であり、残りの 3分の1が前歴を有する高齢再犯者ということになる。年次変化を見ると、平成元年には高齢刑法犯に占める前歴者率が 13.5%だったものが、平成9年には 20.4%、平成16年には 34.1%と上昇を続けている（図 2-28）。刑法犯検挙人員全体及び他の年齢層の前歴者率も増加傾向にあるが、高齢者の前歴者率の増加率が最も大きい。

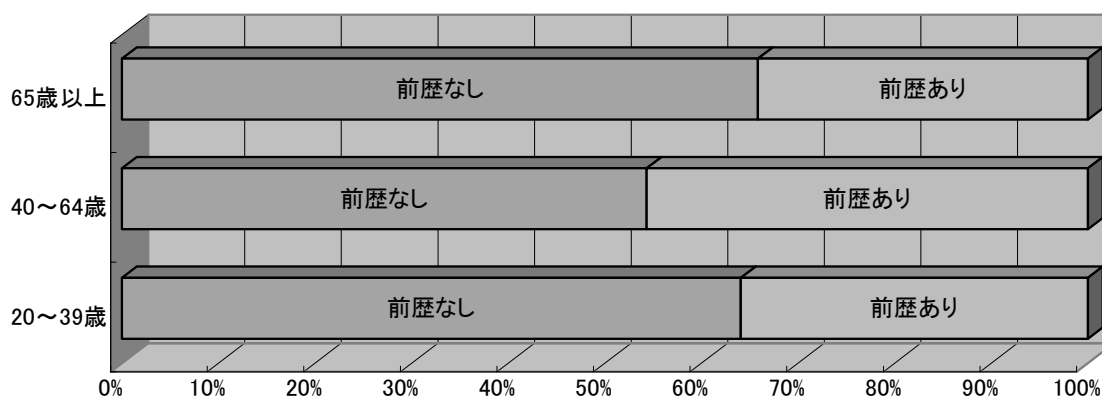
また、罪種別では、検挙人員の多い窃盗（34.4%）と占有離脱物横領（26.6%）の前歴者率が低く、これが全高齢刑法犯の前歴者率を押し下げているが、それ以外の罪種では概ね平均以上の前歴者率となっている（図 2-29）。なかでも、強盗（67.9%）、放火（53.8%）、恐喝（73.1%）、詐欺（58.0%）、住居侵入（63.6%）では、高齢者の前歴者率が当該罪種の全検挙人員の前歴者率よりも高くなっている。また、大半の罪種で平成元年から16年にかけて前歴者

率が上昇しているが、もともと前歴者率の高い強盗は前歴者率に殆ど変化がない。

男女別では、女性高齢刑法犯の前歴者率は25.8%で、男性の38.0%より低い(図2-30)。

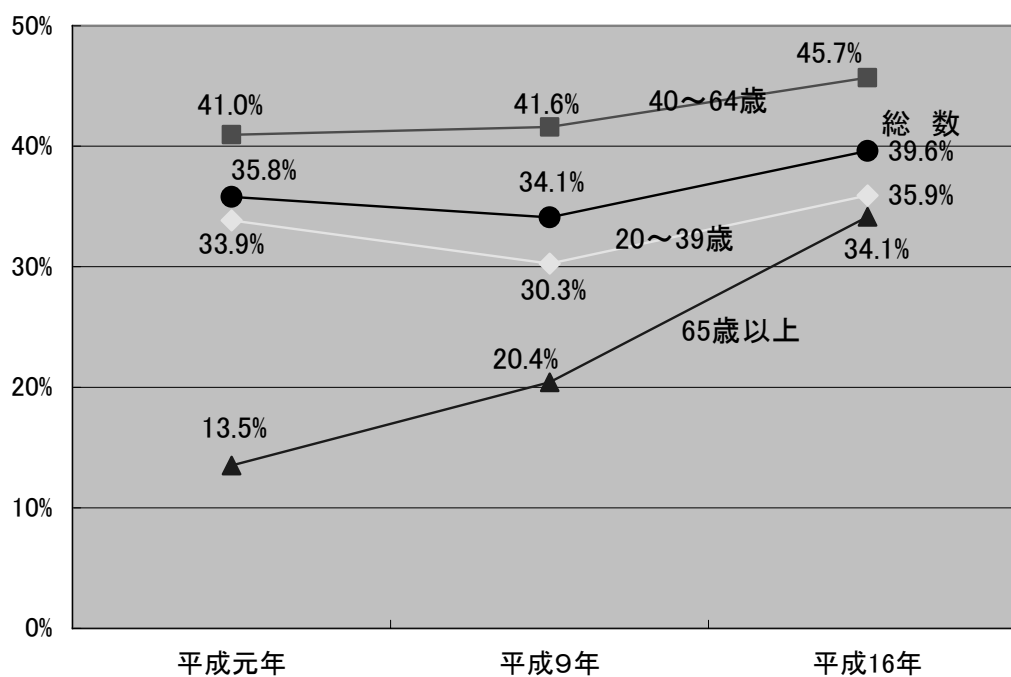
暴力団の高齢刑法犯は、前歴者率が77.4%を占め(暴力団全体では76.3%)、非暴力団の前歴者率33.7%の約2倍となっている(非暴力団全体では36.6%)(図2-31)。

図2-27 刑法犯の年齢別前歴状況



注：本図は成人の検挙人員のみの数値である。統計技術的な問題から本統計に含まれている検挙時に少年であった極僅かな者は「20歳～39歳」の項目に含めてある。

図2-28 高齢刑法犯の前歴者率の推移



注：図2-の注に同じ。

図 2-29 高齢刑法犯の罪種別前歴状況

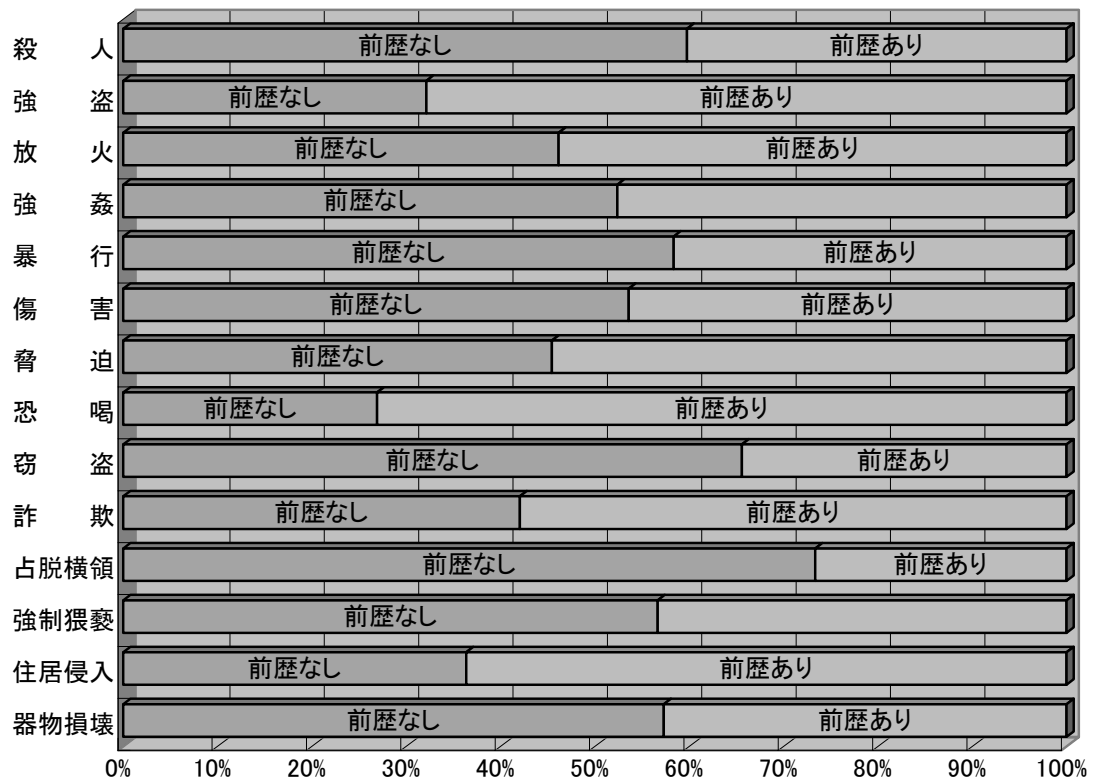


図 2-30 高齢刑法犯の男女別前歴者率

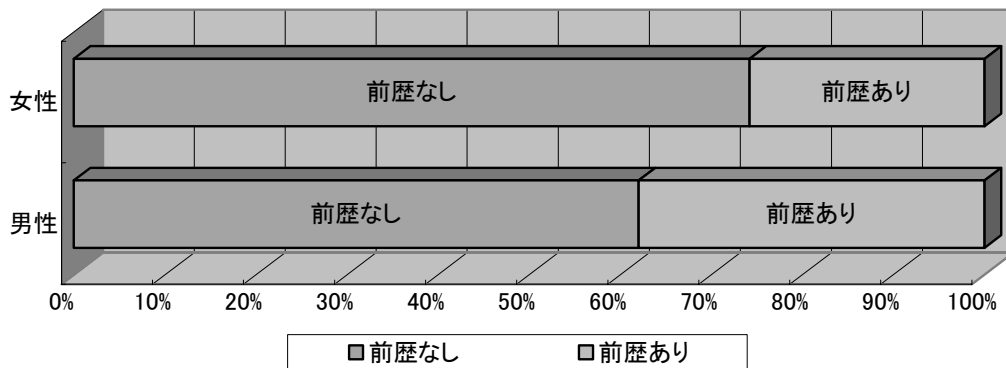
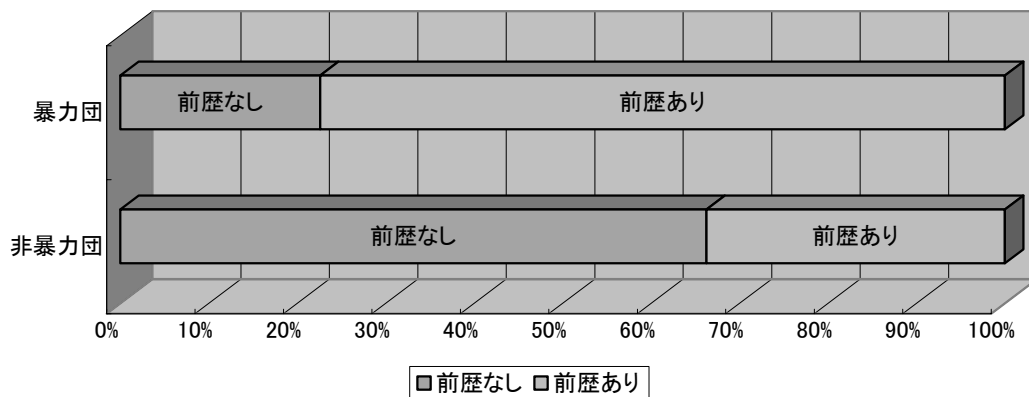
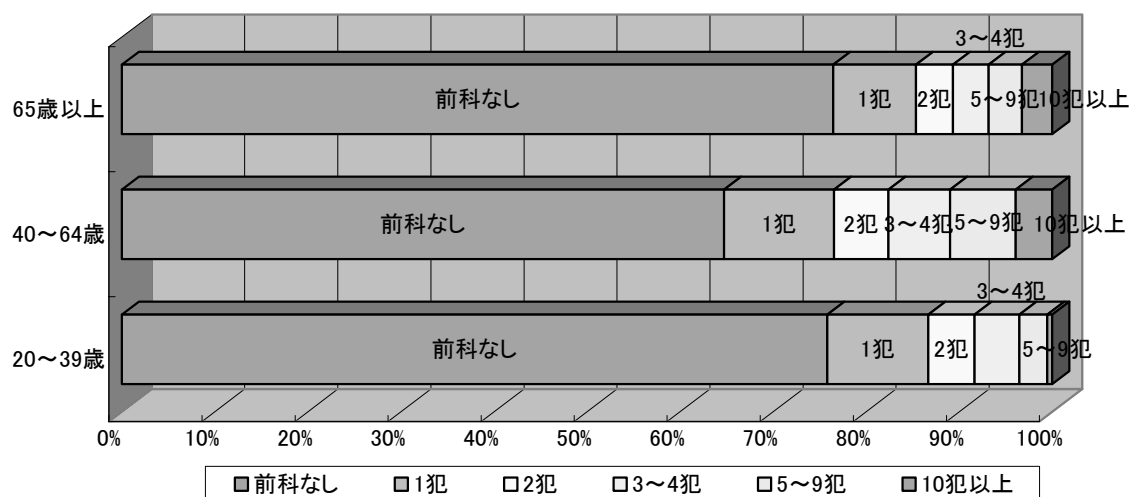


図 2-31 高齢刑法犯の暴力団所属別の前歴状況



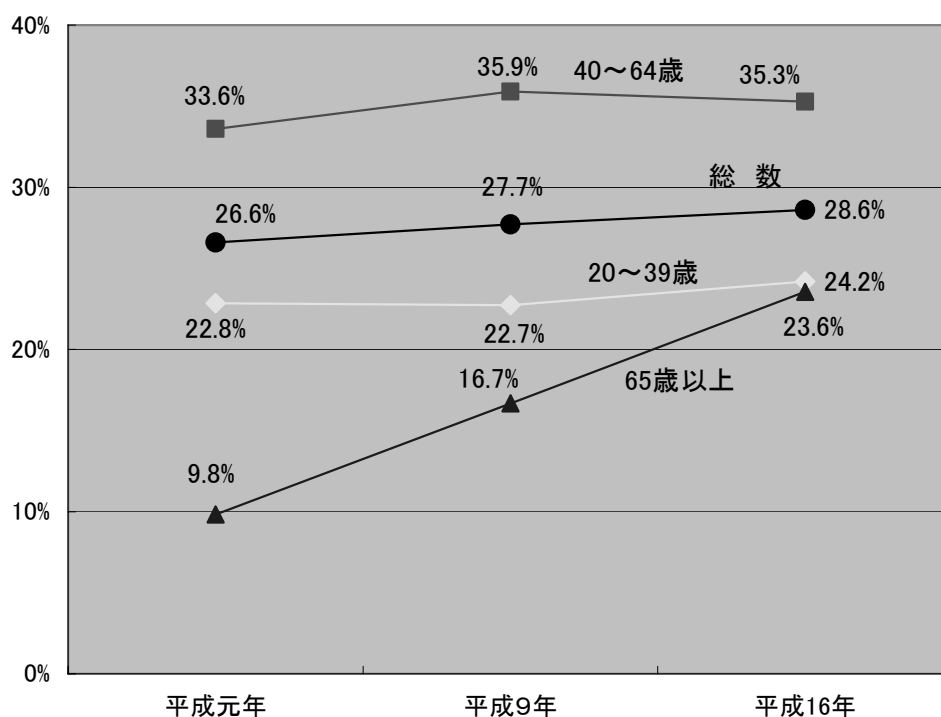
前科については、高齢刑法犯のうち前科がない者が76.4%を占め、前科のある者は23.6%であるが、前科が2犯以上ある累犯者も14.7%いる（図2-32）。高齢者は、他の若い年齢層に比べ前科者率はむしろ低いが、前歴者率と同様、全刑法犯検挙人員や他の年齢層の前科者率が僅かな増加に止まっているのに対し、高齢者だけは前科者率は平成元年の9.8%から平成16年の23.6%へと増加している（図2-33）。なかでも前科1犯と2犯の者の増加が著しいが、前科3犯以上の割合も増加している。

図2-32 刑法犯の年齢層別前科数



注：図2-27の注に同じ。

図2-33 刑法犯の年齢層別前科者率の推移



罪種別に見ると、前歴者率同様、強盗(67.9%)、放火(53.8%)、恐喝(73.1%)、詐欺(58.0%)、住居侵入(63.6%)では高齢者の前科者率が他の年齢層より高くなっており、放火を除くと、これらの罪種を犯す高齢者は前科10犯以上の多数回前科者が多い(図2-34)。なお、同一罪種の前科に限定すると、もともと多数回前科者が多い恐喝、詐欺、住居侵入については同一前科も多いが、そのほかでは、傷害でも同一前科の割合が比較的高い(図2-35)。また、窃盗は、同一前科の割合が比較的に高いことから、窃盗の前科のある者は比較的同じ窃盗で刑事罰を受けていることが伺える。刑事施設で窃盗の累入者はこうしたグループに相当する。

男性高齢刑法犯の場合、前科者率は28.1%であるのに対し、女性高齢刑法犯では13.7%と低い(図2-36)。女性刑法犯の間では、年齢による前科者率の差はない。

また、暴力団の高齢刑法犯は、前科4犯以上の者が52.8%と過半数を占め、前科2～3犯の12.3%がこれに続いている(図2-37)。

図2-34 高齢刑法犯の罪種別前科状況

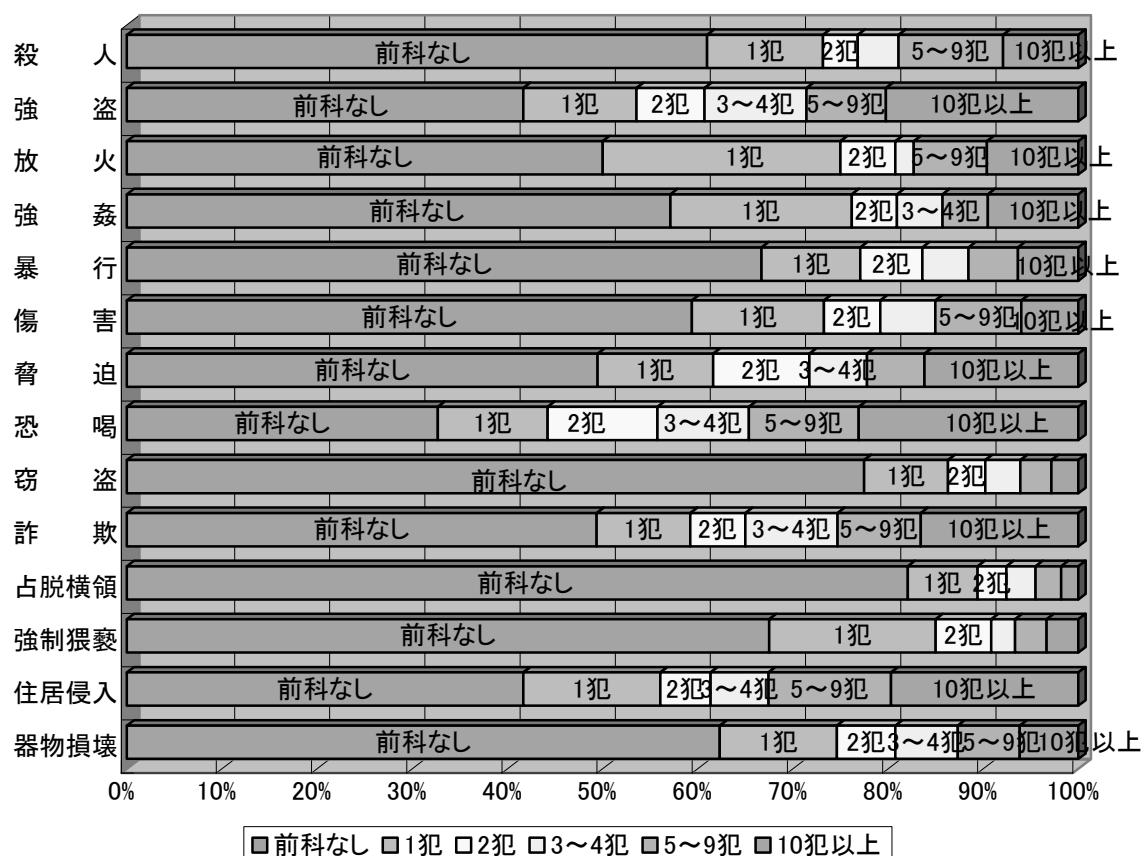


図 2-35 高齢刑法犯の罪種別同一前科状況

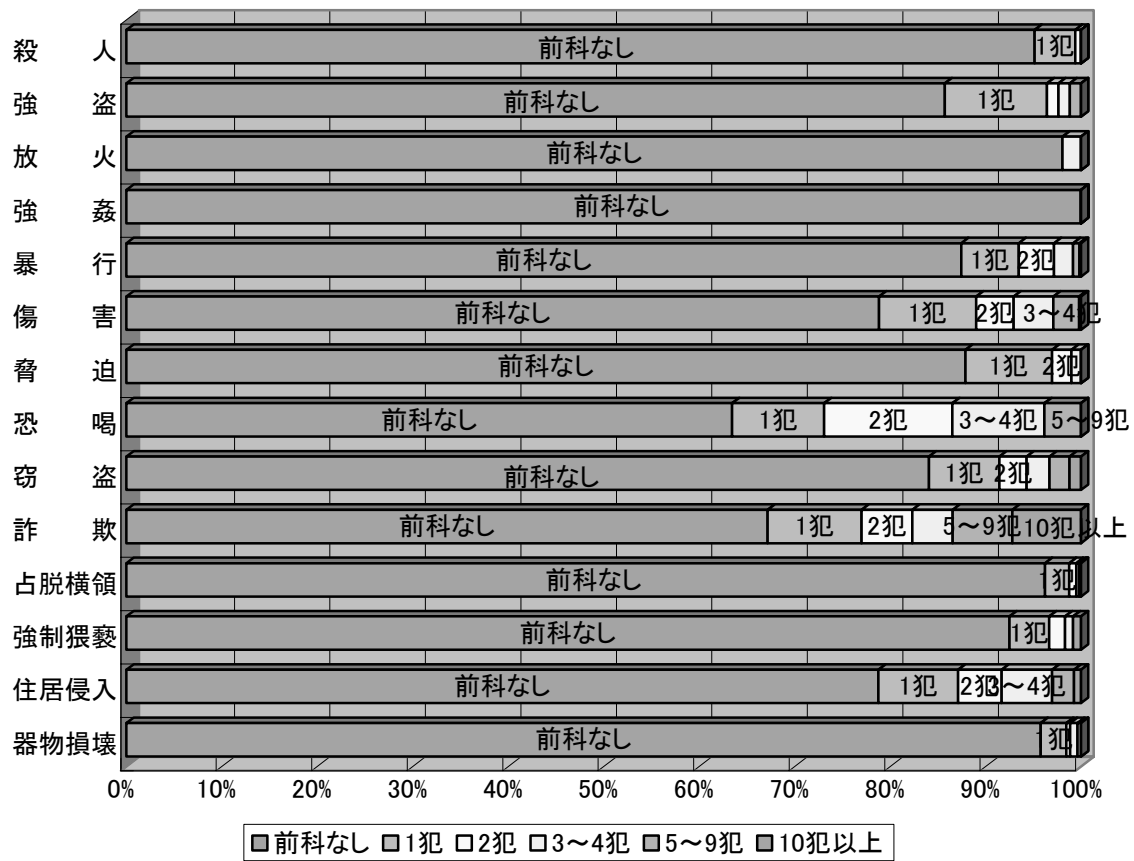


図 2-36 高齢刑法犯の男女別前科数

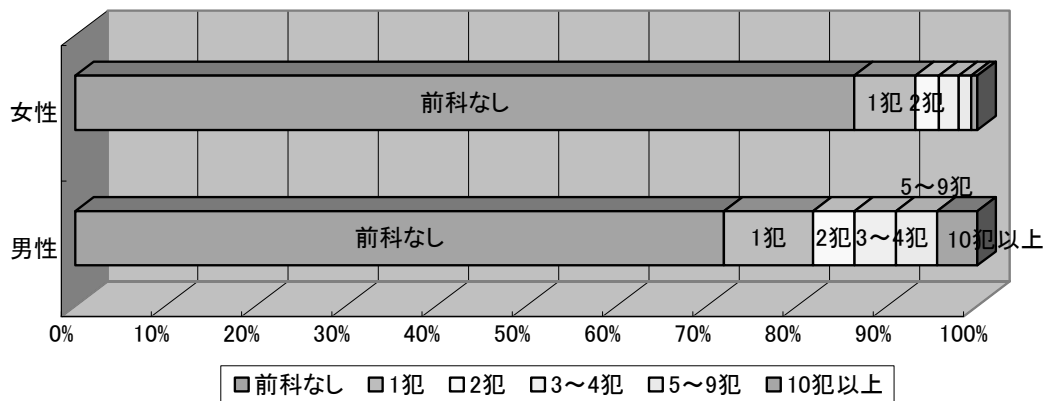
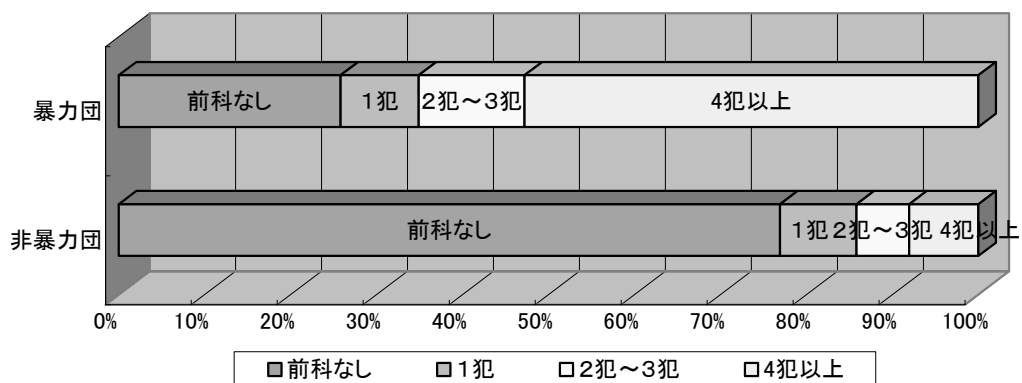


図 2-37 高齢刑法犯の暴力団所属別前科数



1 6 前回処分

高齢刑法犯は、20歳～39歳（63.9%）や40歳～64歳（54.1%）に比べれば前科・前歴のない者が多く（図2-38）、また前科・前歴のある者のうちでは、前回、微罪処分を受けた者の割合が他の年齢層に比して非常に高く、20歳～39歳の者で8.1%、40歳～64歳の者で12.4%であるのに対し、高齢者では22.9%となっている（図2-39）。これは、全高齢者検挙人員の7.9%に相当し、高齢刑法犯13人に1人は前に微罪処分を受けている計算となる。起訴猶予についても同様に、20歳～39歳の者で13.4%、40歳～64歳の者で17.7%であるのに対し、高齢者では20.7%となっている。高齢者全検挙人員に占める割合では、7.1%が起訴猶予を受けていることになる。

年次変化では、高齢刑法犯に占める前科・前歴者率は上昇している。処分の内容を見ると、実数としてはどの処分も増加しているものの、高齢者に占める割合では、微罪処分が平成元年の6.2%から平成16年の22.9%まで急増し、その分、懲役・禁錮、罰金等、起訴猶予の割合が低下している（図2-39）。

図2-38 刑法犯の年齢別前回処分

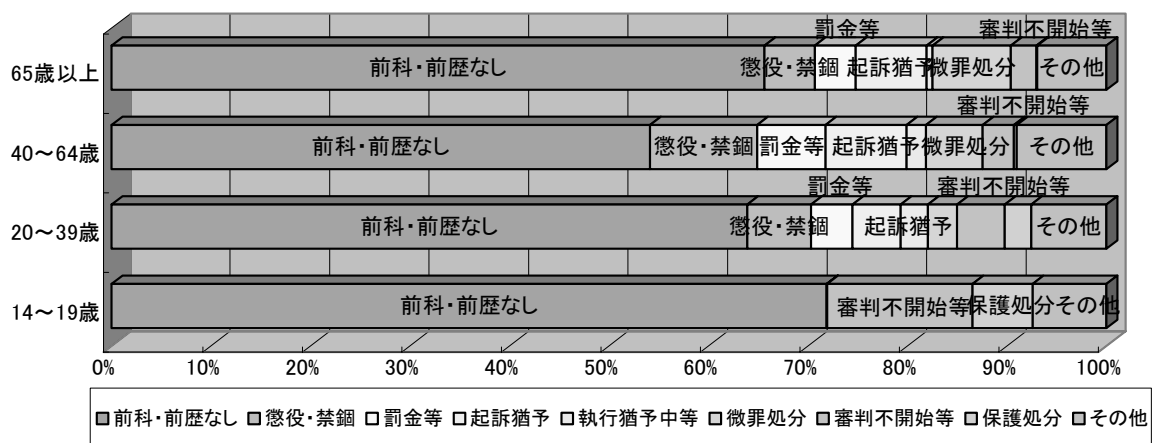
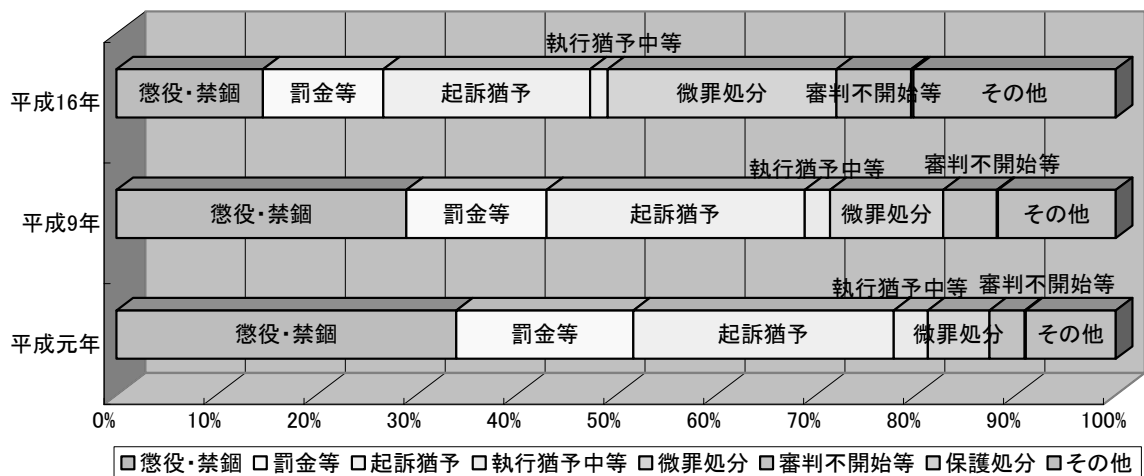


図2-39 高齢刑法犯の前科・前歴保有者における前回処分構成比の推移



注：「罰金等」は、罰金のほか、拘留と科料を含む。「執行猶予中等」は、執行猶予中のほか、仮釈放中、執行停止中を含む。「審判不開始等」は、審判不開始のほか、不処分を含む。

罪種別では、殺人（27.0%）、強盗（27.4%）、恐喝（25.0%）、詐欺（23.4%）、住居侵入（18.9%）で懲役の処分を前回受けている高齢刑法犯の割合が他の年齢層に比較して高く（図 2-40）、特に殺人は、平成元年以降の懲役の前回処分率が上昇している。一方、放火（25.0%）のほか、暴行（14.9%）、傷害（18.3%）、脅迫（18.2%）などの粗暴犯や、強姦（19.0%）、強制わいせつ（14.2%）といった性犯罪、それに器物損壊（13.1%）では前回、罰金処分を受けている者の割合が他の年齢層に比して相対的に高い。窃盗（9.8%）は、微罪処分の処分率が他の年齢層より高く、しかもその割合は平成元年の 1.0%から平成 16 年の 9.8%へと上昇している。

女性刑法犯の場合、高齢者に占める前科・前歴のない者の割合（74.0%）は、10 代（82.0%）や 20 歳～39 歳（79.4%）よりは低いが、40 歳～64 歳（72.2%）とは殆ど差がない（図 2-41）。しかし、微罪処分を受けた女性の割合は高齢になるほど高くなり、女性高齢者では 10.3%、即ち 10 人に 1 人は前に微罪処分を受けている。また男性高齢刑法犯と比較した場合、女性は、前回処分として懲役・禁錮を受けた者の割合が低く（1.1%、男性高齢刑法犯は 6.9%）、微罪処分の割合が高い（10.3%、男性高齢刑法犯は 6.8%）（図 2-42）。

図 2-40 高齢者の罪種別前回処分

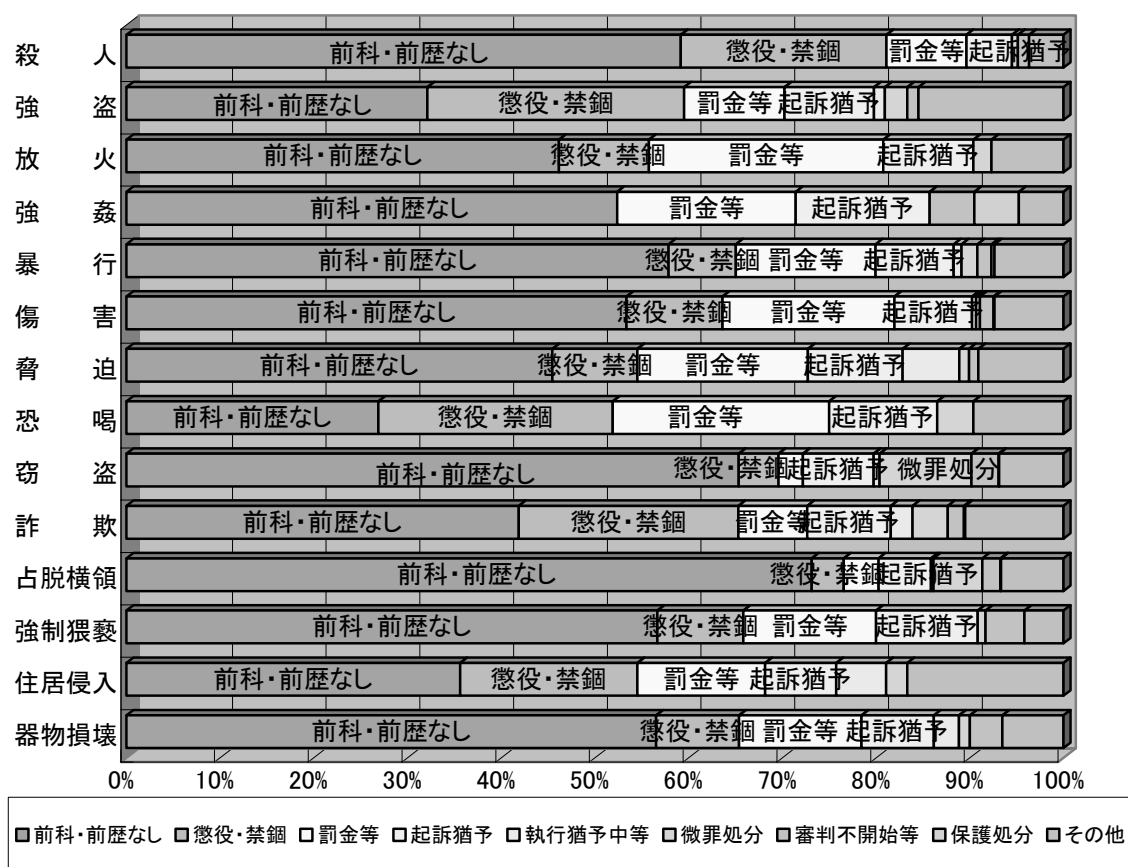


図 2-41 女性刑法犯の年齢別前回処分

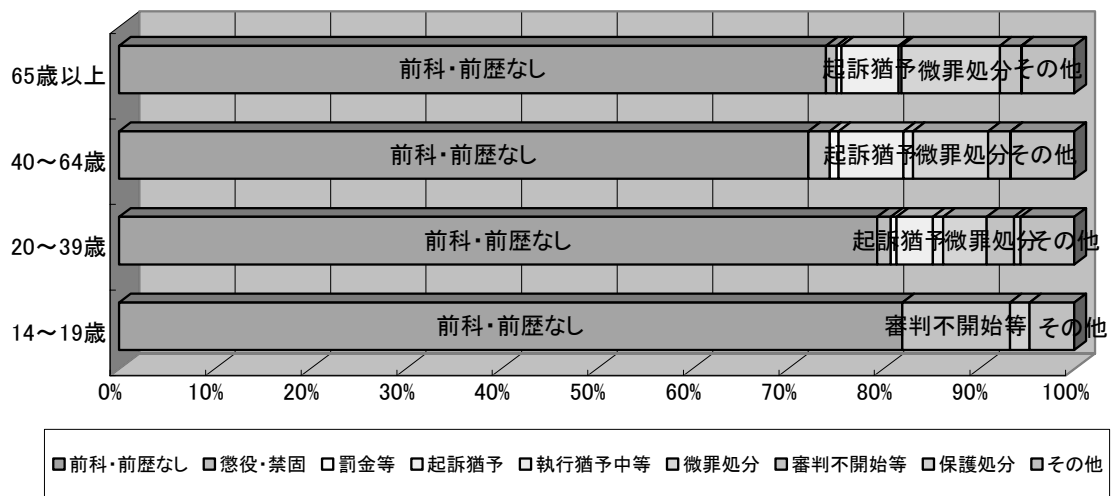
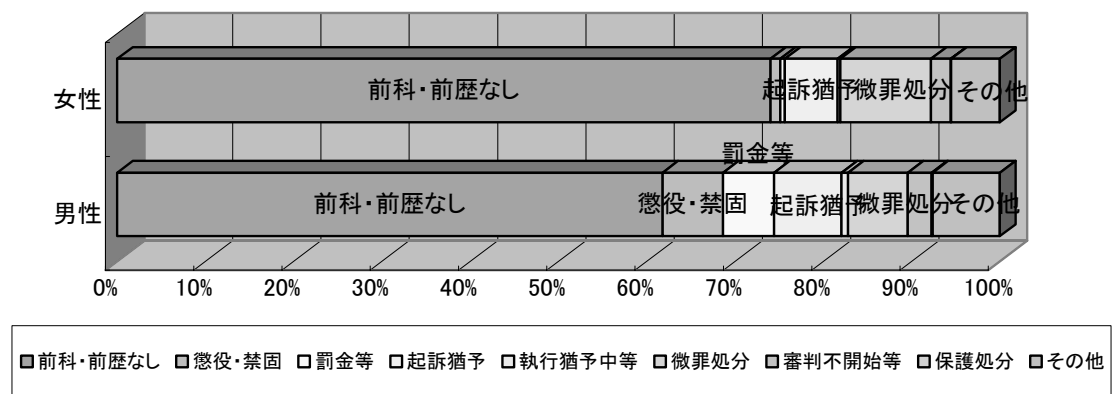


図 2-42 高齢刑法犯の男女別前回処分



1 7 身柄措置

高齢刑法犯の身柄措置については、90.1%が身柄不拘束となっており、他の年齢層よりも身柄率が低くなっている(図 2-43)。

罪種別では、殺人(93.3%)、強盗(98.8%)のほか、恐喝(96.2%)では身柄率が高い一方、窃盗(6.7%)、占有離脱物横領(0.6%)以外では、暴行(28.8%)、傷害(40.7%)で身柄率が低くなっている(図 2-44)。また、多くの罪種で、件数が少なかった平成元年から見ると、件数が増えた平成9年や16年では身柄率が高くなっている。例えば、殺人では、平成元年では72.9%だった身柄率が、平成16年では93.3%となり、また傷害では25.5%から40.7%、詐欺では38.6%から51.6%となっている。

男性高齢刑法犯(12.9%)と比べた場合、女性高齢刑法犯(3.4%)の方が身柄率が著しく低く(図 2-45)、また女性刑法犯全体の身柄率が9.4%であるから、女性刑法犯のなかでも高齢者は身柄率が低い(図 2-46)。

また、前歴者は身柄率が20.6%と、前歴のない者の4.3%に比べて高いものの、約8割は身柄の拘束がない(図 2-47)。前科数別に見ても、同様の傾向が伺える(図 2-48)。

図 2-43 刑法犯の年齢層別身柄措置

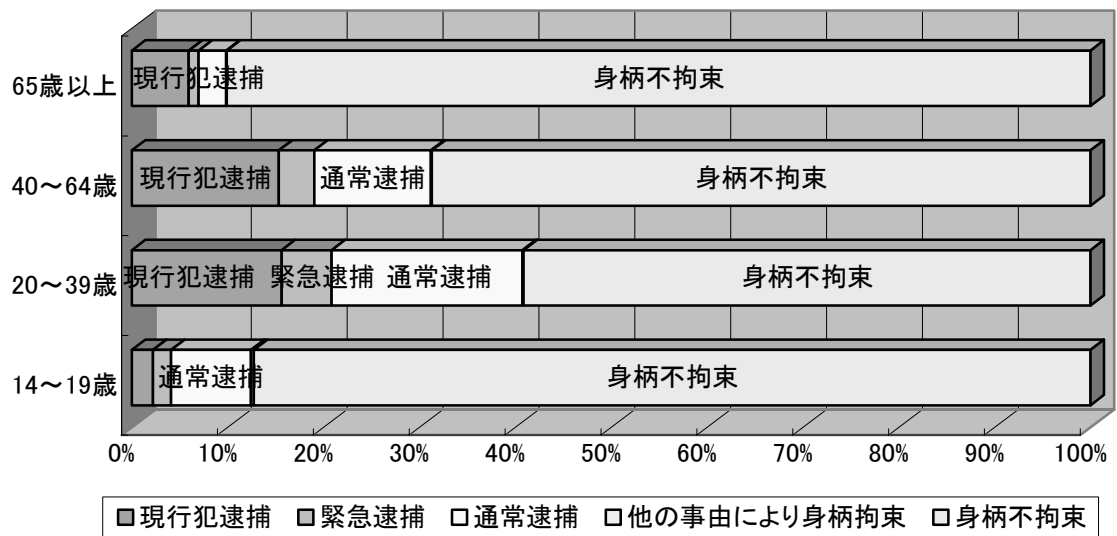


図 2-44 高齢刑法犯の罪種別身柄措置

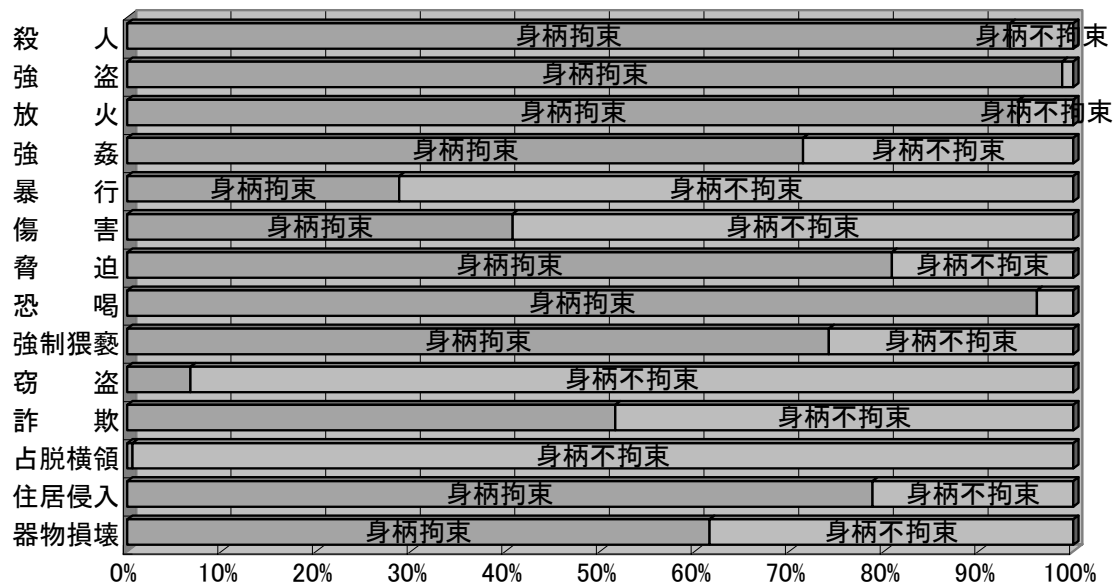


図 2-45 高齢刑法犯の男女別身柄措置

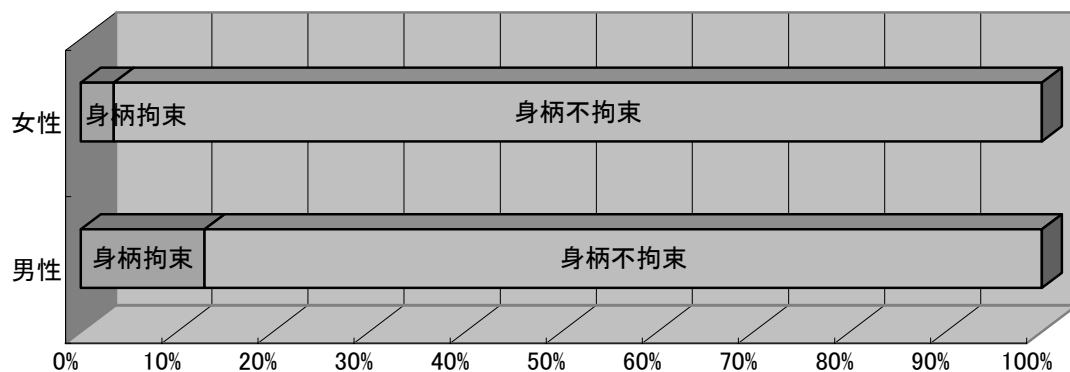


図 2-46 女性刑法犯の年齢別身柄措置

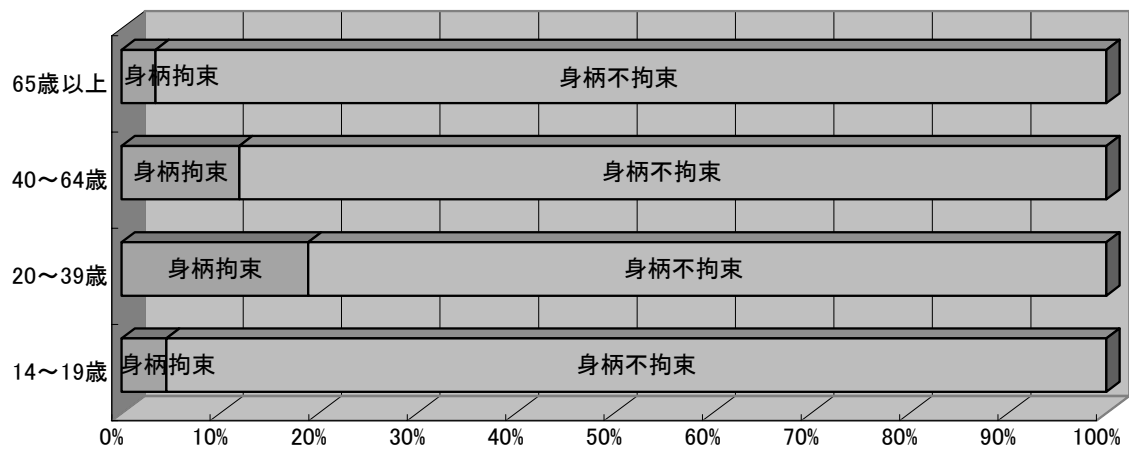


図 2-47 高齢刑法犯の前歴有無別身柄措置

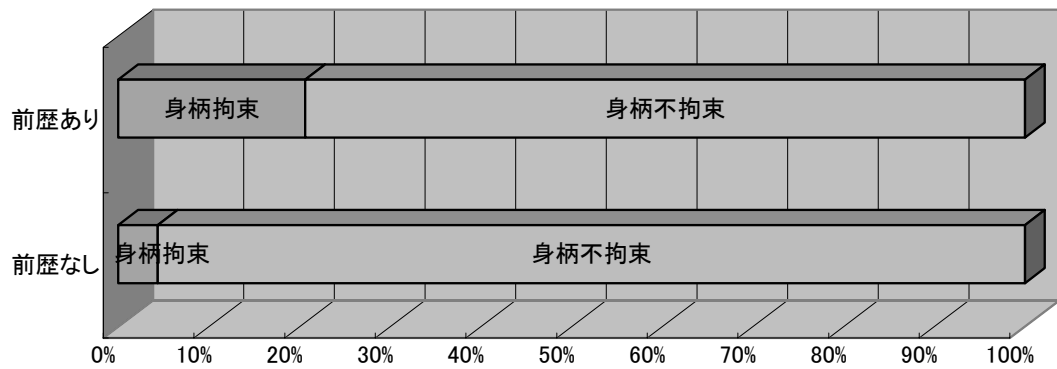
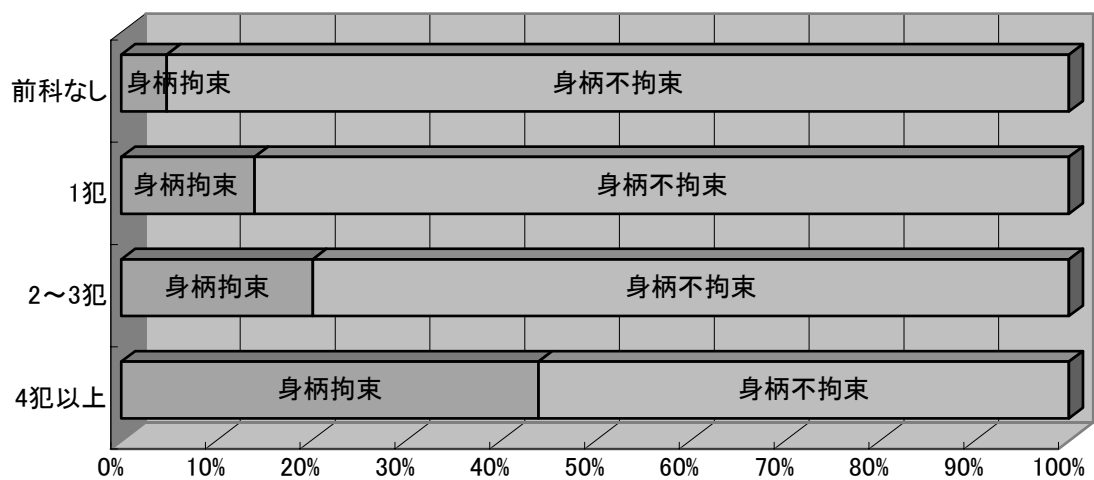


図 2-48 高齢刑法犯の前科数別身柄措置

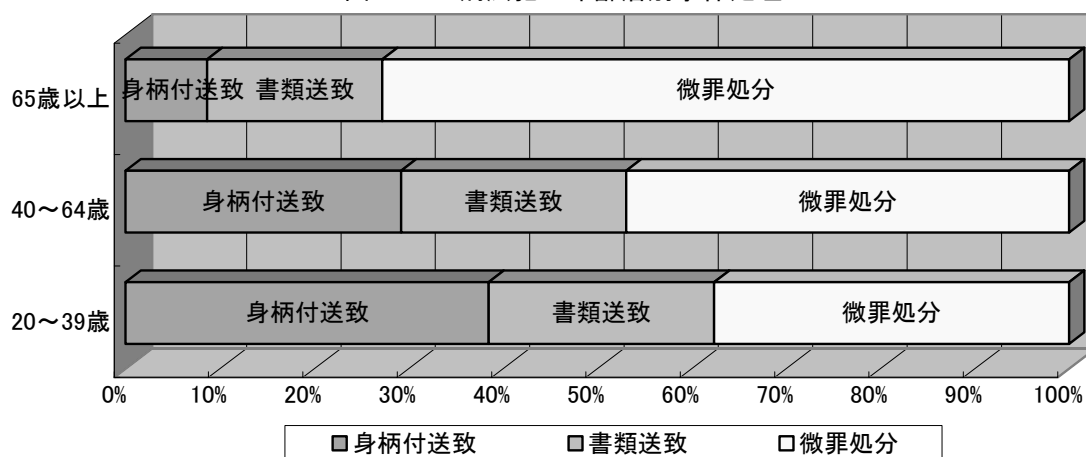


1 8 事件処理

高齢刑法犯に対する警察の事件処理（本件）を見ると，微罪処分の割合が他の年齢層に比べて高く（72.8%，少年を除く全検挙人員では 46.5%），反対に身柄付の送致が少なくなっている（8.6%，少年を除く全検挙人員では 30.4%）（図 2-49）。

罪種別では，凶悪事件で身柄付送致の割合，粗暴犯で書類送致の割合，また財産犯で微罪処分の割合が高くなっているが，平成元年と 16 年を比較すると，窃盗，詐欺，占有離脱物横領などの財産犯の微罪処分の割合がやや低下する傾向にある（図 2-50）。

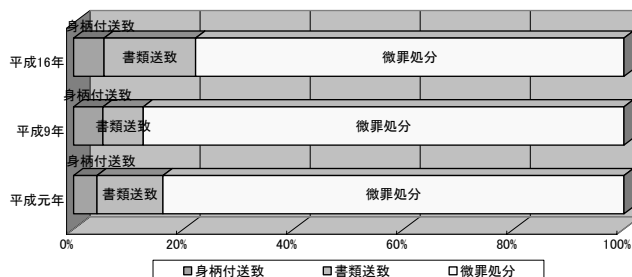
図 2-49 刑法犯の年齢層別事件処理



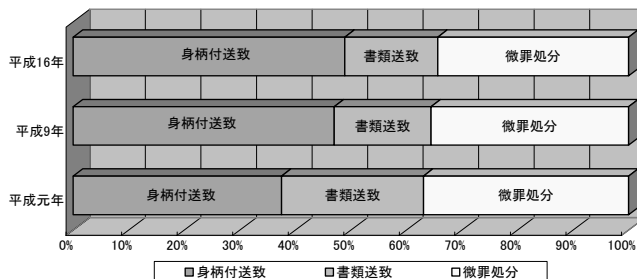
注：少年は除く。

図 2-50 高齢刑法犯の罪種別事件処理の推移

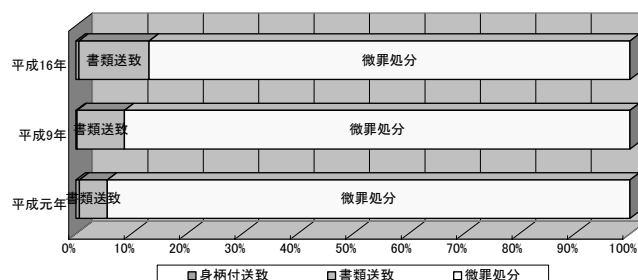
窃盗



詐欺



占有離脱物 横領



女性高齢刑法犯に限定してみると、微罪処分の割合は80.2%と更に高くなる(図 2-51)。男性高齢刑法犯(69.4%)と比べると、微罪処分に率に差があることがわかる(図 2-52)。

図 2-51 女性刑法犯の年齢別事件処理

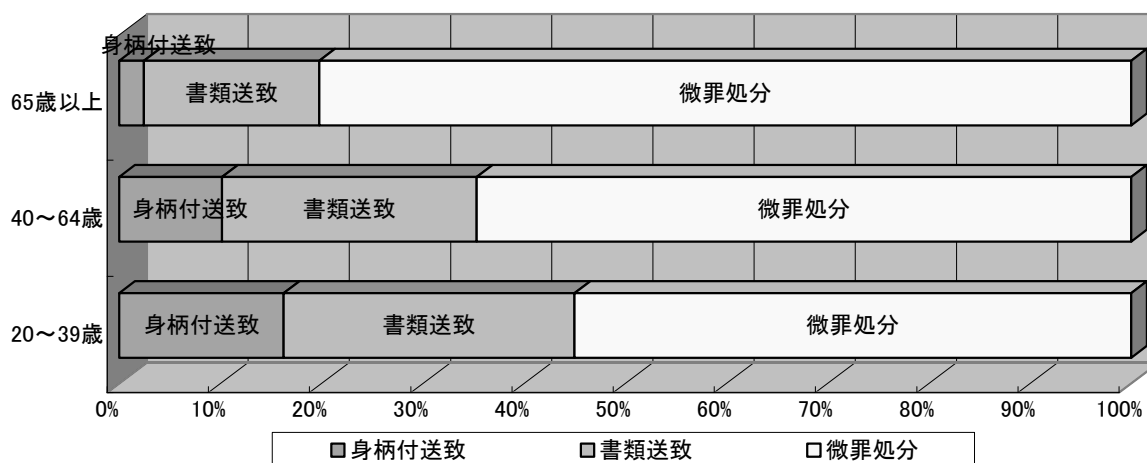
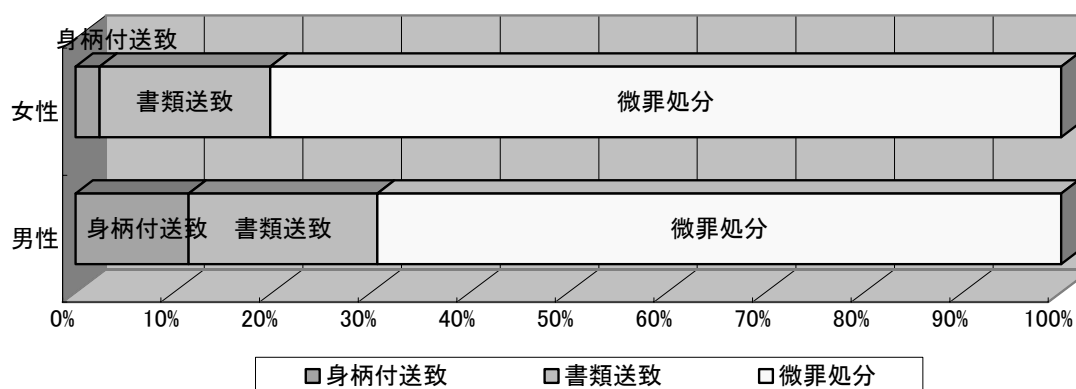


図 2-52 高齢刑法犯の男女別事件処理



注：少年は除く。

高齢刑法犯のうち、前歴がない者に対する事件処理は微罪処分が87.8%を占めるが、前歴者でも微罪処分が43.8%と約半分を占める(図 2-53)。さらに前科数別にみても、前科なしの高齢刑法犯は82.3%が微罪処分であり、前科数が多くなるに従って、その割合は下がるものの、前科4犯以上でも、高齢者の場合、28.4%が微罪処分となっている(図 2-54)。

図 2-53 高齢刑法犯の前歴有無別事件処理

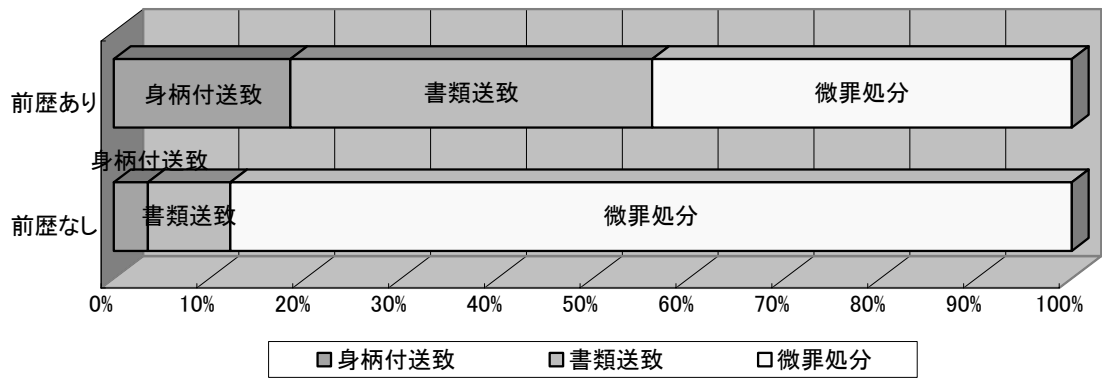
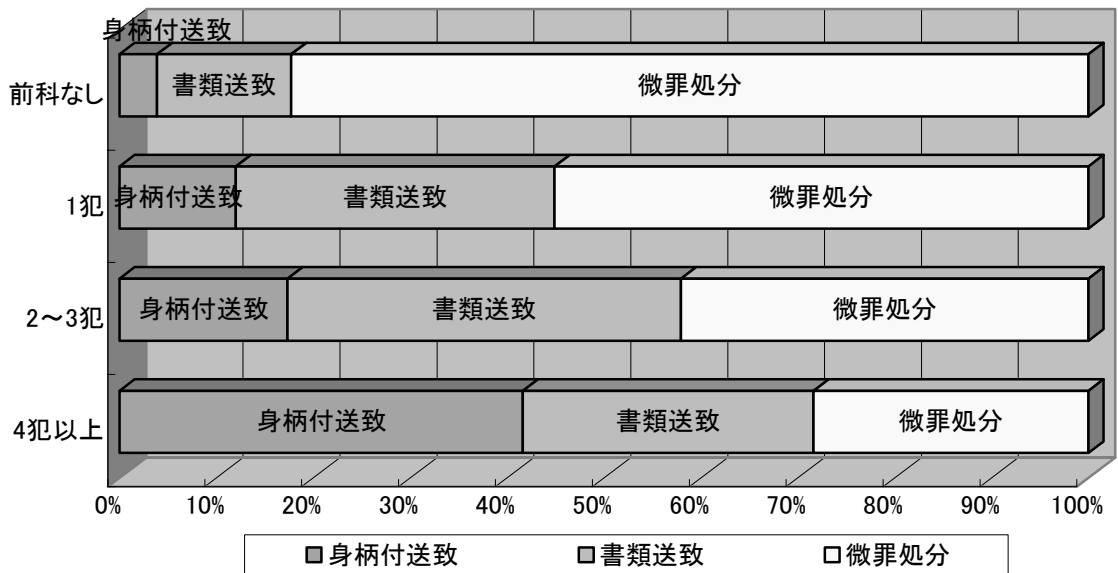


図 2-54 高齢刑法犯の前科数別事件処理

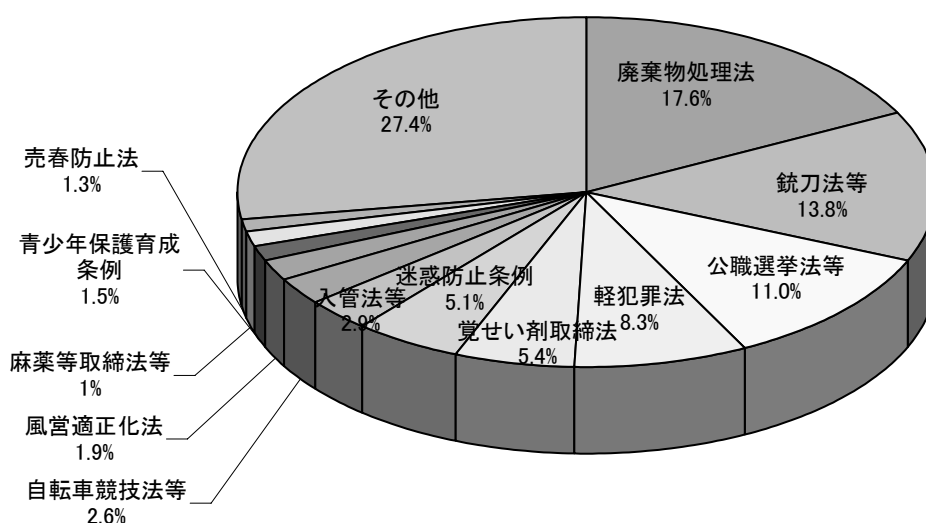


1 9 特別法犯

(1) 違反法令

高齢特別法犯 2,589 名のうち違反法令について最も多いのが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、これに銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）等、公職選挙法等、軽犯罪法、覚せい剤取締法などが続いている（図 2-55）。他の年齢層と比較した場合、廃棄物処理法や銃刀法等の割合が高く、また公職選挙法が多いが（図 2-56）、後者は法令や法令違反の性格によるものと考えられる。一方、罪種別に見ると、高齢者の割合が高い特別法犯は、公職選挙法等、自転車競技法等、廃棄物処理法、銃刀法等である（図 2-57）。

図 2-55 高齢特別法犯の違反法令



注：「銃刀法等」には、武器等製造法を含む。「公職選挙法等」には、政治資金規正法を含む。

「入管法等」には、外国人登録法・旅券法を含む。「自転車競技法等」には、公営競技関係法を含む。「麻薬等取締法等」には、あへん法・麻薬等特例法・大麻取締法を含む。

図 2-56 特別法犯の年齢別違反法令

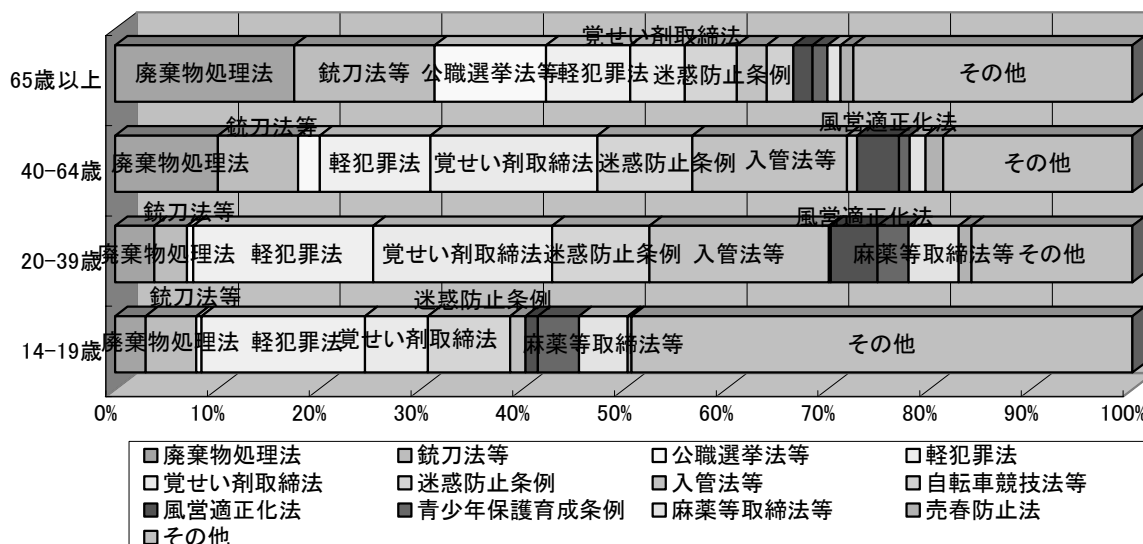
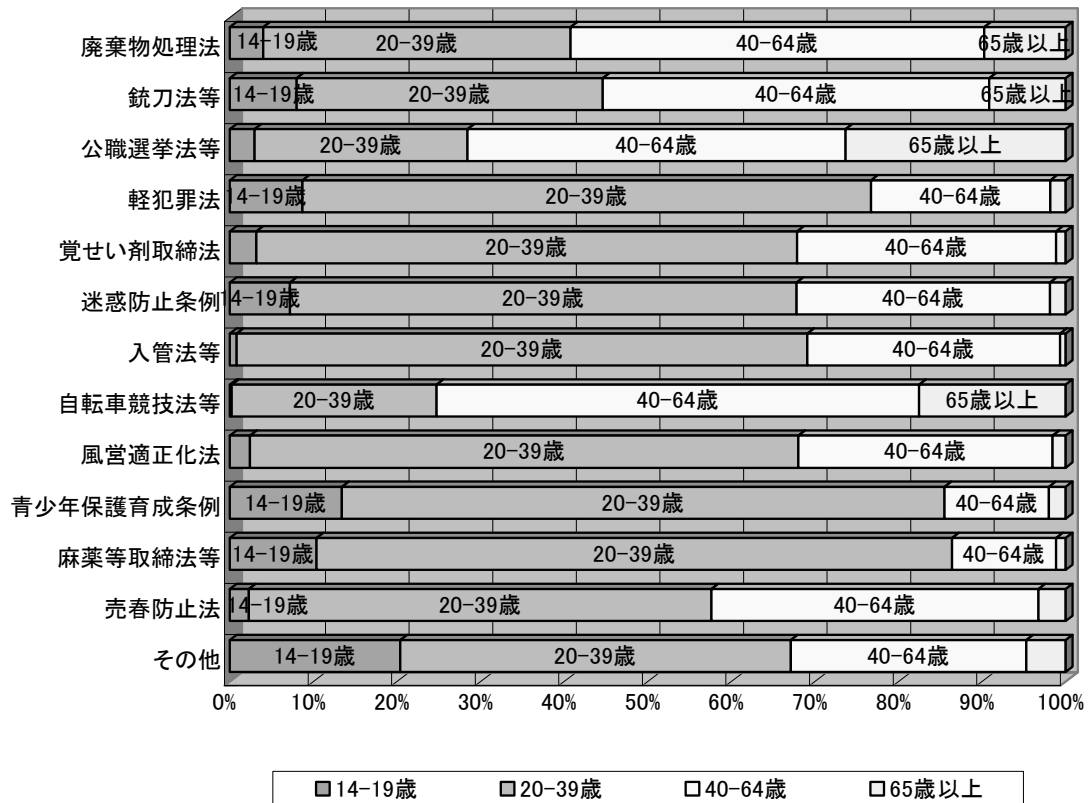


図 2-57 特別法犯の年齢別違反法令



(2) 性別

高齢特別法犯の性別は、男性 89.4%、女性 10.6%である。40 歳未満の方が女性比が高く、高齢者の女性比は 40 歳～64 歳（10.4%）とほぼ同じである（図 2-58）。

罪種別にみると、売春防止法のほか、麻薬等取締法等（麻薬特例法、あへん法、大麻取締法を含む）で女性が 81.8%と大半を占めている（図 2-59）。このほかでは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（34.7%）や公職選挙法（政治資金規正法を含む）（21.5%）、入国管理法（外国人登録法、旅券法を含む）（19.7%）で女性の割合が相対的に高い。

図 2-58 特別法犯の年齢別男女比

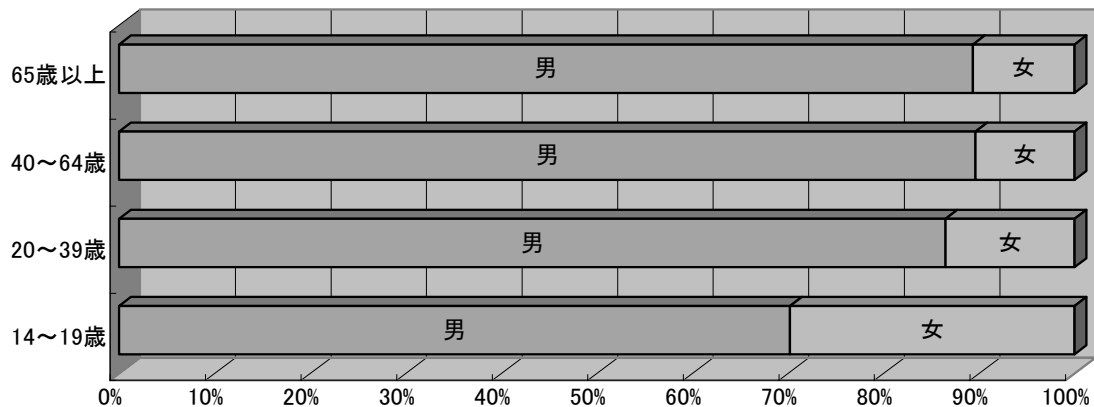
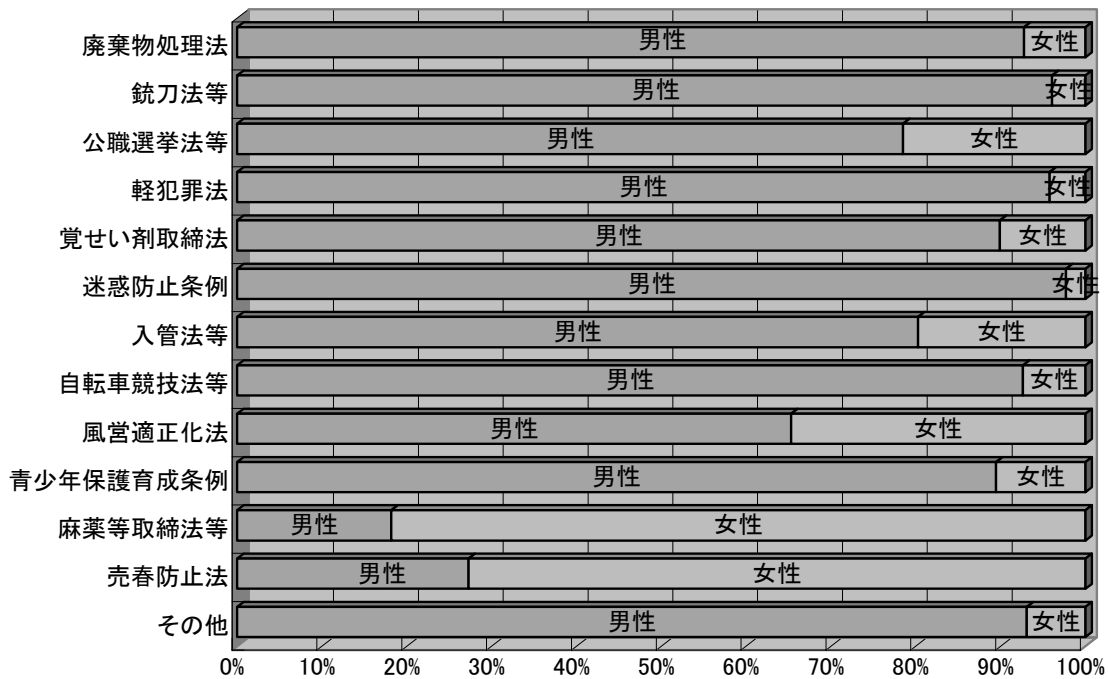


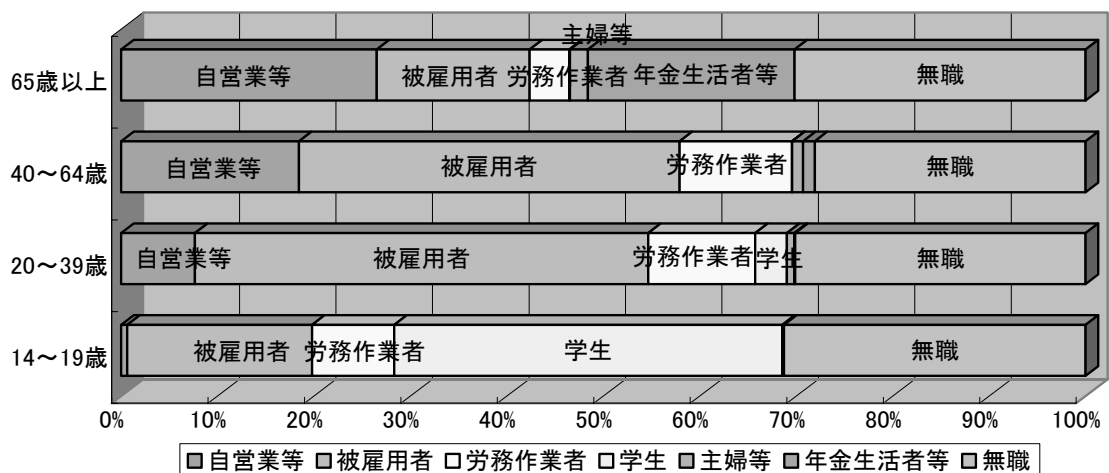
図 2-59 高齢特別法犯の罪種別男女比



(3) 就業状況

高齢特別法犯の無職率は 30.2%であり、高齢刑法犯の無職率（34.8%）と殆ど差はないが、自営業者と被雇用人の割合が高齢刑法犯では 7.6%と 7.0%であるのに対し、高齢特別法犯では 26.5%と 15.9%と高い。また、他の年齢層と比較した場合でも、被雇用者（15.9%）が少なく、年金等生活者（21.4%）が多いのは別として、自営業者の割合が高くなっている（26.5%）。

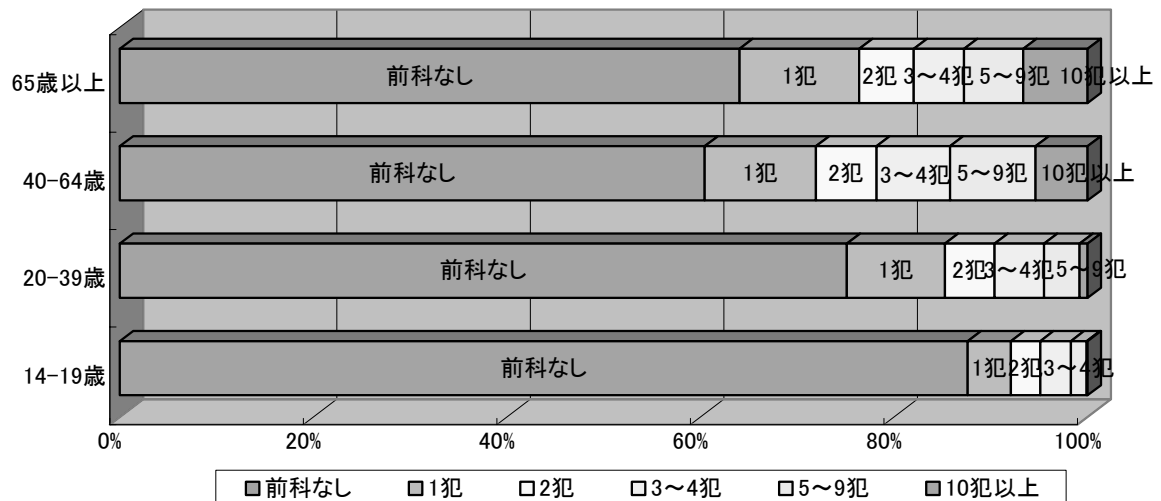
図 2-60 特別法犯の年齢別就業状況



(4) 前科

高齢特別法犯の前科者率は 36.0%で、高齢刑法犯の前科者率（23.6%）より高く、特別法犯の他の年齢層と比較した場合、40 歳～64 歳（39.5%）よりはやや低いものの、それ以外の年齢層よりは高い(図 2-61)。特に、前科 10 犯以上の多数回前科者の占める割合は高齢者で 6.6%と、他のどの年齢層よりも高い。女性の高齢特別法犯の前科者率は、14.9%である。

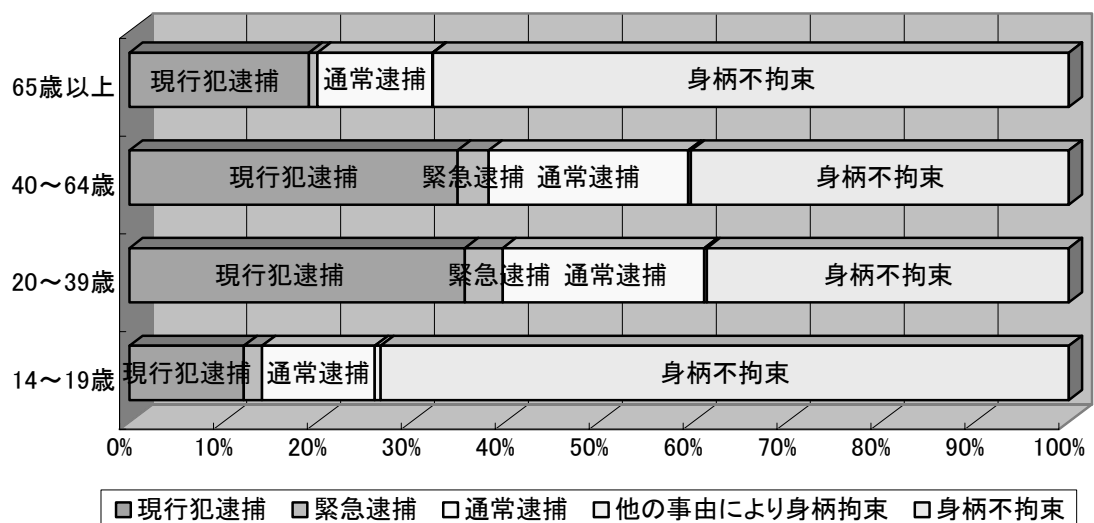
図 2-61 特別法犯の年齢別前科数



(5) 身柄措置

高齢特別法犯の身柄率は、非高齢者よりは低いものの、それでも 32.3%と、高齢刑法犯（9.9%）より高くなっている(図 2-62)。また、高齢特別法犯の場合、女性でも身柄率は 27.6%と高い。

図 2-62 特別法犯の年齢別身柄措置



20 薬物犯罪

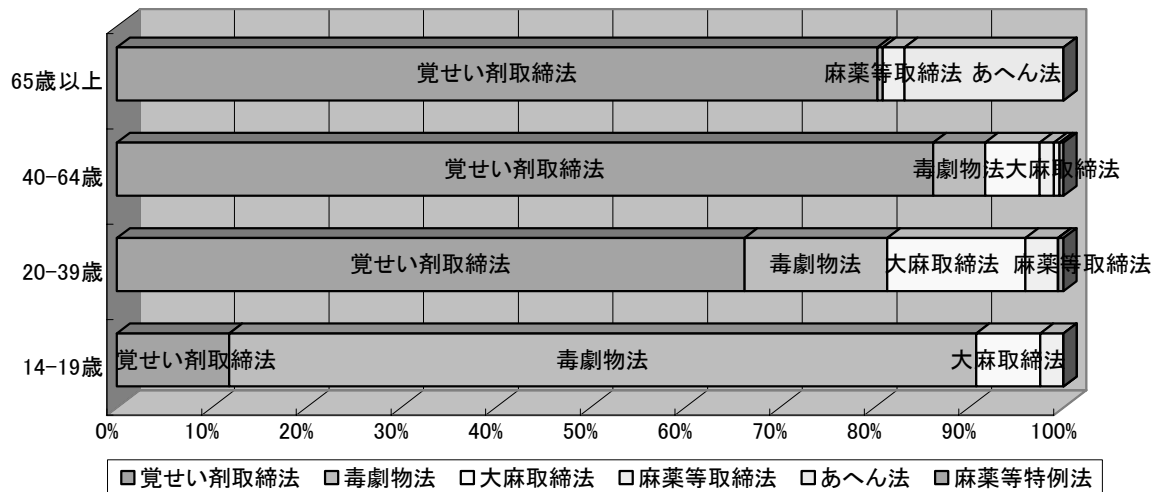
(1) 薬物の種類と犯行形態

高齢者による特別法犯のうち薬物犯罪に限定して、その特徴を分析する。ここでの薬物犯罪とは、覚せい剤取締法違反、毒物及び劇物取締法違反、大麻取締法違反、麻薬等取締法違反、あへん法違反、麻薬特例法違反を指す。

まず、高齢者による薬物犯罪の大半（80.3%）は、14歳～19歳を除く他の年齢層と同じく、覚せい剤であり、他の年齢層と違う点は、あへんも僅かに（16.8%）見られることである（図2-63）。

高齢薬物犯の形態は、14歳～19歳を除く他の年齢層同様、所持（34.1%）や使用（38.2%）が多いが、他の年齢層には殆ど見られない栽培も16.8%あるのが特徴である（図2-64）。

図2-63 高齢薬物犯の年齢別罪種



（毒劇法を除く）

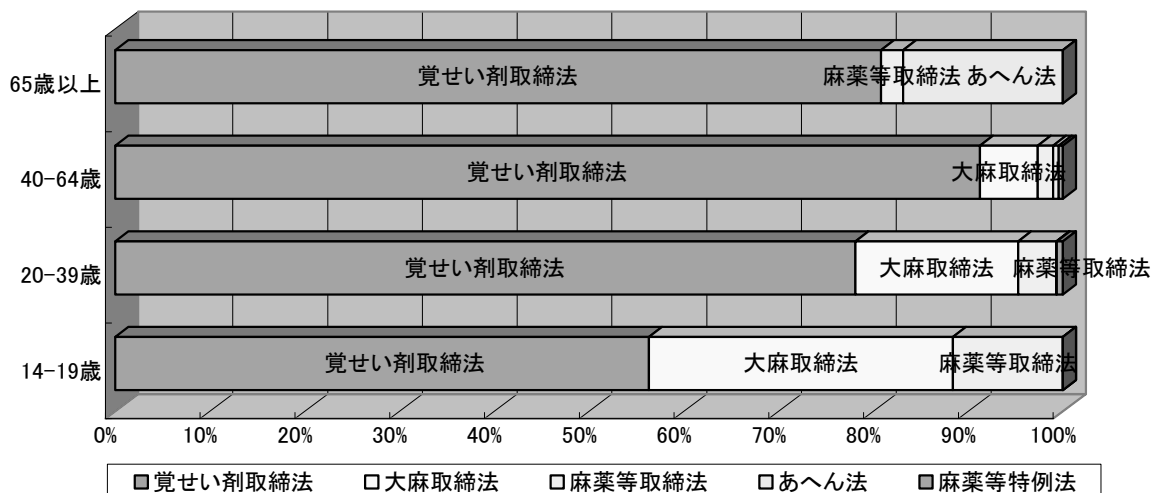
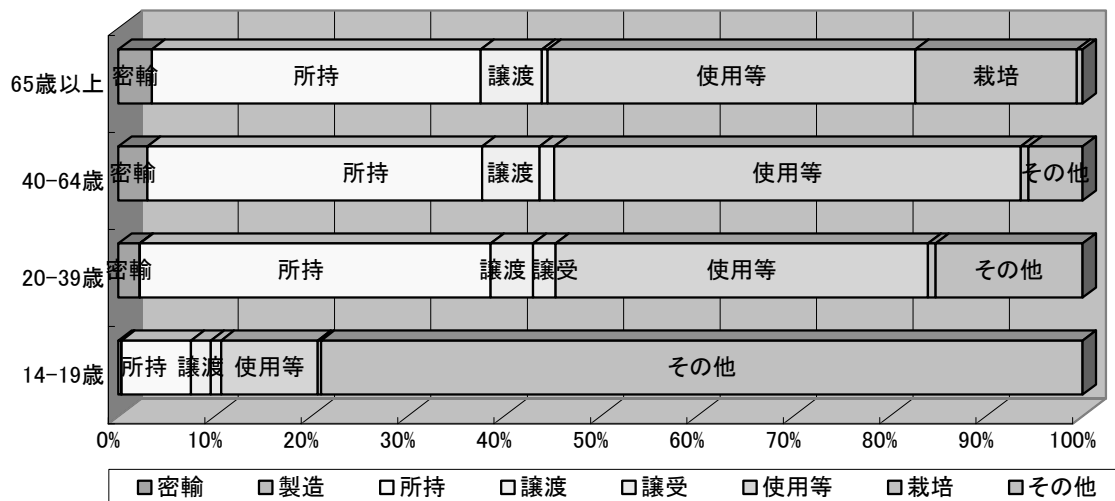


図 2-64 薬物犯の年齢別形態



(2) 性別

高齢薬物犯の女性比は 23.7%である(図 2-65)。これは 20 歳～39 歳 (19.6%) や 40 歳～64 歳 (10.9%) より高い。10 代の 45.0%よりは低いですが、これはここでの薬物犯に毒劇法違反が含まれていることとの関係であると考えられる。

法令違反別では、あへん法違反において女性が 89.7%と大半を占めているのが特徴的である(図 2-66)。しかも、女性の場合、63.4%が薬物(ケシ)の栽培であり、19.5%が使用、12.2%が所持となっている。

図 2-65 薬物犯の年齢別男女比

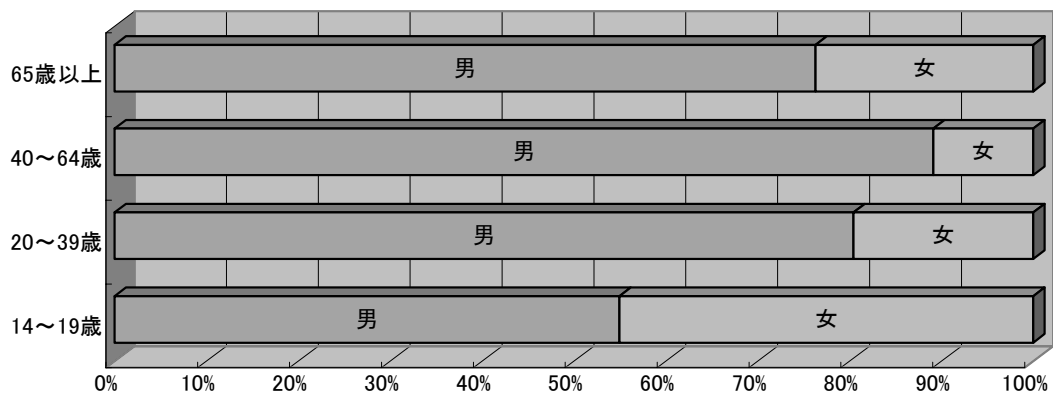
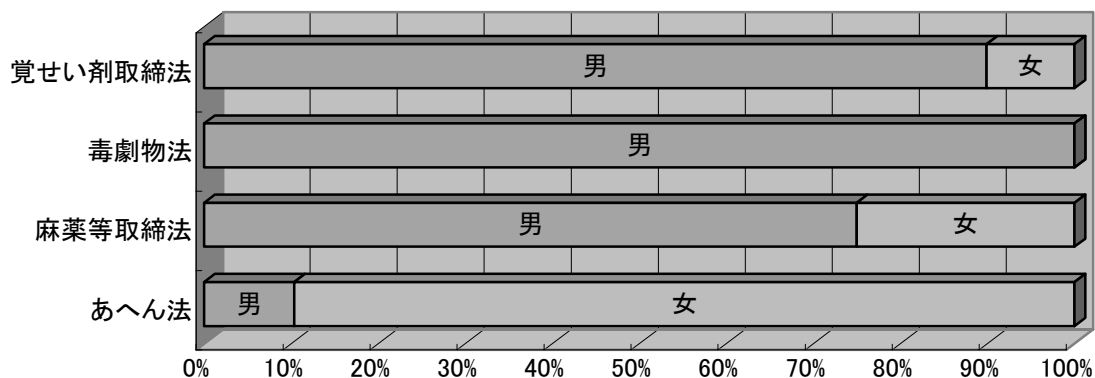


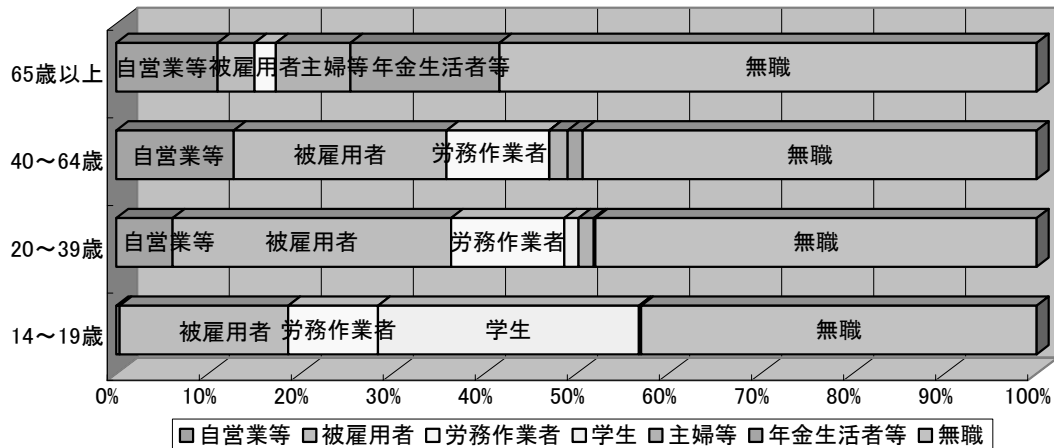
図 2-66 高齢薬物犯の罪名別男女比



(3) 就業状況

高齢刑法犯の無職率が 34.8%で、年金等生活者が 39.4%であるのに対し、高齢薬物犯は、無職率が 58.4%と高く、年金等生活者が 16.2%と低い(図 2-67)。無職率が 58.4%というのは、罪種別で無職率が最も高い強盗(54.8%)よりも更に高いことになる。男女別にみると、男性ではさらに無職率が 67.4%と高く、女性は 29.3%と低い。これは、女性高齢者は主婦の割合が高いからで、特にあへん法違反では 41.4%が主婦である。

図 2-67 薬物犯罪の年齢別就業状況



(4) 前科・前歴

高齢薬物犯のうち前歴者が 68.0%を占め(図 2-68)、前科数でも、高齢薬物犯の 39.9%が 10 犯以上であり、5 犯～9 犯の者と合わせると 61.3%にも達する(図 2-69)。同一罪種、即ち、薬物犯罪での前科数をみても、高齢者の場合、49.7%に同一罪種の前科があることから(図 2-70)、高齢薬物犯罪者は、年齢の若い時期から薬物犯罪を繰り返している間に高齢になったものが多いことが分かる。

男性の高齢薬物犯に限ると、前歴者率は 80.2%と更に高くなり、前科 5 犯以上の者の割合も 75.8%となる。逆に、女性の高齢薬物犯罪者の場合、前歴者率は 29.3%で、前科者率も 29.3%と低い。女性の割合が高いあへん法違反は、前科者率は 3.4%である。

図 2-68 薬物犯の年齢別前歴状況

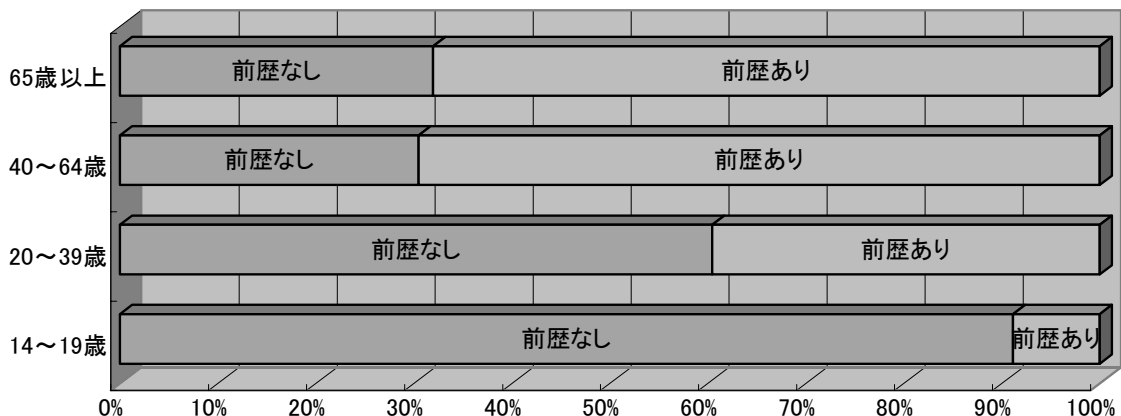


図 2-69 薬物犯の年齢別前科数

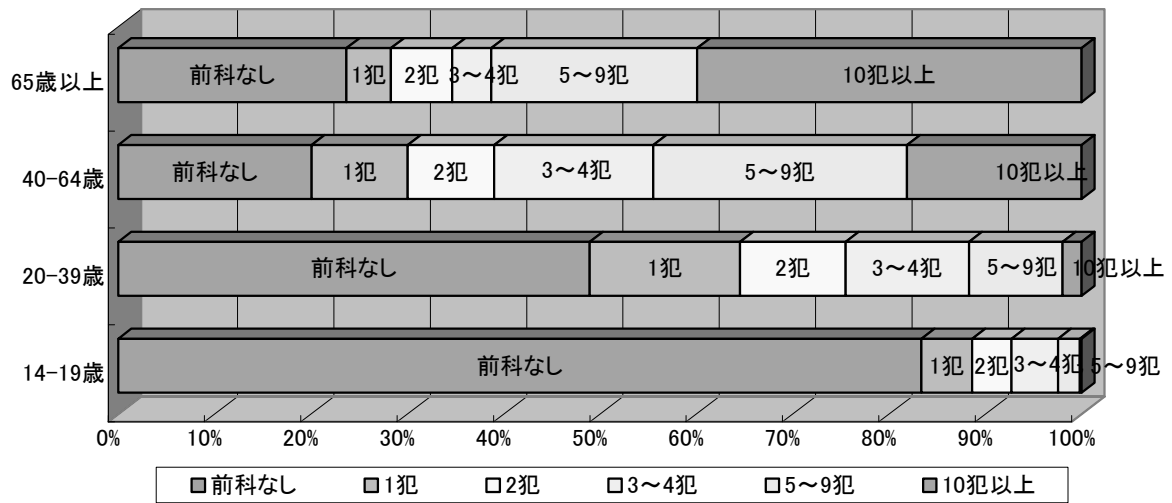
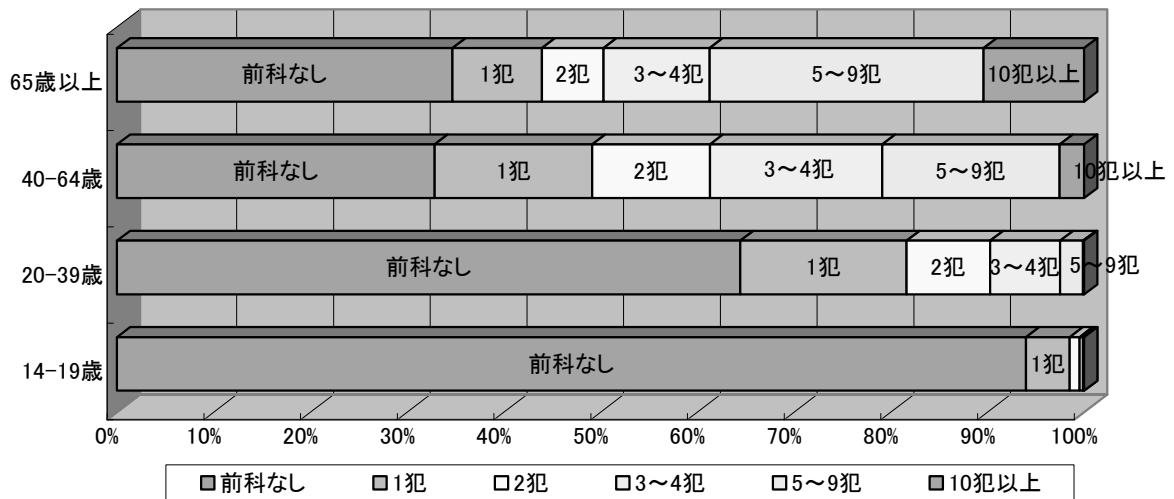
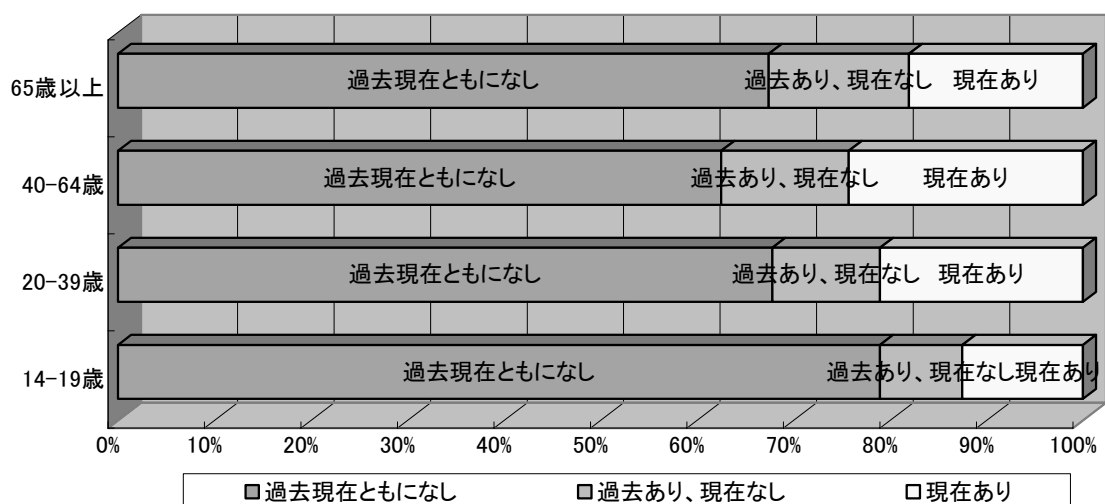


図 2-70 薬物犯の年齢別同一罪種の前科数



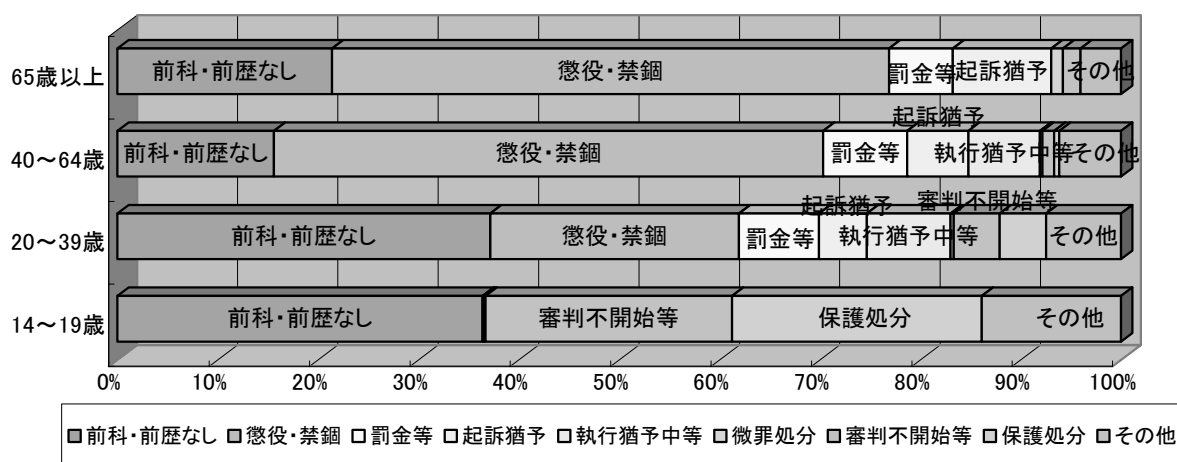
また、検挙時に薬物依存がある者の割合は高齢者で18.0%あり、他の年齢層よりも低いものの、2割弱の者が薬物依存の状態にあり、過去に薬物依存症であった者を含めると32.6%、即ち約3分の1の高齢薬物犯罪者に薬物依存の既往歴があることになる(図2-71)。

図2-71 薬物犯罪者の薬物依存の有無



高齢薬物犯の前回に受けた処分の内容は、前科のある者が多いだけあって、懲役・禁錮が55.5%と高く(図2-72)、男性に限ると66.7%と更に高い。

図2-72 薬物犯の年齢別前回処分



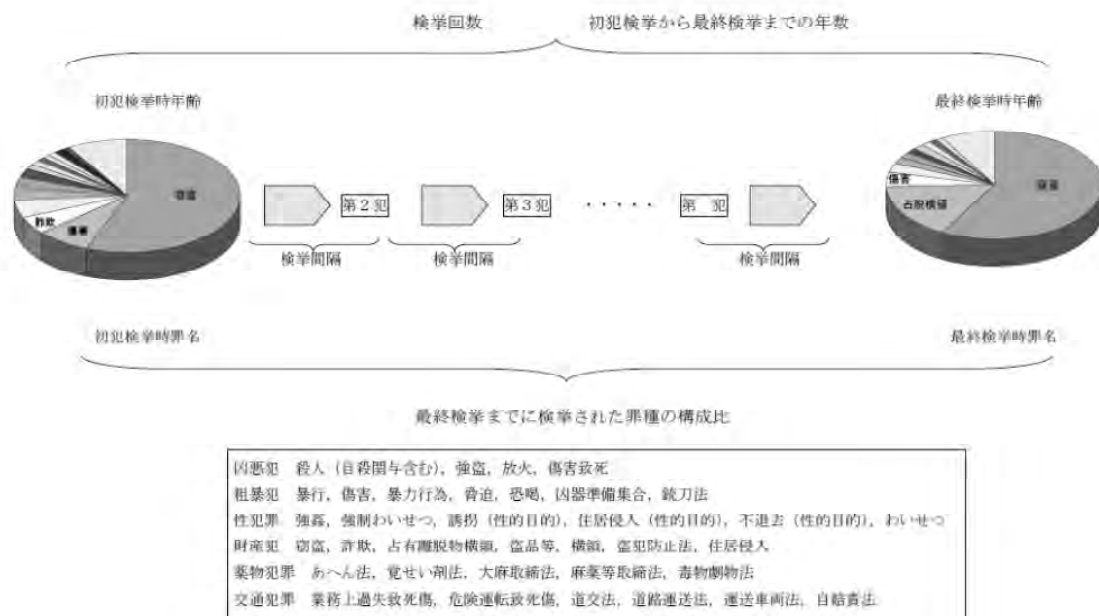
第 3 章

高齢犯罪者の再犯状況（第 2 調査）

1 分析の目的

高齢犯罪者のなかには、高齢期以前から前歴があり、高齢になってからも犯罪を繰り返す高齢累犯者と、高齢になってから初めて犯罪に至る高齢初犯者がいるものと考えられる。高齢犯罪者の特性分析に関する第1調査から、高齢犯罪者の3分の2が初犯者で、残りの3分の1が前歴者であり、しかも近年、高齢犯罪者に占める前歴者の割合が増加していることが明らかとなったが、これらの前歴者が果たしていつから犯罪を行うようになったのか、つまり10代や20代の頃から高齢になるまで犯罪を繰り返してきているのか、40代、50代の頃に初犯を犯し、高齢になってからも犯罪を犯しているのか、または高齢期ないしは高齢期直前となってから初犯を犯し、以後も犯罪を続けているのかについては判別することができない。こうした高齢者の再犯状況は高齢者の犯罪予防対策を講ずる上で重要なことから、高齢再犯者ないし累犯者が、①いつから（初犯検挙時年齢）、②どれ位の期間に亘って（初犯検挙から最終検挙までの年数）、③何回の犯罪を（検挙回数）、④どの程度の頻度（検挙間隔）で行うかという時系列的側面からの再犯類型と、生涯の間にどのような罪種の犯罪（罪種の多様性と罪種タイプ）をどの程度（検挙回数）を行っているかという犯罪特性の側面からの再犯類型について分析を行うこととした（図3-1）。

図 3-1 高齢前歴者の再犯分析



2 調査の方法と対象

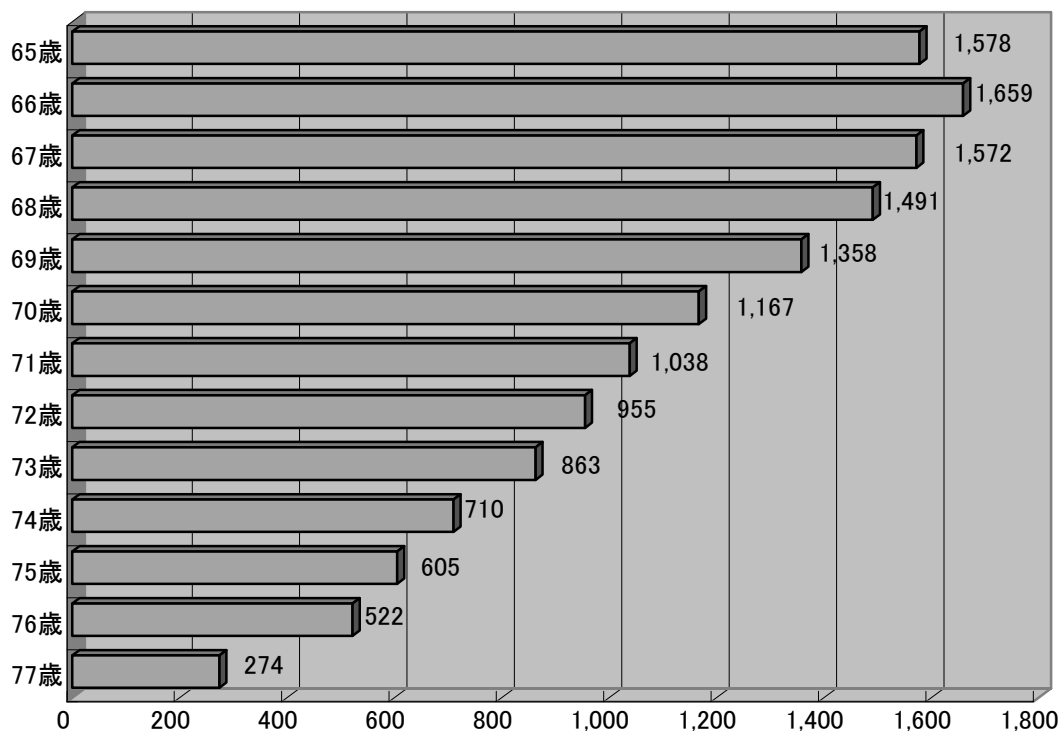
調査対象としたのは、平成 16 年における検挙時 65 歳以上の被検挙者 2 万 9,822 人のうち前歴のある者 1 万 3,792 人（46.2%）を対象に分析を行った。ここには、特別法犯も含まれ、刑法犯も業務上過失致死傷を含む。

なお、分析にあたっては、人生の区分を、少年期（20 歳未満）、成人前期（20 歳以上 40 歳未満）、成人後期（40 歳以上 60 歳未満）、準高齢期（60 歳以上 65 歳未満）、高齢期（65 歳以上）に分けた。60 歳から 64 歳までの間に初めて犯罪を行う者の特性が、成人後期の年齢層よりむしろ 65 歳以上の高齢者に近いため、60 歳から 64 歳を準高齢期に位置付け、成人後期や高齢期とも区別して分析できるように工夫した。

3 対象者の基本的属性

分析対象となった高齢前歴者の平均年齢は 69.5 歳であり、年齢分布は図 3-2 のように 65 歳から 77 歳にまで広がっている。性別は、男性が 1 万 930 人で 79.2% を占め、残りの 2,862 人（20.8%）が女性である。

図 3-2 対象者の年齢分布



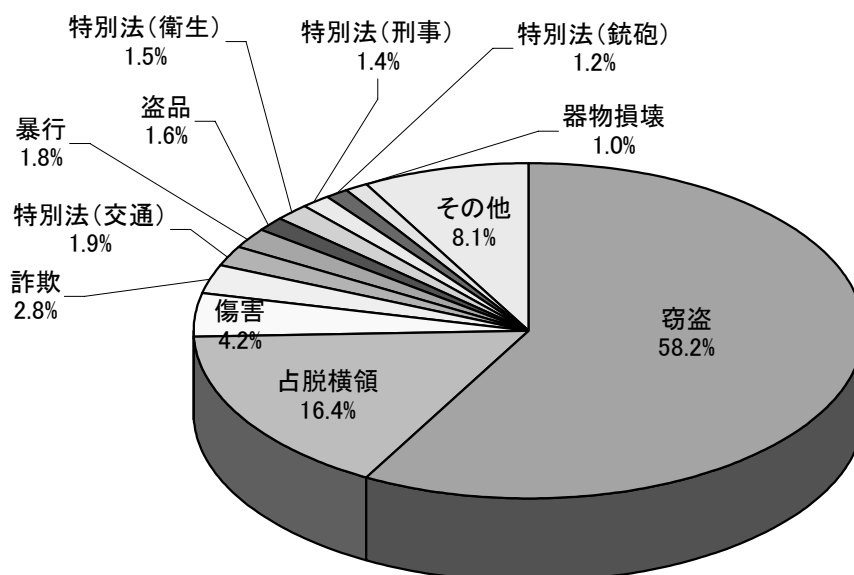
4 最終検挙時罪名

分析対象を抽出する際の基準年とした平成 16 年中の罪名、即ち、調査対象たる高齢前歴者の最終検挙時罪名は、窃盗が 58.2% で過半数を占め、占有離脱物横領（16.4%）、傷害（4.2%）、詐欺（2.8%）、特別法違反（交通関係）（1.9%）、暴行（1.8%）、盗品等の罪（1.6%）と続いている（図 3-3）。特別法犯は、交通関係（道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送車両法）、公衆衛生関係（廃棄物処理法、狩猟法、動物保護法など）、刑事

関係（軽犯罪法，迷惑防止条例，酩酊者規制法，特殊解錠用具の所持等の禁止に関する法律など），銃砲等関係（銃刀法），薬事関係（覚せい剤取締法など），農林水産関係（水産資源保護法，森林法，漁業法など），風俗関係（売春防止法，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律），公営競技関係（競馬法，自転車競技法，モーターボート競争法）という分類にまとめて集計しているが，個別の違反法令名では道路交通法が最も多く（255人，1.8％），これに廃棄物処理法（162人，1.2％），銃刀法（159人，1.2％），覚せい剤取締法（125人，0.9％），軽犯罪法（86人，0.6％），迷惑防止条例（75人，0.5％）が続いている。

図 3-3 最終検挙時罪名

罪 名	人員(%)	罪 名	人員(%)
窃盗	8,022 (58.2)	賭博	30 (0.2)
占脱横領	2,259 (16.4)	特別法(公営競技)	27 (0.2)
傷害	578 (4.2)	文書偽造	27 (0.2)
詐欺	385 (2.8)	放火	26 (0.2)
特別法(交通)	265 (1.9)	脅迫	26 (0.2)
暴行	248 (1.8)	横領	24 (0.2)
盗品	214 (1.6)	特別法(経済法)	20 (0.1)
特別法(公衆衛生)	210 (1.5)	特別法(少年福祉)	19 (0.1)
特別法(刑事)	196 (1.4)	公務執行妨害	19 (0.1)
特別法(銃砲等)	159 (1.2)	特別法(外事)	18 (0.1)
器物損壊	141 (1.0)	特別法(公職選挙法)	16 (0.1)
特別法(薬事)	133 (1.0)	賄賂	11 (0.1)
業過致死傷	131 (0.9)	過失傷害・致死	9 (0.1)
住居侵入	110 (0.8)	特別法(無体財産法)	9 (0.1)
特別法(農林水産)	61 (0.4)	逮捕監禁	8 (0.1)
強制わいせつ	54 (0.4)	名誉毀損	7 (0.1)
殺人	49 (0.4)	強姦	7 (0.1)
特別法(風俗)	48 (0.3)	条例違反	5 (0.0)
わいせつ	44 (0.3)	刑法犯その他	49 (0.4)
強盗	42 (0.3)	特別法その他	48 (0.3)
恐喝	38 (0.3)	計	13,792 (100)



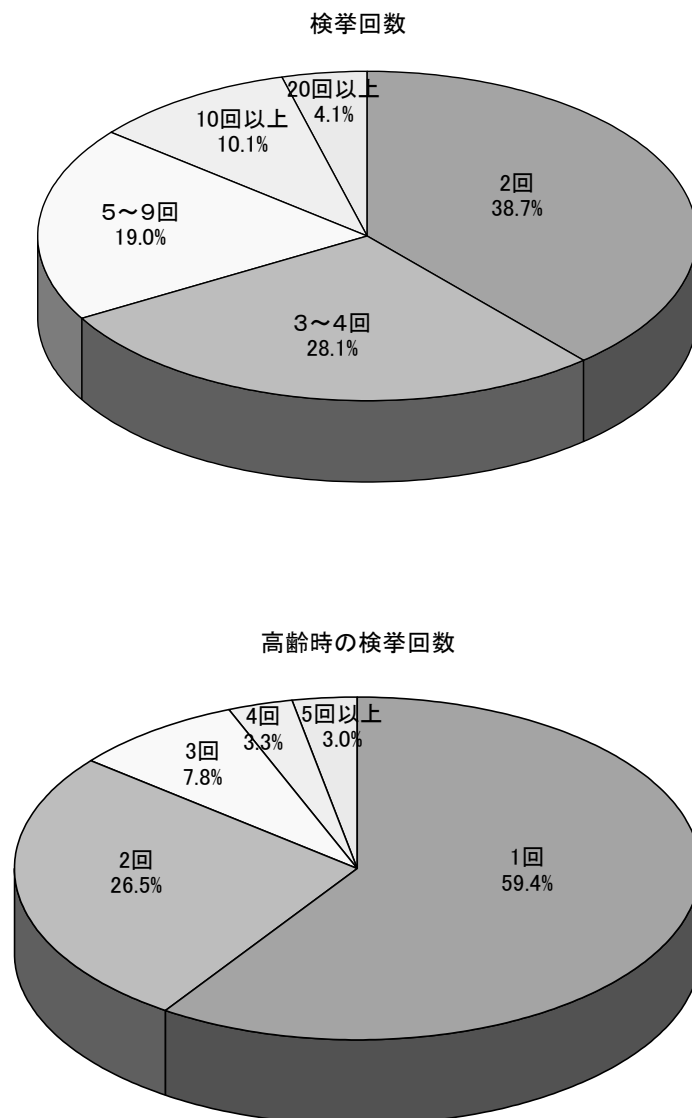
5 再犯類型—時系列分析

(1) 検挙回数（再犯回数）

高齢前歴者が初犯検挙から最終検挙までの検挙回数は平均 5.2 回である。検挙回数が最も少ない者は 2 回で前歴者の 38.7%と最も多いが、検挙回数が 10 回以上 20 回未満の者が 10.1%、20 回以上の者も 4.1%見られ、最も検挙回数が最も多かった者は 25 回であった（図 3-4 上）。

高齢前歴者と高齢非前歴者の合計 2 万 9,822 名のうち、前歴のない初犯者は 1 万 6,030 名で 53.8%を占めているが、前歴者 1 万 3,792 名についてみると、このように検挙回数の多い高齢累犯者も含まれていることがわかる。また、高齢期になってからの検挙回数をみると、平均 1.7 回となっている（図 3-4 下）。高齢期に達してから 1 回のみ、即ち平成 16 年中の最終検挙のみの者が 59.4%を占めるが、2 回以上の者が 26.5%、3 回以上の者が 14.1%もあり、高齢期に達してからも複数回にわたり犯罪を行っていることがわかる。

図 3-4 検挙回数

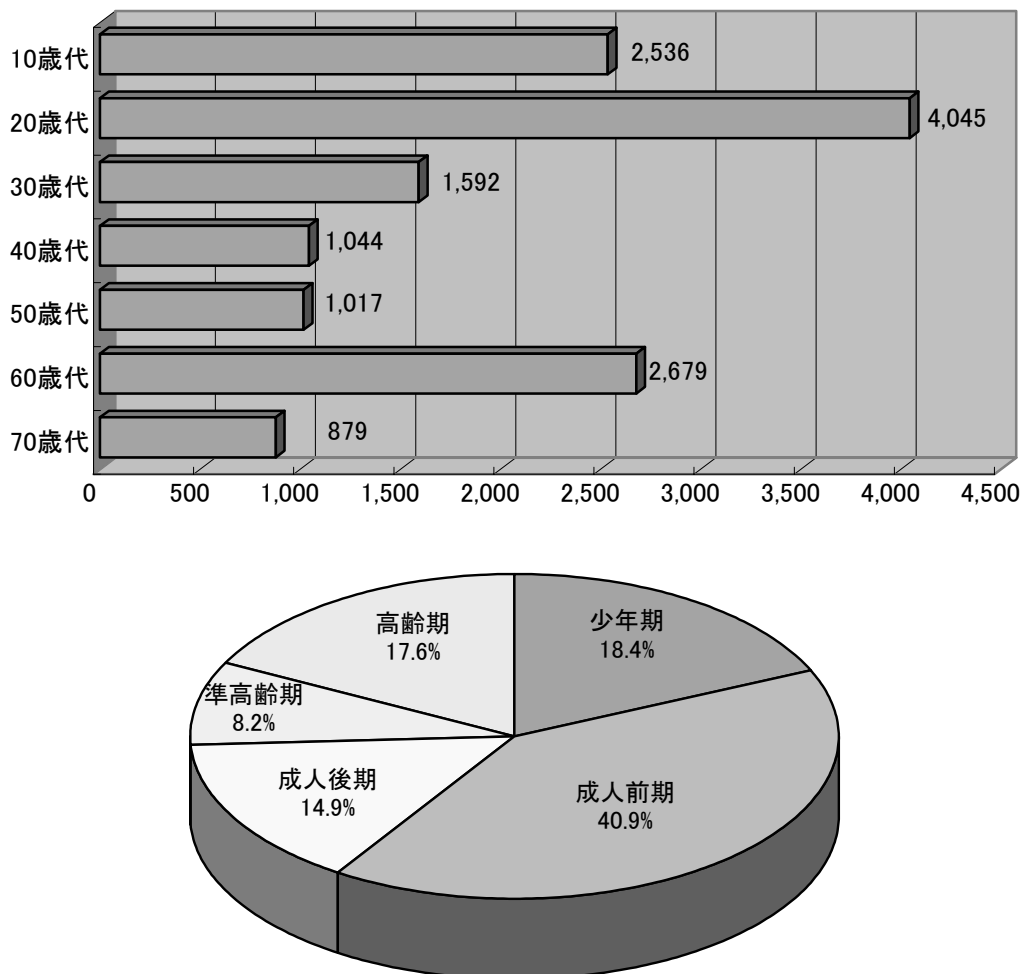


(2) 初犯検挙時年齢

高齢前歴者の初犯検挙時年齢は、平均 38.6 歳である。最も多いのが 20 代 (29.3%) で、これに 60 代 (19.4%)、10 代 (18.4%) が続いている (図 3-5)。成人前期で全体の 40.9% を占め、これに少年期 (18.4%) を合わせると、実に高齢前歴者の約 6 割が 30 歳未満の時から前歴があることがわかる。

その一方で、高齢期になって初めて検挙された経験をもつ者が 17.6% おり、準高齢期に初犯検挙されている者と併せると 25.8%，つまり高齢前歴者の 4 人に 1 人が 60 代以降になってから初めて検挙されている。本章での分析対象となっている高齢前歴者に対して、高齢非前歴者が 1 万 6,030 名おり、これらの者が将来罪を犯すかどうかはわからないが、再犯類型という意味では、高齢前歴者のうち高齢期又は準高齢期に初犯検挙されている者と近い特性を有しているものと考えられる。平成 16 年の高齢前歴者 1 万 3,792 名と高齢非前歴者 1 万 6,030 名の合計 2 万 9,822 名に対する内訳で言うと、高齢非前歴者と高齢前歴者で高齢期又は準高齢期に初犯検挙経験のある者の合計比率は 65.7% になる。即ち、高齢犯罪者の 3 分の 2 は、準高齢又は高齢になってから初めて犯罪を行っている者なのである。残りの 3 分の 1 は、少年期や成人期（前期・後期）から検挙歴がある。

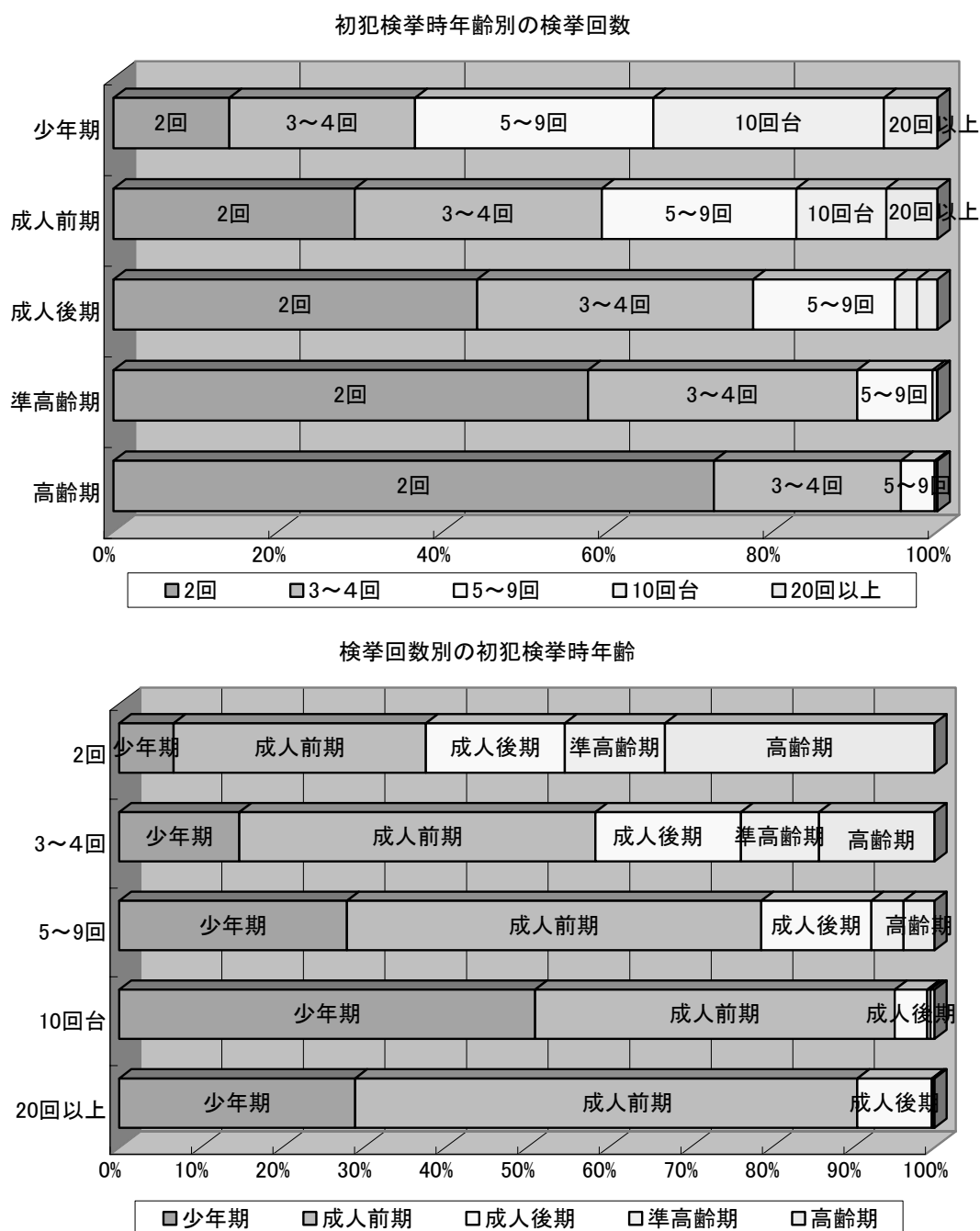
図 3-5 初犯検挙時年齢



さらに、高齢前歴者の再犯類型を明確にするため、初犯検挙時年齢と検挙回数の分析を行った結果が図 3-6 である。初犯検挙時年齢が高いほど検挙回数が少なくなっているのは

当然としても、初犯検挙時年齢が少年期または成人前期である者の中に検挙回数が2回という検挙回数の少ない者がそれぞれ 14.1%と 29.3%も含まれていることは注目に値する。検挙回数が2回ということは、高齢期の最終検挙を除くと、過去に1回しか検挙経験がないことになり、それが少年期や成人前期ということは、若い頃に一度犯罪を行って検挙されたことがあるが、その後、何十年も検挙歴がないまま（本当に犯罪を行っていないかどうかはともかく）過ごしてきていた者が、高齢期になって再び犯罪によって検挙されたことになる。後の分析では、この類型を早発潜在型に分類している。

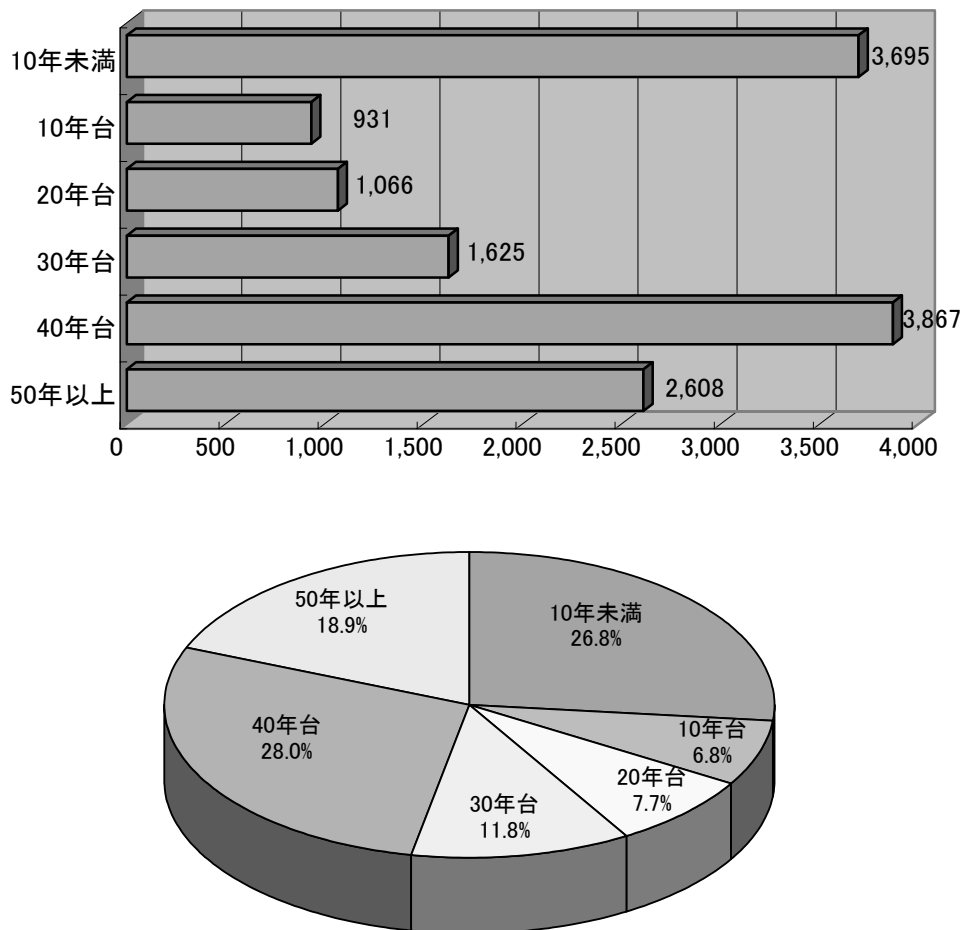
図 3-6 初犯検挙時年齢と検挙回数



(3) 初犯検挙から最終検挙までの年数

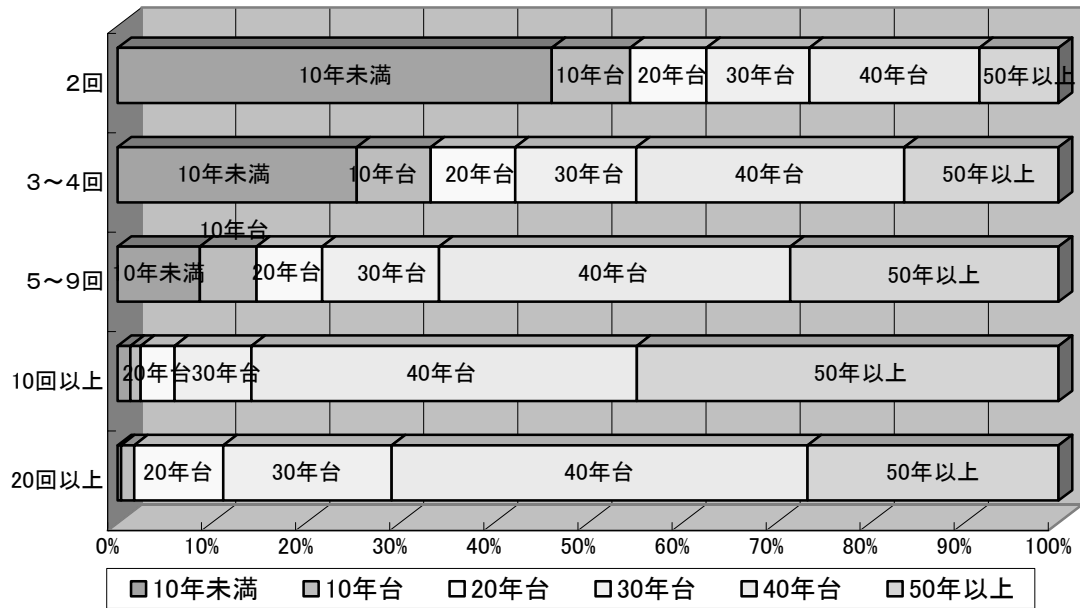
初犯検挙から最終検挙までの期間は平均で 30.9 年である。但し、40 年台(28.0%)、50 年台 (18.9%)、10 年未満(26.8%)で多くなっており、初犯検挙から最終検挙までの期間は長期と短期の大きく 2 つに分かれる傾向がある (図 3-7)。

図 3-7 初犯検挙から最終検挙までの年数



さらに、検挙回数別に初犯検挙から最終検挙までの年数を見てみると、検挙回数が多い者は初犯検挙から最終検挙までの期間が長くなっているが、反対に検挙回数が2回の者の中では初犯検挙から最終検挙までの期間が10年未満という者が46.1%と約半数を占めているものの、30年、40年、50年以上といった者も少なくない (図 3-8)。つまり、検挙回数が、平成16年の最終検挙も含めて2回しか検挙されたことがない高齢前歴者の中には、初犯検挙が高齢期、準高齢期ないし成人後期の末期といった比較的最近であるというグループと、少年期や成人前期に初犯検挙されながらも、何十年と犯罪による検挙歴がなく、高齢期になって再び犯罪を行い、検挙されたグループがいるということである。後の分析では、前者を遅発累犯型ないし後発累犯型、後者を早発潜在型に分類している。

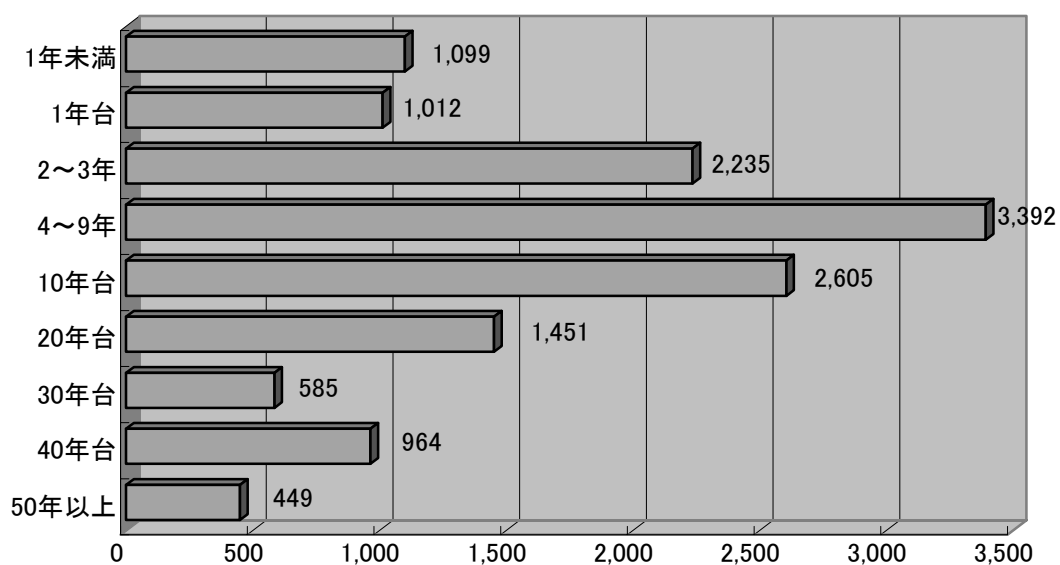
図 3-8 検挙回数別の初犯検挙から最終検挙までの年数



(4) 検挙間の平均年数

初犯検挙から最終検挙までの年数を検挙回数で除すと、高齢前歴者の検挙間の平均年数を計算することができる。平均値は 13.9 年で、高齢前歴者は約 14 年おきに犯罪で検挙されてきていることがわかる。最も多いのが 4 年から 9 年おきに検挙されている者で全体の 24.6%，約 4 分の 1 を占める（図 3-9）。

図 3-9 検挙間の平均年数



検挙回数別に検挙間の平均年数をみると、検挙回数が多くなるほど検挙間平均年数が短くなるが、検挙回数が少ない者の中にも、数十年おきでしか検挙されていない者もいるという本章 5 (2) や (3) で明らかになった高齢犯罪者の再犯類型の特徴をここでも確認することができる (図 3-10)。これは、初犯検挙時年齢別に検挙間平均年数を見ても同様である (図 3-11)。

なお、検挙間の平均年数と言っても、前回の検挙によって受けた処分 (刑罰又は保護処分) の内容によっては一定の期間、刑事施設や少年院に身柄を拘束されているため、その間隔を自らの意思だけで遵法的な生活を送っていた期間と見ることは必ずしもできない。

図 3-10 検挙回数別の検挙間平均年数

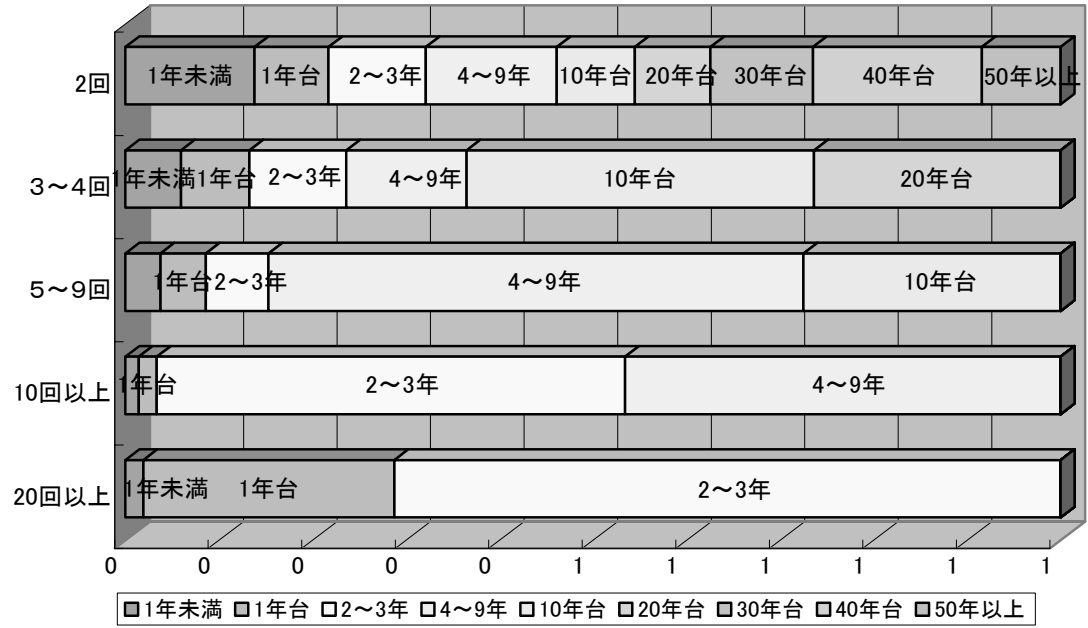
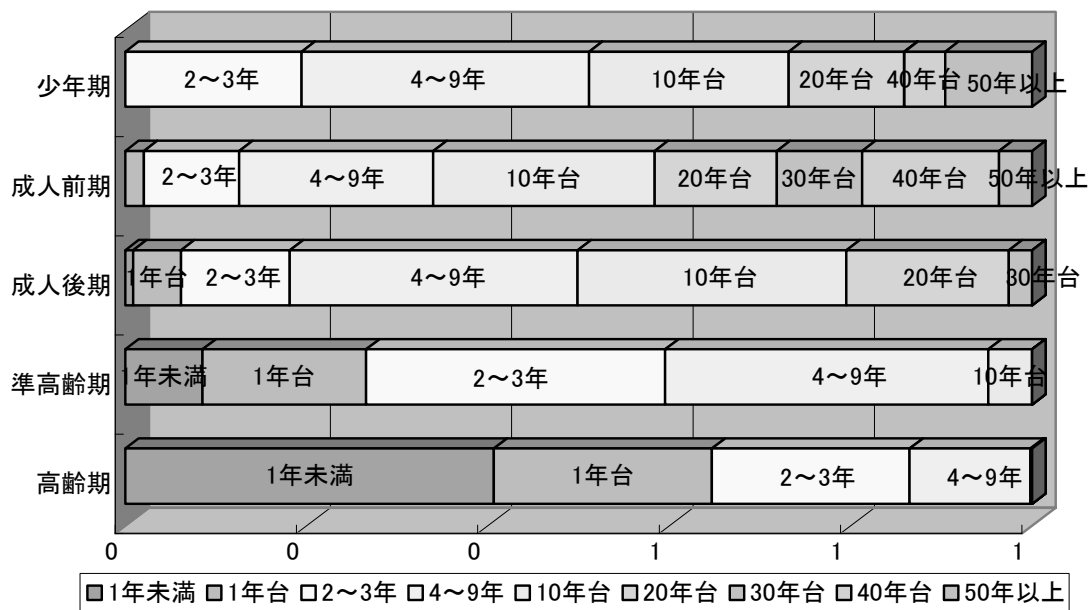


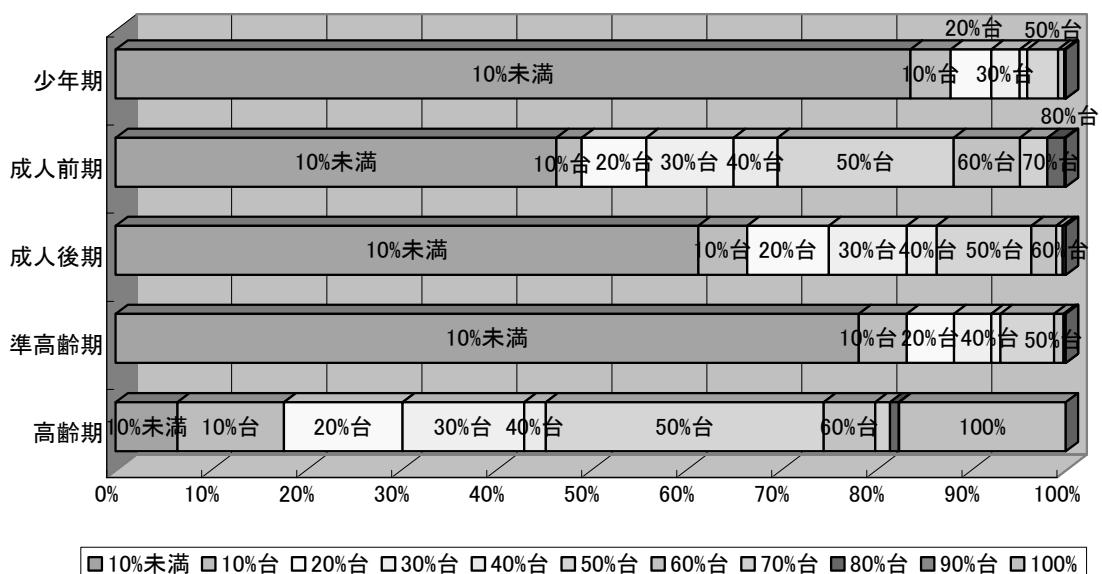
図 3-11 初犯検挙時年齢別の検挙間平均年数



(5) 年齢区分毎の検挙回数構成比

高齢前歴者が初犯検挙から最終検挙までのどの時期にこれまでの人生で犯した犯罪の何パーセントを行って検挙されているかについて分析を行った。例えば、ある高齢前歴者に5回の検挙歴があり、うち1回は少年期、2回は成人前期、1回は準高齢期、1回は高齢期に検挙されている場合、少年期 20%、成人前期 40%、成人後期 0%、準高齢期 20%、高齢期 20%といった具合に計算を行うものである。これによると、高齢前歴者は、最終検挙までの検挙のうち 47.9%を高齢期に経験しており、これに成人前期の 24.8%、成人後期の 14.5%が続いている(図 3-12)。少年期は5.2%で、準高齢期は5年間と期間が短い割に7.5%と多い。高齢前歴者が過去に受けた処分の回数や内容を考えると、この成人後期に長期の受刑をしていたことは考えにくい。

図 3-12 年齢区分別の検挙回数構成比



(6) 再犯類型

本章での分析軸に用いた初犯検挙時年齢と初犯検挙から最終検挙までの年数との間には密接な関係があり、また検挙間平均年数は初犯検挙から最終検挙までの年数を検挙回数で除したものに過ぎないから、検挙回数と初犯検挙時年齢の二つの軸を用いることで高齢前歴者の時系列的特性を最も単純且つ明瞭に示すことができる。本章 5 (2) でも行った高齢前歴者 1 万 3,792 名を対象とした初犯検挙時年齢別の検挙回数の分析に、高齢非前歴者 1 万 6,030 名を加えたのが図 3-13 である。

高齢前歴者 1 万 3,792 名のうち、少年期か成人前期に初犯検挙歴がある者のうち、検挙回数が 2 回の者はそれぞれ 357 名と 1,650 名であるが、両者を合わせた計 2,007 名は、若年期に初犯を犯していながら、以後、犯罪による検挙歴がなく、高齢期になって二度目の検挙歴がある者達である。これは**早発潜在型**とすることができる。この 2,007 名は、高齢前歴者 1 万 3,792 名に占める割合では 14.6%であるが、高齢前歴者 1 万 3,792 名と高齢非前歴者 1 万 6,030 名を併せた分析対象の全高齢犯罪者 2 万 9,822 名中の比率では、6.7%となる。

これに対し、少年期か成人前期に初犯検挙歴がある者で 3 回以上の検挙歴がある者は計 6,166 名であり、これらは**早発累犯型**とすることができる。全高齢犯罪者に占めるその割合は 20.7%となっている。

また、成人後期に初犯検挙歴がある者は、40 代・50 代という人生の中盤になってから犯罪を行い、以後、犯罪によって繰り返し検挙されるか、高齢期になってから 1 回のみ検挙されるかの違いはあるにせよ、高齢期になるまで犯罪を行っているので、これを**後発再犯型**と呼ぶことにする。これは全高齢犯罪者の 6.9%を占めている。

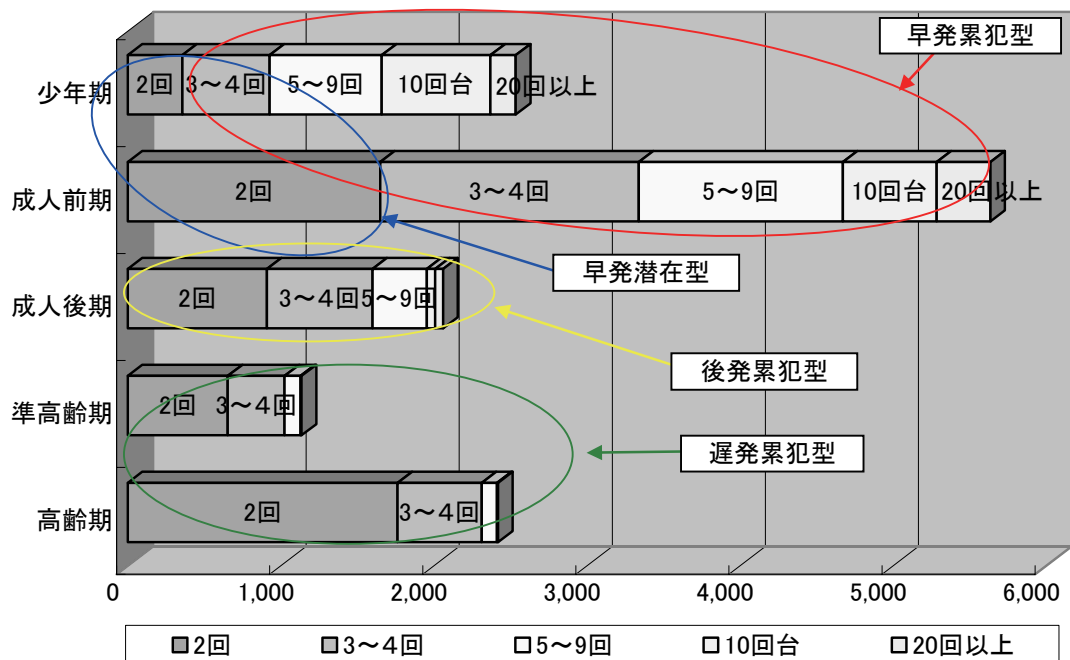
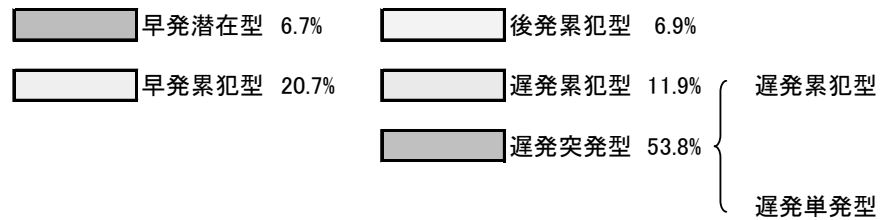
そして準高齢期か高齢期に初犯検挙歴がある者は、大半が検挙回数 2 回から 4 回の者であるが、それ以上の検挙回数の者も含め、人生の終盤から犯罪を行い、その後も再犯をしていることから**遅発累犯型**に分類し、全高齢犯罪者に占めるその割合は 11.9%となる。

一方、1 万 6,030 名の高齢非前歴者は、高齢期になってから初めて検挙され、そしてそれが唯一の検挙歴であることから**遅発突発型**とし、全高齢犯罪者の 53.8%を占めている。これらの者は、たまたま調査対象年度となった平成 16 年に初犯検挙された高齢犯罪者であるから、もし今後も犯罪を繰り返すようであれば、先の遅発累犯型となるであろうし、1 回のみの犯罪で終われば**遅発単発型**ということになる。

以上、高齢犯罪者には、高齢になるまで一度も検挙歴がなく、高齢になってから初めて検挙された遅発突発型 (53.8%)、準高齢期か高齢期に初犯検挙歴があり、その後も再犯のある遅発累犯型 (11.9%)、成人後期に初犯検挙歴があり、その後、高齢期となっても犯罪を行う後発累犯型 (6.9%)、少年期か成人前期に初犯検挙歴があり、その後、高齢に至るまで犯罪を繰り返す早発累犯型 (6.9%)、少年期か成人前期に初犯検挙歴があるものの、高齢期になるまで検挙歴が無く、高齢期になって 1 回のみ検挙されている早発潜在型 (6.7%) という、5 つの再犯類型に分けられることが明らかとなった。

図 3-13 高齢前歴者の再犯類型

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	13,792 100%	— —	5,336 38.7%	3,871 28.1%	2,623 19.0%	1,392 10.1%	570 4.1%
少年期	2,536 100%	— —	357 14.1%	571 22.5%	733 28.9%	710 28.0%	165 6.5%
成人前期	5,637 100%	— —	1,650 29.3%	1,690 30.0%	1,332 23.6%	614 10.9%	351 6.2%
成人後期	2,061 100%	— —	910 44.2%	690 33.5%	354 17.2%	55 2.7%	52 2.5%
準高齢期	1,137 100%	— —	655 57.6%	371 32.6%	104 9.1%	6 0.5%	1 0.1%
高齢期	2,421 100%	— —	1,764 72.9%	549 22.7%	100 4.1%	7 0.3%	1 0.0%
高齢非前歴者	16,030 100%	16,030 100%	— —	— —	— —	— —	— —

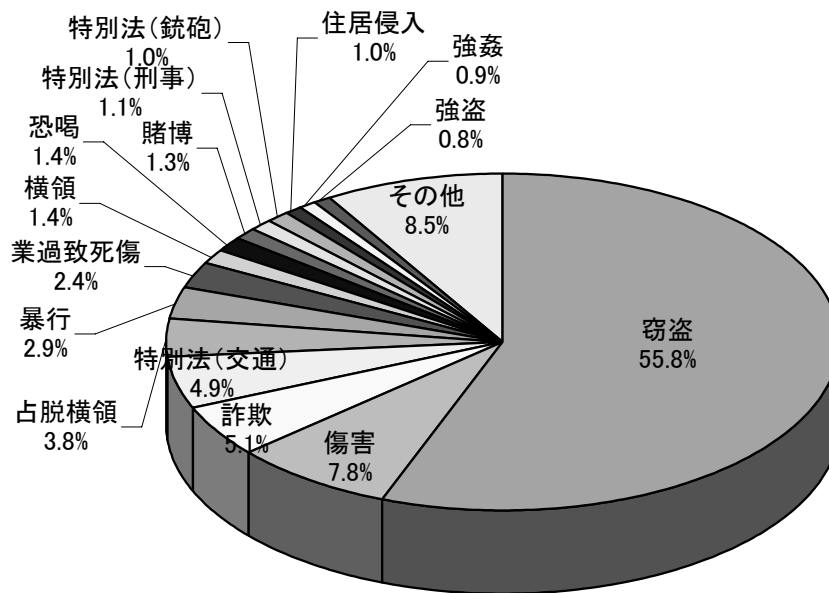


6 再犯類型—特性分析

(1) 初犯検挙時の罪名

初犯検挙時の罪名は、窃盗が 55.8%で最も多く、以下、傷害 7.8%，詐欺 5.1%，特別法（交通）（4.9%），占有離脱物横領（3.8%），暴行（2.9%）となっている（図 3-14）。最終検挙時罪名と比べてみると、占有離脱物横領が少ない分、傷害，詐欺，特別法（交通），暴行，業過致死傷など多くの罪種で構成比が高くなっている。

図 3-14 初犯検挙時罪名



(2) 罪種数と罪種の多様性

高齢累犯者の検挙回数は平均 5.2 回であるが、検挙時の罪種の平均は 2.6 種類である（図 3-15）。ここでは、1 回の検挙で複数の被疑事実がある場合、それも全て罪種の計算に含めてある。例えば、2 回の検挙歴があり、1 回目は住居侵入と窃盗、2 回目は窃盗と器物損壊という場合、検挙回数は 2 回であるが、罪種数は、住居侵入と窃盗と器物損壊で 3 種類というように集計している。

罪種数が 1 種類という、同じ罪種の犯罪のみ繰り返す**単一罪種型**の高齢前歴者は 34.4%，2 種類又は 3 種類の罪種を犯している**少罪種型**の者は 43.8%，4 種類以上の様々な罪種の犯罪で検挙歴がある**多罪種型**の者は 21.7%となっている（図 3-16）。

図 3-15 罪種数

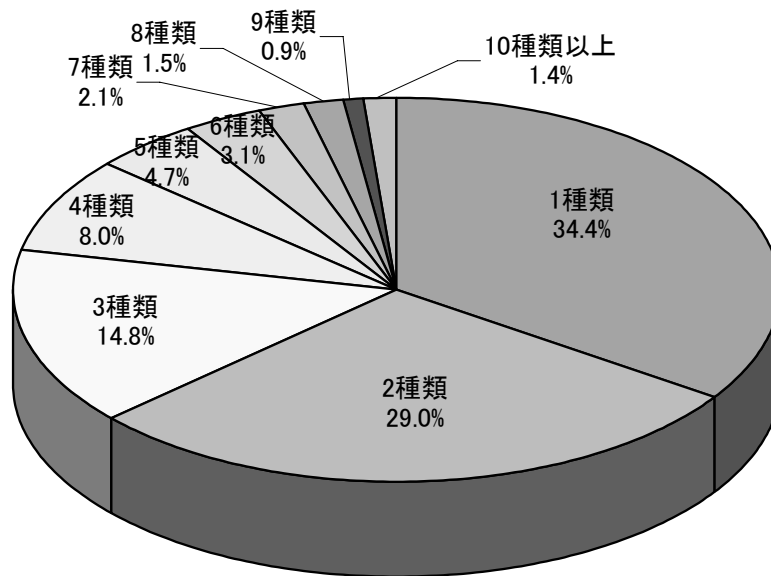
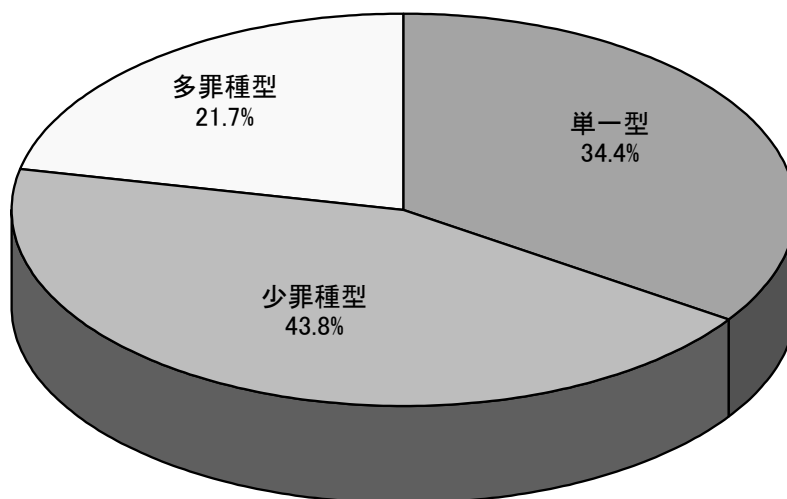


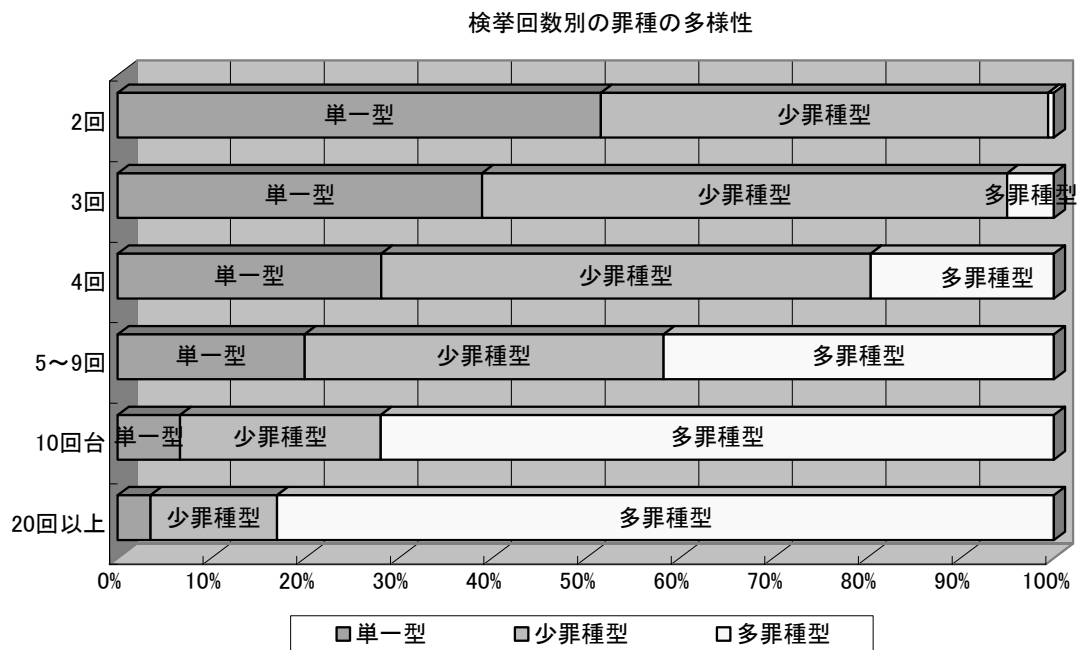
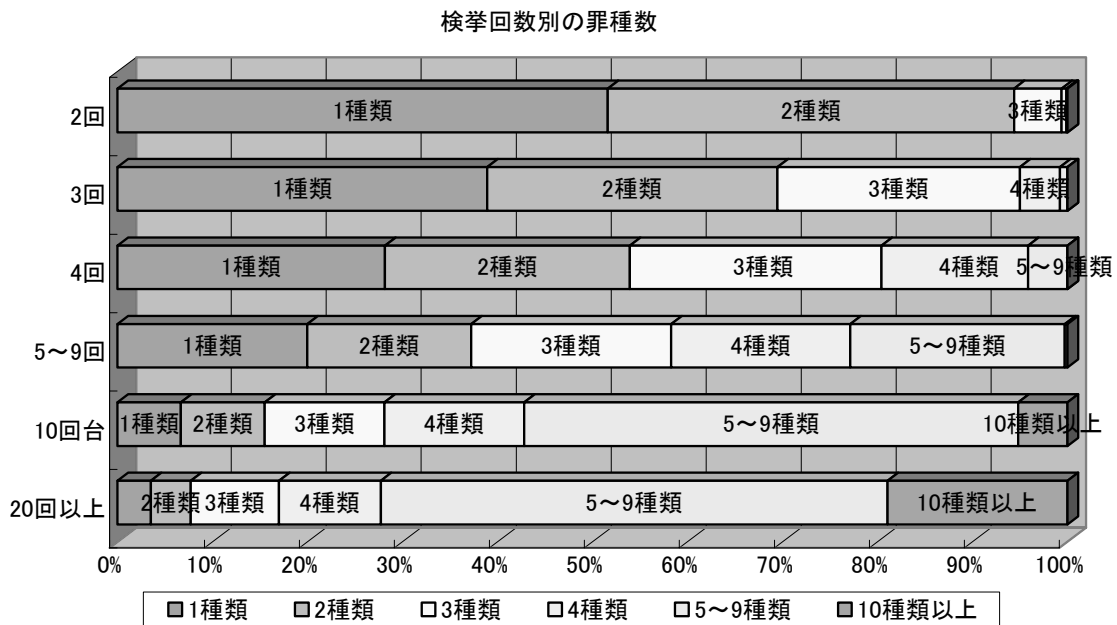
図 3-16 罪種の多様性



(3) 罪種の多様性と検挙回数

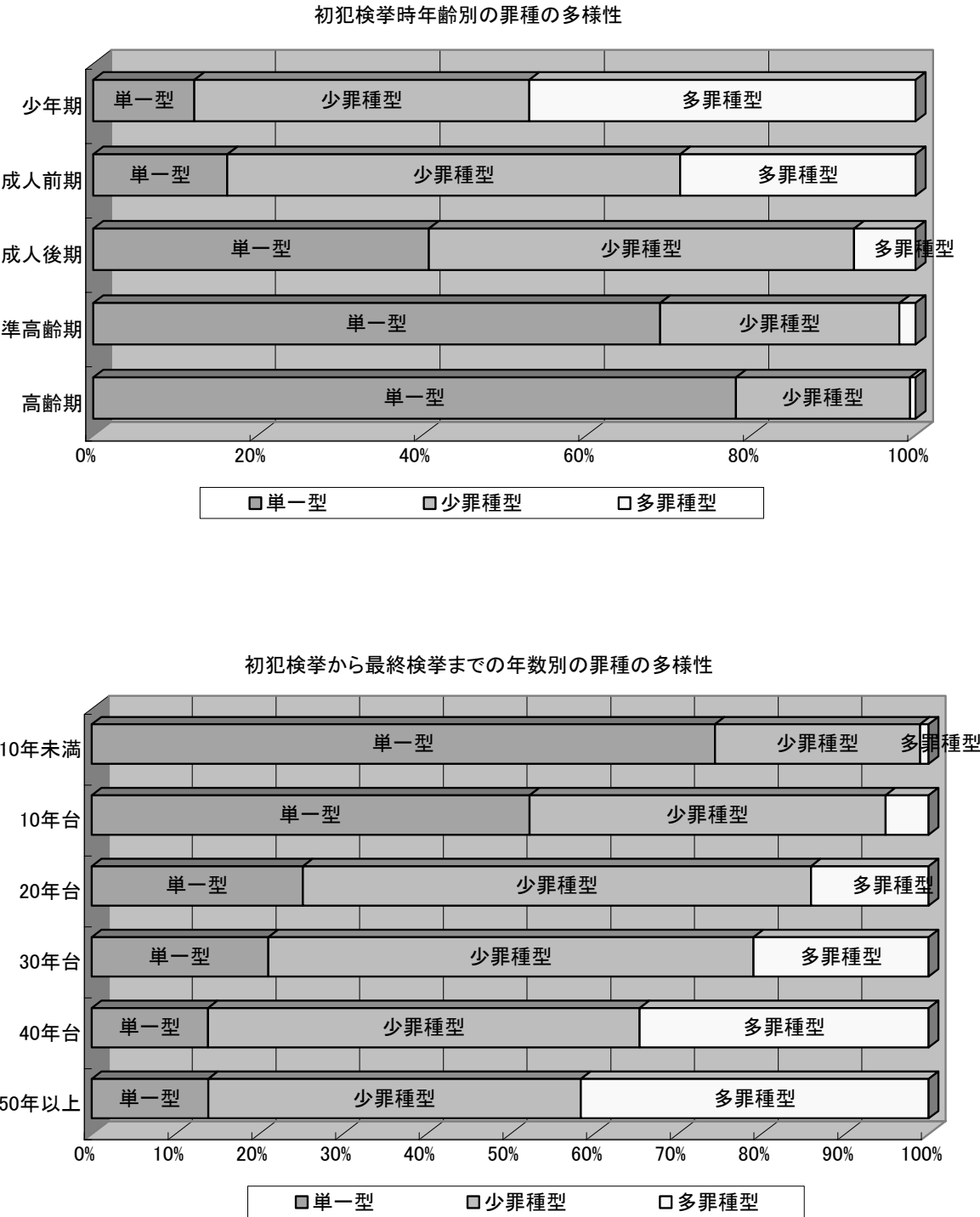
検挙回数と罪種の多様性の関係を見ると、検挙回数が多くなるほど単一型や少罪種型が少なくなり、多罪種型が多くなっている（図 3-17）。

図 3-17 検挙回数と罪種数と罪種の多様性



また、初犯検挙時期が早いほど、また初犯検挙から最終検挙までの期間が長くなるほど、罪種が多くなる傾向にある（図 3-18）。

図 3-18 初犯検挙時年齢と初犯検挙から最終検挙までの年数別の罪種の多様性



(4) 罪種構成と罪種タイプ

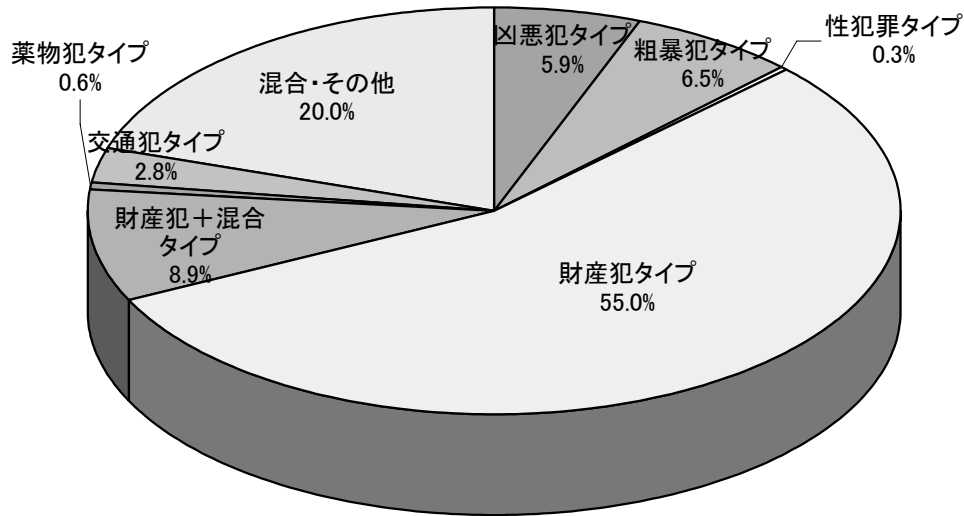
高齢前歴者の罪種を、凶悪犯、粗暴犯、性犯罪、財産犯、薬物犯、交通犯、その他に分けたうえで¹¹、初犯検挙から最終検挙までの間に検挙された罪種の構成比を計算した。例えば、1人の高齢前歴者が、最終検挙時まで10回の検挙歴があり、その罪種が、殺人（凶悪犯）1回、傷害（粗暴犯）2回、恐喝（粗暴犯）1回、窃盗（財産犯）3回、横領（財産犯）1回、業務上過失致傷（交通犯）2回ならば、凶悪犯10%、粗暴犯30%、性犯罪0%、財産犯40%、薬物犯0%、交通犯20%、その他0%とするものであり、この構成比を、高齢前歴者1万3,792名について、その平均や構成比について分析した。その結果、財産犯が最も多く平均70.9%で、次いで粗暴犯11.4%、その他8.2%、交通犯6.1%、性犯罪1.3%、薬物犯1.1%、凶悪犯1.0%となった。高齢前歴者が生涯に犯した犯罪は財産犯と粗暴犯で8割以上を占めていることになる。

しかし、こうした計算手法では、高齢前歴者の犯した罪種が財産犯の中に埋没してしまい、個々の高齢犯罪者が罪種の点でどのようなタイプに属するのか、例えば、主として性犯罪を中心に繰り返しているのか、薬物犯罪が中心なのか、などを明らかにすることができない。そこで、初犯検挙から最終検挙までの間に行った犯罪の罪種に基づき1人1人の高齢前歴者を幾つかの罪種タイプに分けることを試みた。基本的には、まず初犯検挙から最終検挙までの間に一度でも凶悪犯（殺人、強盗、放火、傷害致死、自殺関与、性的目的を除く誘拐）を犯している場合は、その者は「凶悪犯タイプ」とし、それ以外の場合は、粗暴犯、性犯罪、財産犯、薬物犯罪、交通犯罪がその者の総犯罪数（各検挙時の罪種数の合計）の50%以上を占めている場合に、それぞれ「粗暴犯タイプ」、「性犯罪タイプ」、「財産犯タイプ」、「薬物犯タイプ」、「交通犯タイプ」とし、それ以外を「混合・その他タイプ」に分類することとした。但し、検挙回数が多い者のなかには、総犯罪数の半数以上が財産犯であるが、残りの罪種の中にも粗暴犯、性犯罪、薬物犯罪など重大な犯罪を行っている者が少なくないため、これらについては「財産犯タイプ」の亜種として、「財産犯＋混合タイプ」とすることとした。

そうした分類基準に基づき高齢前歴者1万3,792名を分類したものが図3-19である。初犯検挙から最終検挙の間に犯した総犯罪数の過半数が財産犯である「財産犯タイプ」が55.0%に及び、さらに総犯罪数の過半数が財産犯であるが、他にも粗暴犯、性犯罪、薬物犯罪を犯している「財産犯＋混合タイプ」が8.9%認められた。また、初犯検挙から最終検挙の間に一度は殺人、強盗、放火、傷害致死、自殺関与、誘拐（性的目的を除く）を犯している「凶悪犯タイプ」は5.9%、また「粗暴犯タイプ」は6.5%と、それぞれ6%前後を占めている。性犯罪や薬物犯罪を中心に行っている「性犯罪タイプ」と「薬物犯タイプ」は、0.3%と0.6%と1%にも満たない。交通業過や道交法違反など交通犯罪が中心の「交通犯タイプ」は2.8%であった。

過去に犯した罪種の比率によって高齢前歴者をタイプ分けすることで、高齢前歴者の再犯類型をより明確に把握することができるだけでなく、最終検挙時の罪種毎に高齢前歴者を分けたうえで罪種タイプを見ると、さらに様々な高齢犯罪者の特徴をつかむことができる（本章8参照）。

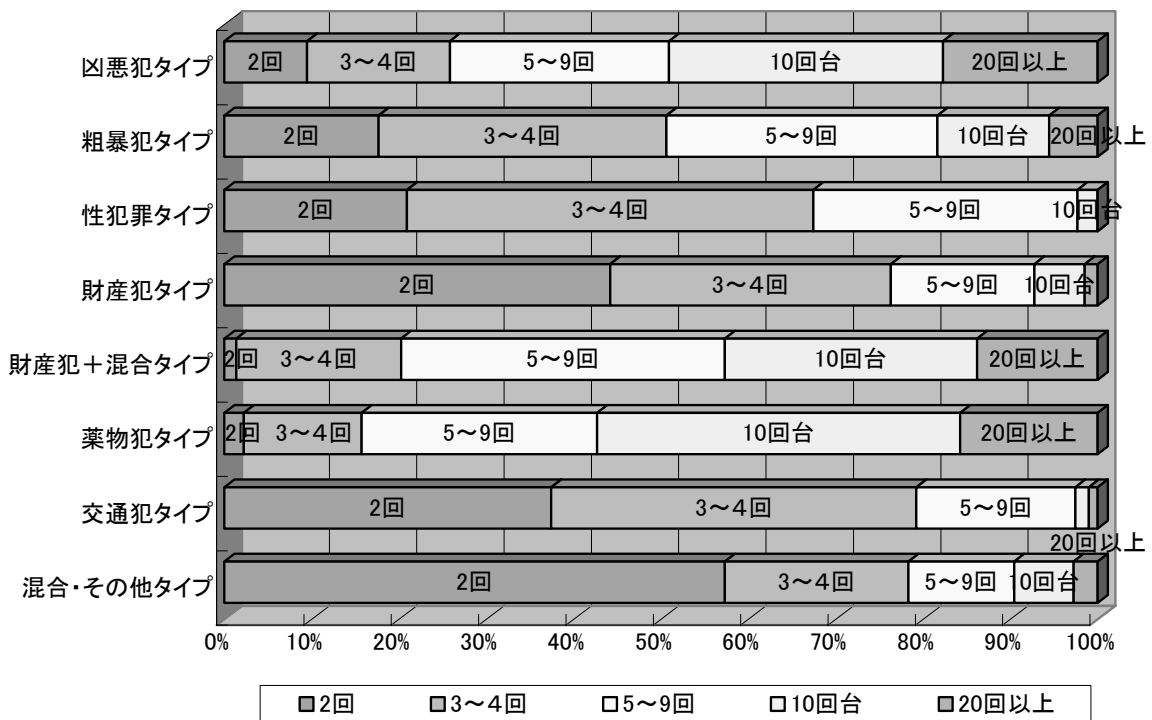
図 3-19 罪種タイプ



(5) 罪種タイプとその他の特性

罪種タイプ別に検挙回数をみると、「財産犯タイプ」で検挙回数が少なく、「凶悪犯タイプ」や「粗暴犯タイプ」、「薬物犯タイプ」で検挙回数が多くなっている（図 3-20）。「財産犯+混合タイプ」は、財産犯を中心に粗暴犯，性犯罪，薬物犯が混ざっているタイプという元々の分類基準からして検挙回数が「財産犯タイプ」より多くなっている。

図 3-20 罪種タイプ別の検挙回数



罪種タイプ別の初犯検挙時年齢では、「凶悪犯タイプ」が特に初犯検挙時年齢が低く、42.8%が少年期となっている（図 3-21）。「粗暴犯タイプ」と「薬物犯タイプ」も初犯検挙時年齢が低いが、初犯検挙時年齢が成人前期である者の割合が 50%前後と高い。「財産犯タイプ」は、高齢期や準高齢期に初犯検挙される者の割合が高く、少年期は比較的少ない。少年期から初犯で検挙される財産犯は、財産犯のみならず、粗暴犯なども犯す「財産犯＋混合タイプ」であることがわかる。「性犯罪タイプ」は、初犯検挙時年齢が少年期である者は少ないが、成人前期に初犯検挙されている者が 55.8%と多いほか、成人後期や準高齢期、高齢期になって初めて検挙される者が 39.5%いる。

逆に見れば、図 3-22 のように、成人後期以降に初犯で検挙される高齢前歴者は多くが「財産犯タイプ」で、「凶悪犯タイプ」や「粗暴犯タイプ」、「財産犯＋混合タイプ」、「交通犯タイプ」は少年期や成人前期から犯罪を行い、検挙されていることになる。

図 3-21 罪種タイプ別の初犯検挙時年齢

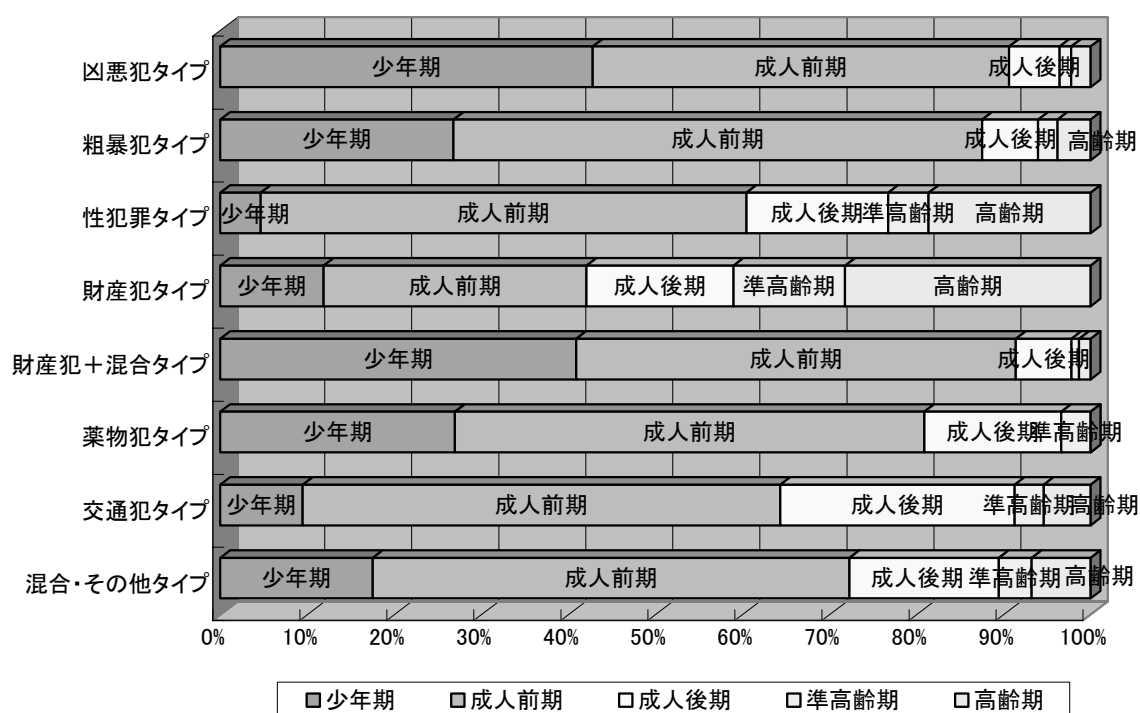
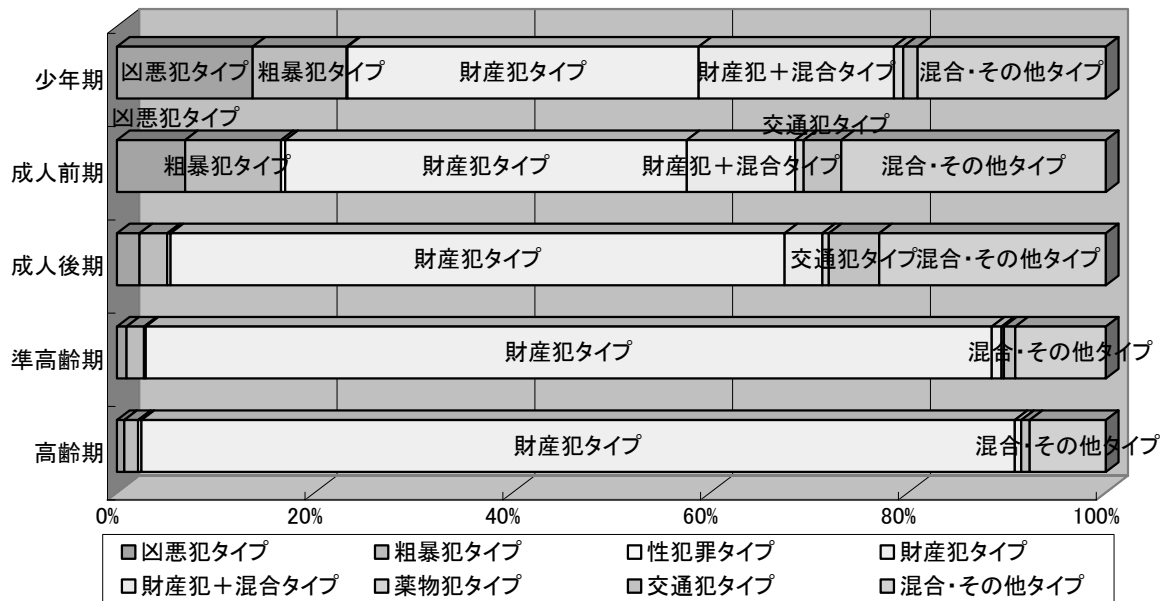
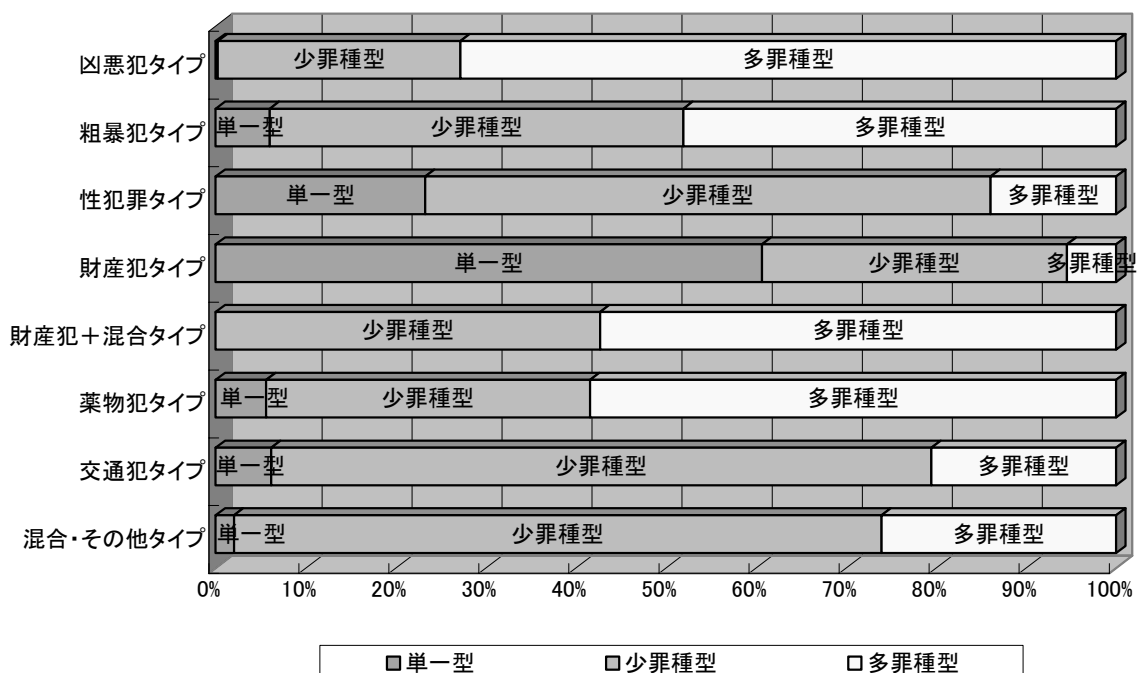


図 3-22 初犯検挙時年齢別の罪種タイプ



また、罪種タイプと罪種の多様性については、最も単一型の傾向が強いのが「財産犯タイプ」であり、「性犯罪タイプ」も財産犯ほどではないものの、単一型がやや多く、少罪種型が多い（図 3-23）。窃盗などの財産犯を主に犯してきた高齢者は、窃盗や詐欺など財産犯系の犯罪を繰り返す傾向が強いこともあるが、財産犯タイプは検挙回数が少ないため、単一型や少罪種型に分類されやすいという事情はある。これに対し、「凶悪犯タイプ」、「薬物犯」タイプ等は、多罪種型の比率が高く、様々な犯罪を行ってきていることがわかる。

図 3-23 罪種タイプ別の罪種の多様性



7 高齢前歴者の処分歴

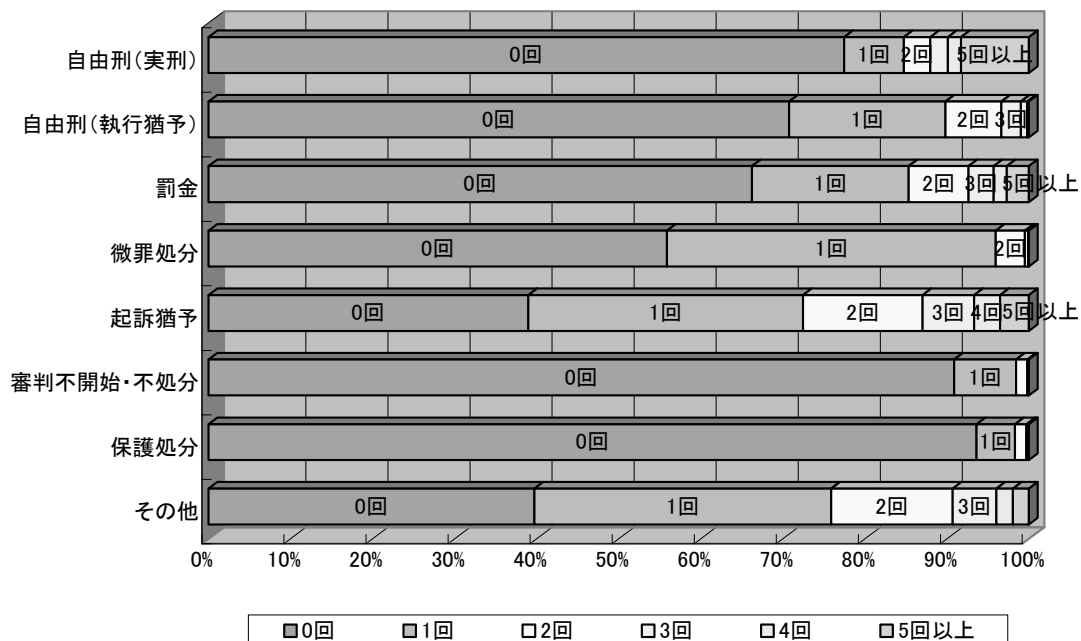
(1) 処分の内容と回数

高齢前歴者の処分歴については、最終検挙時の処分が確定していない者がいるため、確定している処分のみを対象に初犯検挙から最終検挙までの処分を見ると、最も多いのが起訴猶予で、1人当たり平均1.2回であり、これに自由刑の実刑（1.0回）、罰金（0.7回）、微罪処分（0.5回）、自由刑の執行猶予（0.4回）と続く（表3-2、図3-24）。微罪処分は1回のみ受けた者の比率が40.1%と高く、それ以上の者は僅かしかない。罰金と自由刑の執行猶予は、罰金が5回以上の者が多いことを除くと、似たような傾向にある。これに対し、自由刑の実刑は、1回から3回まで受けたことのある者の比率は自由刑の執行猶予より低い、4回と特に5回以上受けた者の比率が高くなっている。

表3-2 処分の内容と回数

	自由刑 (実刑)	自由刑 (執行猶予)	罰金	微罪処分	起訴猶予	審判不開始・不処分	保護処分	その他
0回	10,685 77.5%	9,760 70.8%	9,138 66.3%	7,707 55.9%	5,377 39.0%	12,531 90.9%	12,912 93.6%	5,477 39.7%
1回	1,003 7.3%	2,630 19.1%	2,632 19.1%	5,527 40.1%	4,616 33.5%	1,044 7.6%	647 4.7%	4,988 36.2%
2回	444 3.2%	937 6.8%	1,005 7.3%	490 3.6%	2,010 14.6%	187 1.4%	189 1.4%	2,045 14.8%
3回	297 2.2%	329 2.4%	424 3.1%	52 0.4%	867 6.3%	27 0.2%	36 0.3%	732 5.3%
4回	222 1.6%	102 0.7%	221 1.6%	12 0.1%	437 3.2%	1 0.0%	5 0.0%	281 2.0%
5回以上	1,141 8.3%	34 0.2%	372 2.7%	4 0.0%	485 3.5%	2 0.0%	3 0.0%	269 2.0%
計	13,792	13,792	13,792	13,792	13,792	13,792	13,792	13,792
平均	1.0	0.4	0.7	0.5	1.2	0.1	0.1	1.0
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	21	8	17	14	15	6	5	17
分散	8.1	0.7	1.8	0.4	2.1	0.1	0.1	1.5
標準偏差	2.8	0.8	1.4	0.6	1.5	0.4	0.4	1.2

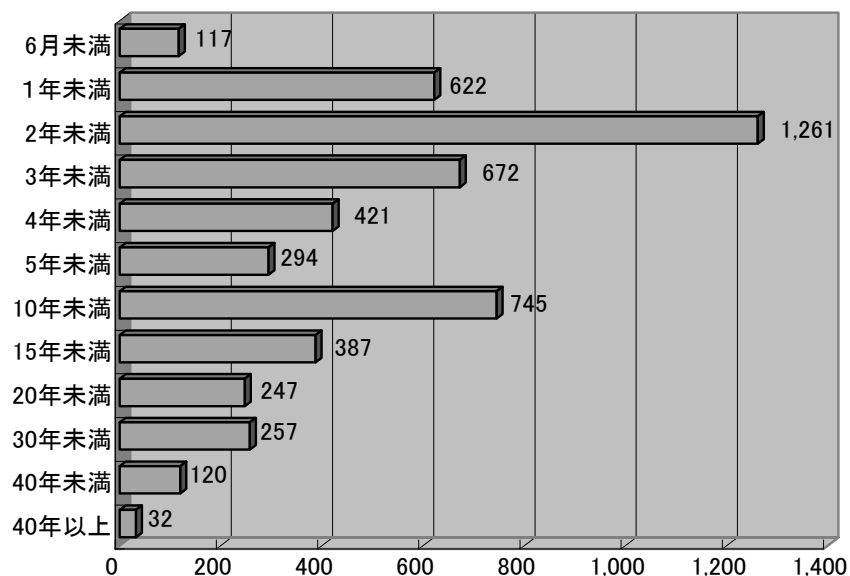
図3-24 処分の内容と回数



(2) 自由刑の刑期

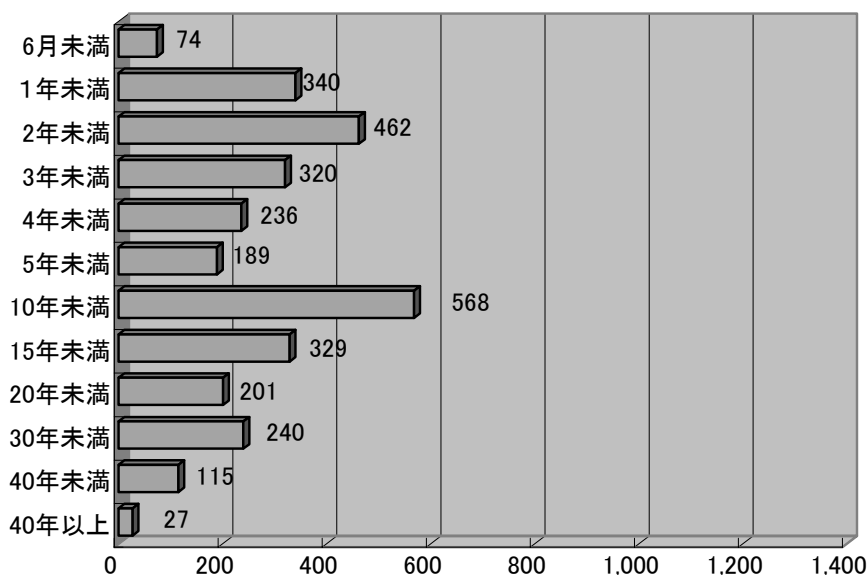
自由刑（執行猶予を含む）を受刑歴のある者は 5,179 名で高齢前歴者全体の 37.6%に当たる。無期刑の受刑歴がある者は 12 名であり、このうち 4 名は無期刑以外の自由刑の受刑歴がなく、従って、有期刑の受刑歴がある者は 5,175 名となる。この 5,175 名が初犯検挙から最終検挙までに受けた自由刑の刑期の合計の平均値（執行猶予を含む）は 75 月（6 年 3 月）である。しかし、分布を見ると、最頻値の 2 年未満（1 年以上）を中心とした一つの山以外に、10 年未満（5 年以上）のもう一つの山があることがわかる（図 3-25）。

図 3-25 自由刑の刑期の合計（実刑＋執行猶予）



さらに、自由刑の実刑の受刑歴がある者に限定して刑期の合計を計算すると図 3-26 のようになり、10 年未満（5 年以上）の者がモード（最頻値）となる。つまり、自由刑の受刑歴がある高齢前歴者のなかでも、受刑期間の長い者と、執行猶予か短期の自由刑を受けた経験がある者に分かれることがわかる。

図 3-26 自由刑の刑期の合計（実刑のみ）



(3) 釈放予定日から次の検挙までの期間

刑罰や保護処分などの処分が確定し、その処分に対する釈放予定日から次の検挙までの平均期間の分布を前処分別に見たものが表3-4と図3-27である。この場合の釈放予定日は、次の表3-3基準に従って計算した。

表 3-3 釈放予定日の計算方法

処分の種類	釈放予定日の計算方法
有期刑の実刑	刑の執行終了予定日から次の検挙日まで
無期刑	処分確定日の18年後(平均仮釈放日を基準)から次の検挙日まで
少年院送致	処分確定日の1年後(平均仮退院日を基準)から次の検挙日まで
微罪処分	処分確定日から次の検挙日まで
起訴猶予	
有期刑の執行猶予	
罰金	
審判不開始・不処分	
少年院送致以外の保護処分	
その他の身柄拘束を伴わない処分	

しかし、自由刑（有期刑）の場合は仮釈放となる場合があるため、実際には表や図で示されているより期間が多少長いと考えられるほか、無期刑や少年院送致などは当時の平均仮釈放日や仮退院日を基準として計算していることから、あくまで参考値に過ぎない。しかし、これによって、高齢前歴者が、前回の処分に基づく身柄の拘束を解かれてから次の再犯（厳密には検挙日）までである程度、どの位の期間があったかを知ることができ、前回処分の再犯防止効果を推測する一つの指標となる。

釈放予定日から次の検挙まで最も短いのが微罪処分であり、処分から1年未満で再犯を犯し、検挙されている者が82.7%に及ぶ。さらに96.9%とほぼ全ての者が3年未満で検挙されている。これに対し、釈放予定日から次の検挙まで比較的長いのが罰金と起訴猶予であるが、次の検挙まで3年未満までの者の割合がそれぞれ26.1%と36.8%と低い。

一方、前回の処分が自由刑である場合は、起訴猶予や罰金より次の検挙までの期間が短くなっているのが特徴的である。自由刑の実刑と執行猶予の釈放予定日から次の検挙までの期間が3年未満の者は、それぞれ45.9%と44.5%と、ともにほぼ半数近くを占めているが、1年未満の割合は、実刑が15.2%であるのに対し、執行猶予は22.4%と、執行猶予の方が次の検挙までの期間が短い者が多い。

表 3-4 処分終了予定日から次の検挙までの期間

	自由刑 (実刑)	自由刑 (執行猶予)	罰金	微罪処分	起訴猶予	審判不開 始・不処分	保護処分	その他
1年未満	434 15.2%	776 22.4%	531 12.5%	1,068 82.7%	1,181 17.9%	241 19.8%	319 38.1%	1,119 18.1%
3年未満	874 30.7%	764 22.1%	573 13.5%	184 14.2%	1,240 18.8%	266 21.8%	227 27.1%	1,875 30.3%
5年未満	381 13.4%	347 10.0%	380 9.0%	34 2.6%	627 9.5%	138 11.3%	80 9.5%	1,039 16.8%
10年未満	427 15.0%	457 13.2%	575 13.6%	3 0.2%	831 12.6%	150 12.3%	73 8.7%	1,106 17.9%
10年台	375 13.2%	435 12.6%	772 18.2%	0 0.0%	905 13.8%	90 7.4%	31 3.7%	503 8.1%
20年台	151 5.3%	274 7.9%	535 12.6%	0 0.0%	591 9.0%	55 4.5%	15 1.8%	199 3.2%
30年台	87 3.1%	180 5.2%	430 10.2%	0 0.0%	457 6.9%	35 2.9%	5 0.6%	125 2.0%
40年台	102 3.6%	201 5.8%	386 9.1%	1 0.1%	614 9.3%	137 11.2%	49 5.8%	151 2.4%
50年台	18 0.6%	28 0.8%	54 1.3%	2 0.2%	135 2.1%	106 8.7%	39 4.7%	65 1.1%
計	2,849	3,462	4,236	1,292	6,581	1,218	838	6,182
平均	8.3	10.4	15.7	0.8	13.6	14.7	7.9	6.9
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最大値	54.6	54.8	55.6	54.7	55.4	55.5	55.1	54.8
分散	124.6	176.6	220.9	6.6	238.6	354.0	222.2	106.0
標準偏差	11.2	13.3	14.9	2.6	15.4	18.8	14.9	10.3

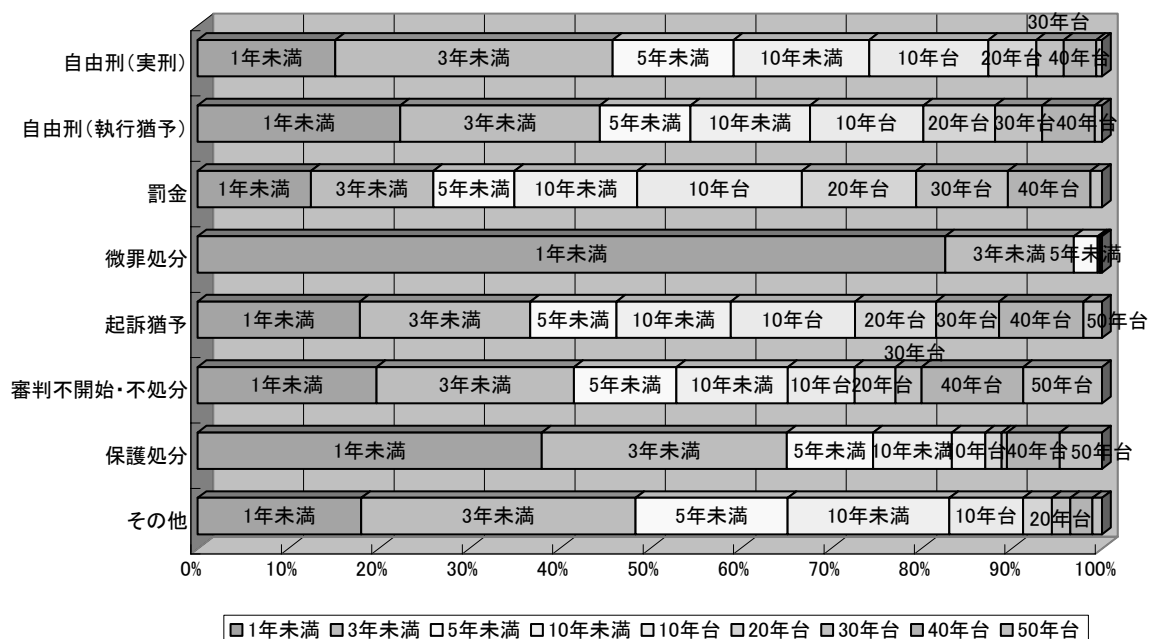
注：有期刑の実刑の場合は、刑の執行終了予定日から次の検挙日までで計算。

無期刑の場合は、処分確定日の18年後（平均仮釈放日を基準）から次の検挙日までで計算。

少年院送致の場合は、処分確定日の1年後（平均仮退院日を基準）から次の検挙日までで計算。

その他の身柄拘束を伴わない処分の場合は、処分確定日から次の検挙日までで計算。

図 3-27 処分終了予定日から次の検挙までの期間



8 高齢前歴者の罪種別再犯分析

高齢前歴者のうち平成 16 年の最終検挙時の罪名に応じ、殺人、強盗、性犯罪（強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗、詐欺、業務上過失致死傷の罪種別グループに分け、当該グループ毎に再犯類型を分析した。罪種別の特徴を、年齢、女性比、検挙回数、初犯検挙時年齢、初犯検挙から最終検挙までの年数、検挙間隔年数、罪種数、生涯の罪種構成の点から分析すると表 3-5 のようになる。

表 3-5 罪種別の再犯類型

最終検挙時の 罪名	非前歴者	前歴者							
		実数	前歴者比率	平均年齢	女性比	検挙回数 (前歴者)	初犯検挙時 年齢	初犯～最終 検挙年数	検挙間隔 年数
全 体	16,030	13,792	46.2%	69.5	20.8%	5.2	38.6	30.9	13.9
殺 人	55	47	46.1%	69.3	6.4%	8.1	25.9	43.3	14.4
強 盗	13	42	76.4%	68.9	4.8%	8.7	33.8	35.1	9.4
性 犯 罪	67	56	45.5%	68.7	0.0%	4.2	36.4	32.3	16.7
傷害・暴行	727	826	53.2%	68.7	2.4%	6.3	30.4	38.3	15.7
窃 盗	9,030	8,022	47.0%	69.9	32.9%	4.7	42.4	27.5	12.6
詐 欺	187	385	67.3%	68.9	7.5%	9.3	34.6	34.3	8.5
業過致死傷	290	131	31.1%	69.0	0.8%	3.9	31.1	37.8	24.1



プラスの傾向が
かなり強い



プラスの傾向
がやや強い



マイナスの傾
向が強い

(1) 前歴者比率

前歴者の比率をみると、高齢前歴者全体で 46.2%であるのに対し、強盗が最も高く（76.4%）であり、詐欺（67.3%）、傷害・暴行（52.3%）がこれに次いでいる。凶悪犯でも、強盗は前歴者の比率が高いのに対し、殺人（46.1%）はほぼ平均値と違いがあり、財産犯でも、詐欺は窃盗に比べ相対的に前歴者の比率が高くなっている。また、業務上過失致死傷の大半は交通関係業過であるが、平均より低いとはいえ、高齢者の業務上過失致死傷も 3 人に 1 人は前歴がある（31.1%）。

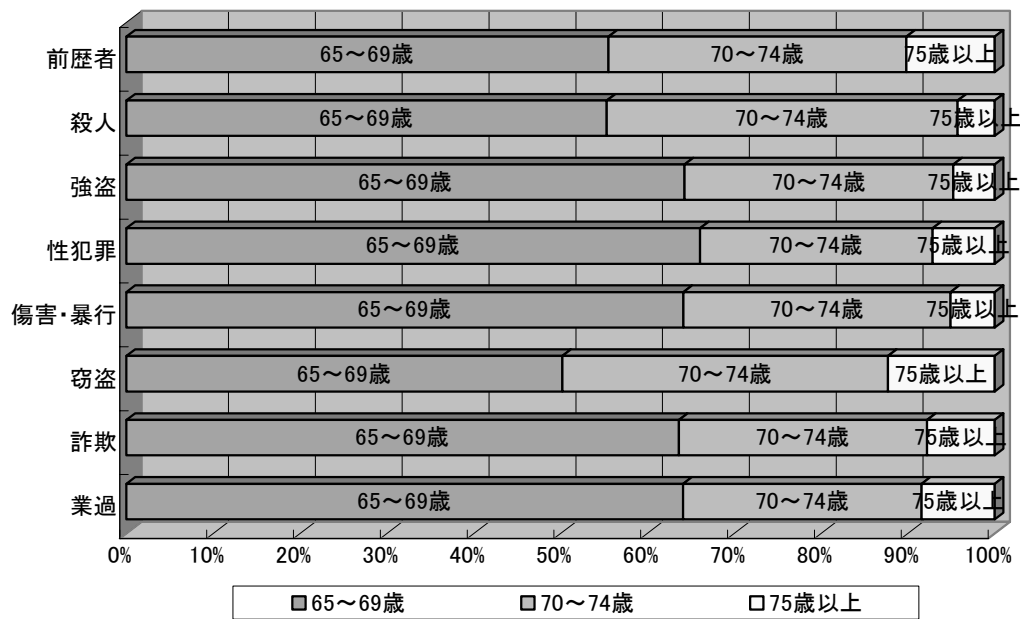
(2) 年齢

平均年齢では、高齢前歴者全体の 69.5 歳と比べ、性犯罪（68.7 歳）、傷害・暴行（68.7 歳）、強盗（68.9 歳）、詐欺（68.9 歳）、業過（69.0 歳）がやや低く、窃盗（69.9 歳）がやや高い。年齢分布を見ると、殺人で 70～74 歳が、窃盗で 70～74 歳と 75 歳以上の割合が高くなっている（図 3-28）。

(3) 女性比

高齢前歴者全体の女性比は 20.8%である。罪種別で最も女性比が高いのが窃盗であり（32.9%）、窃盗を除くと、業務上過失致死傷（0.8%）、傷害・暴行（2.4%）、強盗（4.8%）、殺人（6.4%）、詐欺（7.5%）でいずれも女性比が低い。

図 3-28 罪種別の年齢分布



(4) 検挙回数

高齢前歴者全体の検挙回数は平均 5.2 回であるのに対し、罪種別では、詐欺（9.3 回）、強盗（8.7 回）、殺人（8.1 回）の検挙回数が多い（図 3-29）。強盗と詐欺は前歴者比率も高く、検挙回数も多いのに対し、殺人は前歴者比率が高くないにもかかわらず、前歴者についてみると検挙回数が多い。つまり高齢で殺人を犯す犯罪者は、高齢になっていきなり殺人を犯す初犯型（突然型）のタイプと、生涯に亘って繰り返し犯罪を行った末に高齢になってから殺人を犯す累犯型のタイプに大きく分かれること意味する。一方、性犯罪は、前歴者比率が低く、前歴者の検挙回数も 2 回や 3～4 回の者が多いことから、少なくとも検挙された回数から見る限り、性犯罪者の再犯は他の罪種より相対的に少ないことが伺われる。なお、業務上過失致死傷については、前歴者比率は低いものの、前歴者については平均 3.9 回と、約 4 回もの検挙歴がある。

図 3-29 罪種別の検挙回数

